第3回酒田市史跡山居倉庫整備基本計画策定委員会次第

日時 令和6年2月20日(火)14時~ 場所 希望ホール小ホール

- 1 開会
- 2 協議事項
 - (協議事項1) 前回の振り返りについて
 - (協議事項2) 山居倉庫整備基本構想について
 - (協議事項3) 山居倉庫整備基本計画における基本理念と基本方針 について
 - (協議事項4) 酒田市史跡山居倉庫整備基本計画策定委員会設置 要綱の改正について
 - (協議事項5) ケヤキ樹勢回復に係る施工について
 - (協議事項6) 火災報知器の設置工事について
 - (協議事項7) 耐震診断の実施概要について
- 3 その他
- 4 閉会

山居倉庫整備基本計画策定委員会 委員名簿

◎委員 (敬称略)

			(3011101)
No.	職名	氏 名	備 考
1	奈良文化財研究所所長	本中 眞	委員長
2	酒田市文化財保護審議会委員	清野 誠	副委員長
3	酒田市立資料館調査員	相原 久生	
4	酒田商工会議所女性会会長	岩間 奏子	
5	東北芸術工科大学歴史遺産学科教授	北野 博司	
6	株式会社EAU代表取締役	崎谷浩一郎	
7	株式会社テーブルビート代表取締役	佐藤 俊博	
8	長岡造形大学建築・環境デザイン学科教授	平山 育男	
9	酒田市景観審議会委員	古川 美紀	
10	東京藝術大学美術学部准教授	宮本 武典	
11	酒田市教育委員会教育次長	池田 里枝	
12	酒田市企画部長	中村 慶輔	

◎オブザーバー (敬称略)

				(32/11-617
No.	職 名	氏	名	備考
1	文化庁文化資源活用課 文化財調査官	小野	友記子	
2	山形県観光文化スポーツ部 博物館・文化財活用課 主査	鈴木	弥咲	
3	株式会社ニューソン代表取締役	荒木	真司	
4	樹木医	渡部	佐界	
5	庄内みどり農業協同組合 総合企画部長	若木	吉尚	指定地所有者
6	山形県 庄内総合支庁 建設部 河川砂防課長	本橋	倫之	指定地管理者
7	港南コミュニティ振興会	小野	英男	指定地域住民代表
8	酒田市企画部文化政策調整監	金野	洋和	
9	" 文化政策課文化財主幹	川島	崇史	

◎山居倉庫整備基本計画策定支援業務受託事業者

(敬称略)

No.	職名	氏 名	備考
1	株式会社グリーンシグマ	瀬戸 智	
2	? 株式会社グリーンシグマ	梅嶋修	

◎事務局

No.		職名	氏 名	備 考
1	酒田市企画	部都市デザイン課長	佐藤 裕明	
2	IJ	都市デザイン課課長補佐	土井 勝	
3	IJ	都市デザイン課主査兼係長	真島 孝幸	
4	11	都市デザイン課調整主任	本間福美	

山居倉庫整備基本計画策定委員会(第2回)意見への対応表

Na	双 号 (西 约)	笠の同禾昌春での同炊	現在の対応性に(古代)
No.	発言(要約) 	第2回委員会での回答	現在の対応状況(方針)
1	サウンディング調査見送りの経緯につい て説明を。	【市】基礎調査を実施し、エリアの活用をどうするのか、耐震性能によってどこが使えるのかなど整理を行った上で、サウンディング調査の提案に入りたい。	
	建物の安全性を確認後の実施予定とはい つ頃か。またそれは実施報告なのか。	【市】実施報告までと考えている。時期 は委員会の中でお示ししたい。	
3	調査結果を委員会に示すか。	【市】その通り。	
4	令和5年度に概要整理や合意形成を進め、令和6~7年度に計画をまとめるイメージか。	【市】課題の1つであるガイダンス施設をどこに設置するかは耐震診断結果を踏まえて検討するため、まずは令和6年度に耐震診断を実施し、令和7年度に議論を行いたい。	事務局回答のとおり、令和6年度に耐震 診断を実施する予定です。
5	基本構想(案)とはどのようなものか。 整備基本構想と整備基本計画の関係は。	【市】整備基本構想は、保存活用計画と整備基本計画を結ぶ方針的なもの。10年ごとに取り組む内容を整理するという趣旨。	整備基本構想は、これから策定する整備 基本計画の前提となる事項についてまと めたものとします。
6	各委員に事前ヒアリングで意見集約を 行ったが、今回の資料で修正されておら ず、2月の会議までに反映させるか。	【市】第1期・第2期の振り分けは意見を反映した。事前配布資料では、活用に係る内容が第2期となっていたが、第2期では遅いのではないかという意見が複数あり、第1期からとした。	
7	今年度中に整備基本構想という冊子を作成するのか。整備基本計画の全体フレームとの関係はどうなるのか	【市】整備基本計画策定前に構想の方針を決定する。第3回又は第4回委員会までには策定する形としたい。冊子化は予算と相談になる。	整備基本構想については、基本方針の章 に追加する形で掲載します。
	構想は、関係者間における方向性・ビジョンを共有するものと認識した。合意 形成された内容を、整備基本計画の中に 反映させて完成させるということでよろ しいか。	【市】その通り。	整備基本構想については、基本方針の章 に追加する形で掲載します。
9	整備基本計画では、史跡全体の植生管理や、サインやガイダンスも全体の動線を含めた内容を示すことになる。一方で、防災計画も第一に行うことになるが整備基本構想には示されていない。調査・保護も遺構だけでなく膨大な資料の調査も必要となる。		整備基本構想の具体的な取組事例の一例 として防災計画を記載します。 調査の具体的な記述については、概要に 記載はありませんが、素案の本文には記 載する予定です。
10	整備基本構想の中に、ケヤキ樹勢回復、 ガイダンス施設、サイン計画など具体的 な個別の項目が見られ、やりたいことが 先行しているように見えてしまう。		整備基本構想は、長期的な考え方、方針を示すものであると考えられますので、個別事業を全て載せることは難しいと思っております。資料で示した内容は例として当てはまる事業を挙げたものとしてご理解をお願いいたします。
11	どのように保存するのかという視点が欠けていると感じる。現状のまま保存するのか、建設当時まで遡るのか、大正12年当時に戻すのか、などの議論が必要ではないか。		整備基本計画に記載する「基本理念と基本方針」の章において、「保存・整備における年代設定」を記載します。保存活用計画を踏まえた内容とします。詳細については、分科会で協議を行う予定です。
12	「市民による保存意識の向上と市民参加の創出」とあるが、スケジュールにハード面の整備しか挙がっていない。本来は市民参加に関する項目も入るべきものと思うが。	【市】複数年にまたがるハード整備を整理、抜粋したもので、整備基本計画ではソフト面に関する事業もお諮りする。	整備基本構想の資料において、具体的な 事業の例の中にソフト事業に関する記載 も追記します。
13	協議事項3-1について、課題という認識が あるのであれば、課題を解決するための 方策が、整備基本計画の中に載ってくる べきだと考える。		保存活用計画において、それぞれ分類された課題の中で、更に重点課題として挙
14	保存活用計画には、第4章で保存・周辺環境の保全・活用・整備に関する4つの現状と課題が示されている。協議事項2-4には、ほぼ整備に関する所しか載っていないので、他の課題の解決についても、記載が必要ではないか。		れた課題の中で、更に重点課題として挙げられた項目があり、課題解決に取り組む優先順位として取り上げたものです。他の課題解決は、当初の10年間で取り組むかは重点課題の進捗状況によるものと考えます。

No.	発言(要約)	第2回委員会での回答	現在の対応状況(方針)
15	サウンディング調査は令和 8 ~17年度に 入れるのか。	【市】整備基本計画の策定が令和7年度までになるので、その年度内にサウンディング調査の方向性などをお示しできればと思う。その上で、令和8年度以降に、サウンディングの作業を進めていきたい。	
16	令和8~17年度の間で、どれくらい期間 をかける想定か。	【市】具体的な期間は未定。12棟分を一気にという訳にもいかないので、今後の検討としたい。	
17	整備基本構想で示された3つの理念が、 整備基本計画の中にどのように反映され るのか。	【市】保存活用計画では課題に応じた大綱として一定の方向性が示されているが、整備基本構想では、その中で、取り組むべき事項と先送りせざるを得ない事項念を3つ挙行意識して取り組みたい。基本方針は理念を具体化するかめに、どのようなことを行っていくか細分化したものになる。	整備基本構想資料を差し替え、保存活用 計画から整備基本計画へのコンセプトの つながりを説明した資料としました。
	資料の基本理念に「継続的な調査研究と成果の公開・活用」とあるが、なぜ継続的な調査研究が必要なのか読み取れない。史跡指定で一定の価値付けはされたが、価値の向上、魅力向上、ストーリーの構築のために調査研究が必要であるといった内容を示していただきたい。		基本方針に関する資料(表)は概要をまとめたものであり、詳細な記載については、素案へ記載することになります。ご指摘の点については、概要に書き込むことまではしませんが、素案の本文には記載することとします。
19	資料4は、基本方針の右側に具体的な施策、例えば市民協働や地域連携など、ソフトにおける様々な手法も含めて明示されるという理解でよいか。	【市】目次構成では16の個別事業があり、基本方針の横にそのうちの該当する事業が来るようなイメージを持っている。	
20	委員から年代に関する意見(No.11)があったが、保存活用計画では、現在に至るまでの変遷を全て価値とみなし、現状維持を目指すことになっている。整備基本計画の中でも、それを方針としてよろしいか確認したい。	【委員】保存活用計画ではその通り示さ評あるのが、それいるが、それいては、個のかはったに重なのがについ点を置くのもあいはったといったとという。といった、「本質の研究にと思う。といった、「本質の研究にと思う。といった、「本質的には、保存承値を、の中では、「本質的体質を通信を、といった、「本質的体質を通信を、といった、「本質的体質を通信を、といった、「本質的体質を通信を、といった、「本質的体質を通信を、といった、「本質的体質を通信を、といった、「本質的体質を通信を、といった、「本質的体質を表現して、「本質など、は、ないのでは、では、ないのでは、という。	整備基本計画に記載する「基本理念と基本方針」の章において、「保存・整備における年代設定」を記載します。保存活用計画を踏まえた内容とします。詳細については、分科会で協議を行う予定です。
	更なる整理と構成の簡略化を図り、論理的にすること。保存活用計画に一度立ち返るべき部分もあるかもしれないので、 事務局にブラッシュアップをお願いしたい。		第2回委員会にお諮りした資料について、第3回委員会において修正版を改めてお諮りします。
22	協議事項1-61に、保存活用計画を「それらを適切に保存・活用していくための基本方針や…」とあるが、協議事項1-10以後の「関連計画」等にこの「基本方針」が明示されていないので、整備基本計画の方にも改めて掲載していただきたい。	【市】ご指摘の通り、協議事項2のスケ ジュールに基本方針の検討の記載不足が	第3回委員会に提出する素案に追記しました。
	協議事項2のスケジュールを見ると、整備基本計画の基本方針の議論が先にあって、整備基本構想がその後で協議する形となっている。書きぶりが大きく変わる、方向性が大きく変わることはないと思われるが、整合性を確認していただければと思う。	あった。基本方針については、整備基本 構想を固めていく中で、改めて取り上げ て、紐づくような形にしたい。	第3回委員会説明資料で改めて説明いた します。
	整地土から掘方を掘って礎石を置くのではなく、整地をしながら礎石を置いているという理解でよいか。	【市 (文政) 】掘方は確認できなかったので、整地の上に置かれていると考えられる。	
25	この礎石の上に土台を置いて柱が立っているということか。これを見る限り、30 cm位は表土で掘削は可能であるということでよいか。防根シートについても、施工方法にもよるが、一部盛り土は掘削するけれども、影響は無いという理解でよいか。	【市(文政)】そのように考えられる。	
26	調査報告書の段階で、5~6号棟付近で も発掘調査は行っているが。	【市(文政)】5~6号棟付近で調査は 行ったが、下屋があるため壁際まで掘っ ていない。壁際の調査は初めてになる。	

No.	発言(要約)	第2回委員会での回答	現在の対応状況(方針)
27	礎石の上にコンクリートの盤がある訳だが、これは後に作られたと考えるべきなのか。	【市(文政)】大正14年刊行の写真集では、外壁が地面近くまで下がっていてコンクリートが見られない。おそらく、どこかの段階で一度改修を行っていると考えられる。	
28	立面図を見てみると、礎石は3尺間隔なのか。少し動いているようにみえるが。	【市(文政)】正確に3尺ではないかも しれない。	
29	(資料5-6 1号棟西側側面図で) 斜線入の四角い部分が駒石になるのか。	【市(文政)】おそらく、それに合わせているのかと思われる。	
30	礎石の上のコンクリートは、後補のもので、柱には影響していなくて、外側に張り付けているようなものではないか。	【市(文政)】おそらく、そういったものではないか。礎石の上に柱は確認できなかった。	
	30cmまでは盛り土で、それ以下が遺構面である。今回の防根シートの施工は、それを突き抜ける事になるが、位置と状況は確認しながら、模索するということでよろしいでしょうか。	【市】調査成果を文化庁に報告していく中でご相談する。 【本中】防根シートを1mやらないと、根が上がってくるので負の影響がある。 うまく調整がつくように、調査をしっかりやった上でということが最低限必要。	
32	協議事項5-3で、ケヤキの番号に×印がついているのは何か。	【市】×印は根腐れによる倒木の危険性などの理由から伐採され現存しないもの。	
33	今回の発掘調査は手掘りだったが、資料では1丈2尺の土盛りを行って倉庫を建設した記録はある。今回、土取りはしていないのか。		
34	当面の養生期間はどの位必要なのか気になる。1~5号棟の北西面は養生期間を長く取って、通行禁止でも良いのではないか。	【市】施工時期は秋なり、地の落地がある。 を一次では、地の変化があるで、地の変化があるで、地の後、地の後になってを期間がある。 は、からので、地のでは、からのでは、からので、は、からので、は、からのでは、からいのでは、ののでは、からいのでは、ののでは、ののでは、からいのでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、	第3回委員会資料で説明いたします。
35	令和6年度事業ということで、事務局案が示されたが、少し意見も出たので、次回までに再整理していただき、次回決議するという方向でよいか。	【市】承知した。	第3回委員会資料で説明いたします。
36	火災報知器が鳴った時の対応をどうするか、12号棟に居る方との連絡体制がどうするかなどを整理しておくこと。	【市】調整中の案件でもあり、資料にお示しできなかったが、改めてご報告させていただきたい。	第3回委員会資料で説明いたします。
	山居倉庫の施設の中でが、 、		第3回委員会資料で説明いたします。
38	三居稲荷神社の火災報知設備は別なのか。	【市】管理者である日枝神社が消防と個別に調整しており、神社の方で設置している。	
39	なぜこの計画をやっていかなければならないのか、どうして残していかなければないけないのかというところが大事なポイントにも関わらず、市民に対する説明が少ないのではないか。素案の最初、1頁では薄いのではないかと思う。後ろの方に価値を詳しくは書いてあるけれども、端的にまとめて、大事にしていかなければいけないことを、市民の方々に分かりやすく伝えられるようにしてほしい。	【委員】計画が完成した際には、わかり やすく説明したものを事務局で作成する かと思うが、非常に重要なことと思う。	ご意見として承ります。最終成果品に策定した計画の概要を作成する予定のため、ご意見に応えられる計画概要となるようにします。

No.	発言(要約)	第2回委員会での回答	現在の対応状況(方針)
40	整備基本構想の3つの柱については、全て均一、同じ重さで考えていくのか、どこかに重きを置くのか、もう少しはっきりとした構想が見えてくると、分かりやすくなるのではないか。		第3回委員会資料で説明いたします。
	「県営施設の整備」とあるが、市はどこ にどのようなものをイメージしているの か。	【委員】具体的なものはない。山居倉庫 の整備で県の施設も導入できないかお願 いしたいという中身になっている。	

史跡

山居倉庫

整備基本計画

(第1期)

【素案】

2025 酒田市

あいさつ

例 言

1 本書は国指定史跡山居倉庫(山形県酒田市)の整備基本計画である。

目 次

第1章 計画策定の経緯と目的 ・・・・・・ 6	第5章 整備基本計画 ・・・・・・・・ ■
1. 計画策定の経緯 ・・・・・・・・ 6	1. 全体計画及び地区区分計画 ・・・・・・ ■
2. 計画の目的 ・・・・・・・・ 6	2. 遺構保存に関する計画 ・・・・・・・ ■
3. 計画の構成・構造 ・・・・・・・ 6	3. 歴史的建造物・石垣・庭園等
4. 計画策定の体制と経過 ・・・・・・ 8	修復に関する計画 ・・・・・・・ ■
5. 関連計画との関係 ・・・・・・・ 10	4. 動線計画 ・・・・・・・・・ ■
6. 計画の実施 ・・・・・・・・ 18	5. 地形造成に関する計画 ・・・・・・・ ■
	6. 遺構の表現に関する計画 ・・・・・・ ■
第2章 計画地の現状 ・・・・・・・ 19	7. 修景および植栽に関する計画 ・・・・・ ■
1. 自然的環境 ・・・・・・・・・ 19	8. 案内・解説施設に関する計画 ・・・・・ ■
2. 歴史的環境 ・・・・・・・・・ 24	9. 管理施設および便益施設に関する計画 ・・ ■
3. 社会的環境 ・・・・・・・・・ 30	10. 公開・活用および
	そのための施設に関する計画 ・・・・・ ■
第3章 史跡の概要および現状と課題 ・・・・・ 39	11. 周辺地域の環境保全に関する計画 ・・・・ ■
1. 史跡指定の状況 ・・・・・・・・ 39	12. 地域全体における関連文化財等との ・・・ ■
2. 史跡の概要 ・・・・・・・・・ 42	有機的な整備活用に関する計画 ・・・・・ ■
3. 史跡の公開活用のための諸条件の把握 ・・ 58	13. 整備事業に必要となる
4. 広域関連整備計画 ・・・・・・・ 66	調査等に関する計画 ・・・・・・・ ■
	14. 公開・活用に関する計画 ・・・・・・・ ■
第4章 基本方針 ・・・・・・・・ 69	15. 管理・運営に関する計画 ・・・・・・・ ■
1. 整備基本構想 ・・・・・・・・ ■	16. 事業計画 ・・・・・・・・・ ■
2. 基本理念 ・・・・・・・・・ ■	
3. 基本方針 ・・・・・・・・・ ■	第6章 完成予想図 ・・・・・・・・ ■
	資料 ・・・・・・・・・・・・・・・ ■

第1章 計画策定の経緯と目的

1. 計画策定の経緯

山居倉庫は、明治時代から昭和戦前期まで株式会社酒田米穀取引所の附属倉庫として庄内米を保管・取引した大規模施設であり、米が自由取引されていた米券倉庫時代から食糧管理制度下の時代を経て、米穀保管倉庫として使用された。

明治 26 年(1893)創建時の倉庫 6 棟を含む 12 棟の倉庫が大正 5年(1916)までに建築された。その他にも、事務所棟、東宮殿下行啓記念研究室、板倉、三居稲荷神社、倉庫西側のケヤキ並木等の建物や景観が、創業当時以来良好に残っており、我が国近現代の米穀流通の歴史及び庄内地域の米作の歴史を知る上で貴重であることから令和 3年(2021)3月 26 日に国の史跡に指定された。

指定時の山居倉庫の所有者は、酒田市の他、全国農業協同組合連合会、庄内倉庫株式会社、庄内みどり農業協同組合であった。令和4年度をもって山居倉庫の米穀保管倉庫としての役目を終えることが決まり、酒田市としては令和5年度以降に史跡の公有化と整備活用を図ることとした。

これに伴い、令和5年(2023)3月には、「史跡山居倉庫保存活用計画」(以下「保存活用計画」という。)を策定し、山居倉庫の本質的な価値と構成要素を明確化するとともに、それらを適切に保存・活用していくための基本方針や現状変更等の取扱基準、運営・体制のあり方等を定めた。

2. 計画の目的

本計画は、史跡山居倉庫について、来訪者への史 跡の本質的価値を正しく伝え、史跡の保全と次世代 への継承を図り、史跡の特色を生かした整備を進め るための基本方針と基本計画を示すものである。

保存活用計画で定めた方針の実現に向けて、整合性を図りながら、整備の具体的な方法や事業計画等を定め、史跡の保存・活用・整備の円滑な推進を図ることを目的とする。

3. 計画の構成・構造

本計画の計画区域を図 1-1、計画の構成・構造、 各章の内容を表 1-1 に示す。

計画区域については、史跡指定範囲とその周辺地域の環境保全に必要と考えられる範囲を含むものとする。

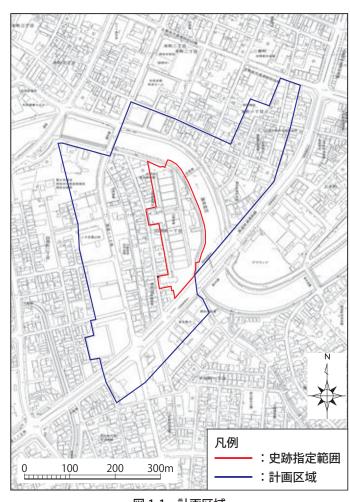


図 1-1 計画区域

表 1-1 計画の構成・構造

衣 I-I - 計画の構成・構造							
計画策定	計画策定について						
第1章	計画策定の経緯 と目的		策定の経緯、計画の目的、計画の構 関係、計画の実施時期等について述	成・構造、計画策定の体制と経過、関連計画 べる。			
計画地の	計画地の現状について						
第2章	計画地の現状		地の位置や、計画地(指定地および等、社会的環境等を把握する。	その周辺環境)が置かれた自然環境、関連文			
第3章	史跡の概要およ び現状と課題		理由、史跡の現況、地域の文化的資 用のための諸条件を把握し、課題をF	源との関連性などを明確にするとともに、公 明確にする。			
基本方針	H						
第4章	基本方針		の本質的価値の保存活用、地域の文で けなどを勘案した、本計画の基本理:	化的資源との関連性、まちづくりにおける位 念と基本方針を定める。			
整備基本	本計画の内容						
第5章	整備基本計画	1.	全体計画及び地区区分計画	全体計画とゾーニングを整合させ、各地区 の特性に応じた整備の方針を示す。			
		2.	遺構保存に関する計画	地上に表出している遺構と、地下に埋蔵さ れている遺構、それぞれの保存手法を示す。			
		3.	歴史的建造物・石垣・庭園等修復 に関する計画	毀損している歴史的建造物・石垣・庭園等 の復旧方法を示す。			
		4.	動線計画	エントランス、サブエントランス、見学者・ 管理用動線等を示す。			
		5.	地形造成に関する計画	地形復元、給排水機能の確保に関する整備 方法を示す。			
		6.	遺構の表現に関する計画	遺構の規模や性格、空間利用のあり方、往 事の環境等を適切に伝える表現方法を示す。			
		7.	修景および植栽に関する計画	計画区域内における遺構に悪影響を与えない植栽計画を示す。			
		8.	案内・解説施設に関する計画	史跡に関する情報、各種遺構に関する情報 提供施設に関する整備内容を示す。			
		9.	管理施設および便益施設に関する 計画	管理施設および便益施設の位置等について 示す。			
		10.	公開・活用及びそのための施設に 関する計画	屋内展示・体験学習等を通じて史跡の理解 促進を促す施設について、整備内容を示す。			
		11.	周辺地域の環境保全に関する計画	史跡等の周辺地の景観に関して具体的な制 御手法を示す。			
		12.	地域全体における関連文化財等と の有機的な整備活用に関する計画	関連文化財等との関係を把握し、包括的な 整備活用方法を示す。			
		13.	整備事業に必要となる調査等に関 する計画	今後必要となる発掘調査計画等を示す。			
			公開・活用に関する計画	史跡全体の公開・活用の取組を示す。			
			管理・運営に関する計画	管理の内容や手法等を示す。			
16. 事業計画 事業の内容・期間・コ			事業の内容・期間・工程等を示す。				
完成予想							
第6章	完成予想図	整備が完了した際の予想図を示す。					

4. 計画策定の体制と経過

整備基本計画策定にあたっては、歴史遺産、史跡、建築、植物などの文化財専門家と、酒田市に関連したデザイン、地域活性化、飲食・宿泊、小売店舗・商品開発・製造・販売、観光などの活用事業に精通している有識者で構成される「山居倉庫整備基本計画策定委員会」(以下「策定委員会」という。)を設置し、計画策定・史跡整備に関する内容の協議・検討と必要な指導・助言を受けた。

策定委員会には文化財担当として文化庁文化資源活用課、山形県観光文化スポーツ部博物館・文化財活用課から専門職員をオブザーバーとして派遣していただいた。また、指定地管理者として山形県庄内総合支庁建設部河川砂防課(河川管理)、庄内みどり農業協同組合、指定地域住民代表として港南コミュニティ振興会からも職員を派遣していただいた。

表 1-2 山居倉庫整備基本計画策定委員会 名簿

	氏名	職名		令和5年度	令和6年度	令和7年度
委員長	本中眞	奈良文化財研究所所長		0		
副委員長	清野 誠	酒田市文化財保護署	審議会委員	0		
	北野 博司	東北芸術工科大学芸	芸術学部歴史遺産学科教授	0		
	平山 育男	長岡造形大学造形等	学部建築・環境デザイン学科教授	0		
	崎谷 浩一郎	株式会社 EAU 代表	取締役	0		
	佐藤 俊博	株式会社テーブルと	ビート代表取締役	0		
委員	宮本 武典	東京藝術大学美術等	学部絵画科准教授	0		
女具	古川 美紀	酒田市景観審議会勢	委員	0		
	岩間 奏子	酒田商工会議所女!!	生会会長	0		
	相原 久生	酒田市立資料館調査	至	0		
	池田 里枝	酒田市教育委員会教育次長		0		
	中村 慶輔	酒田市企画部長		0		
	小野 友記子	文化庁文化資源活用課文化財調査官		0		
	鈴木 弥咲	山形県観光文化スポーツ部博物館・文化財活用課		0		
	荒木 真司	ユアマイスター株式会社 CSO		0		
	渡部 佐界	樹木医		0		
オブザーバー	若木 吉尚	庄内みどり農業協同組合総合企画部長		0		
	本橋 倫之	山形県庄内総合支圧	山形県庄内総合支庁建設部河川砂防課長			
	小野 英男	港南コミュニティ排	辰興会 会長	0		
	金野 洋和	酒田市企画部文化政	汝 策調整監	0		
	川島 崇史	酒田市企画部文化政	汝 策課文化財主幹	0		
	佐藤 裕明		都市デザイン課長	0		
事務局	土井 勝] 酒田市企画部	都市デザイン課長補佐	0		
す 伤何	真島孝幸		都市デザイン課主査兼係長	0		
	本間 福美		都市デザイン課調整主任	0		

策定委員会の事務局庶務は、酒田市企画部都市デザイン課が担い、開催した会議等の内容を整理した。なお、策定 委員会前までに市関係各課による庁内会議を行い、情報共有を図るとともに策定委員会に示す計画の内容について検 討・協議を行った。

また、計画策定にあたり、市民の山居倉庫に対する理解を深めるとともに、保存・活用に関する多様な意見やアイディアを計画に反映するため、市民ワークショップによる意見交換やパブリックコメントを実施した。

表 1-3 山居倉庫整備基本計画 策定の経過

ļ	期日	項目	協議内容				
令和5年	7月20日	第1回 山居倉庫 整備基本計画策定委員会	策定スケジュールについて 整備基本計画の構成 整備基本計画について 1.計画策定の経緯・目的 2.計画地の現状 3.史跡の概要および現状と課題				
	11月16日	第2回 山居倉庫整備基本計画策定委員会	山居倉庫整備基本計画策定期間の変更について 山居倉庫整備基本構想(案)について 山居倉庫整備基本計画における基本理念と基本方針について ケヤキ樹勢回復に係る施工について 火災報知器の設置工事について				
令和6年	2月	第3回 山居倉庫 整備基本計画策定委員会					
令和7年							
令和8年							
		パブリックコメント					
	3月31日	山居倉庫整備基本計画策定					

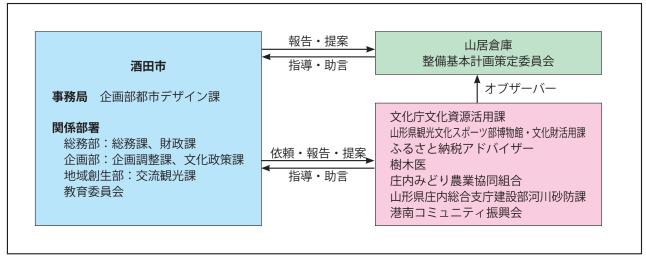


図 1-2 整備基本計画策定の体制図

5. 関連計画との関係

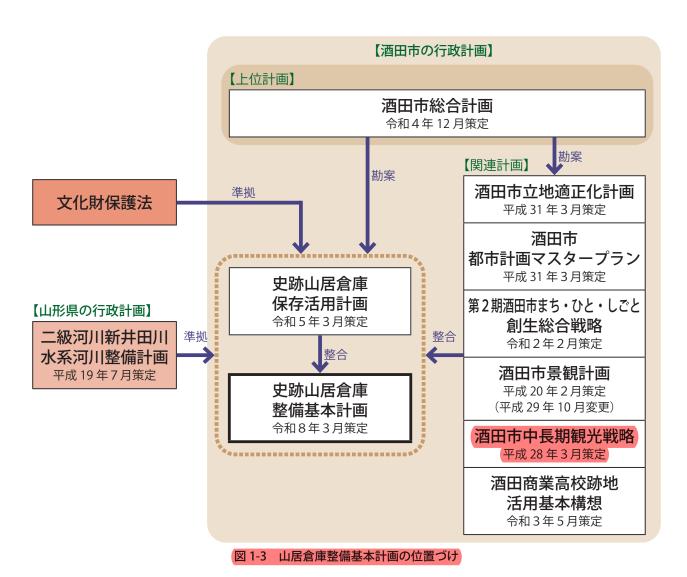
本計画は、当市の文化財保護・文化振興・観光計画・景観計画・都市計画・地域創生・河川整備等に関する施策に ついて記載した上位・関連計画の理念や基本方針にもとづき、山居倉庫の保存活用計画との整合性を図りながら、史 跡整備の具体的な方法や事業計画等を定めるものである。

「酒田市総合計画」には

- ・(第1章) 本市の歴史や文化を理解する上で重要な文化財の保存と活用
- ・(第3章) 歴史、伝統、食・食文化、自然環境の活用による交流拡大
- ・(第5章) 歴史的・文化的景観の保全・形成
- ・(第6章) 山居倉庫が所在する中心市街地の魅力と賑わいを創出するまちづくり

等に関する指針が記載される。

同計画(第6章 都市機能が強化され、賑わう酒田)及び「第2期(2020年度~2024年度)酒田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(基本目標IV:地域のつながりと安全・安心にあふれた暮らしやすいまち)においては、「旧酒田商業高校跡地等山居倉庫周辺整備の実施」が具体的な施策としてあげられており、「酒田商業高校跡地活用基本構想」では、山居倉庫の史跡指定後の取組み(保存活用計画策定、市の取得と活用)と山居倉庫周辺エリアの活用整備に向けた基本理念・方針が定められている。



10

このほか、「酒田市都市計画マスタープラン」では「酒田港本港・山居倉庫周辺地区」が観光・交流拠点として、「酒田市景観計画」では「山居倉庫周辺地区」が景観形成重点地域として位置づけられ、山居倉庫の保存・活用と周辺エリアの整備は市政にとって重要な位置づけにある。また、「酒田市中長期観光戦略」では、「交易」(北前船や最上川舟運で栄えた酒田の特性)と「公益」(豪商「本間家」等による地域風土としての特性)を中長期観光戦略の2つの柱に設定し、具体的な観光施策の展開として、山居倉庫を含む街なかの回遊を促進するため、情報発信機能や街なかガイド機能の強化、観光ルートの整備が重要と位置づけている。

以下に関連計画の抜粋をあげる。

酒田市総合計画【令和4年12月策定】

第1章 未来を担う人材が豊富な酒田 ~ひとづくり・協働~

政策4 学びあい、地域とつながる人を育むまち②

施策3 郷土愛にあふれた人材の育成

○今後の方向性と主な施策

本市の貴重な財産である文化財や歴史的資料の確実な継承と活用を図ります。

国指定史跡山居倉庫の整備計画の策定

第3章 ファンが多く移住者・定住者・観光客が増加する酒田 ~交流拡大~

政策2 「おもてなし」があふれ、交流でうるおうまち

施策1 観光地域づくりの推進

○今後の方向性と主な施策

ウィズコロナおよび新しい生活様式に対応した受入環境を整備し、観光誘客につなげ、観光関連産業の活性 化を図ります。

第5章 地域のつながりと安全・安心にあふれた暮らしやすい酒田

政策2 「全員参加」でつくる美しいまち

施策3 美しいまちづくりの推進

○今後の方向性と主な施策

防災、安全で円滑な交通確保、景観形成の観点から、無電柱化に取り組みます。

第6章 都市機能が強化され、賑わう酒田

政策1 高速交通ネットワークを実現し、ひと・もの・情報が集い、魅力と賑わいを創出するまち

施策2 コンパクト+ネットワークによるまちづくり

○今後の方向性と主な施策

中心市街地の人口密度・生活利便施設の維持を図り、中心市街地の魅力と賑わい創出につなげます。

史跡山居倉庫保存活用計画【令和5年3月策定】

第5章 大綱・基本方針

1. 大綱

- 山居倉庫に関する調査研究を継続的に実施し、山居倉庫の価値を一層明らかにするとともに、価値の保存や 活用の基本とする。
- 史跡山居倉庫の本質的価値を構成する諸要素の保存・活用を図り、後世へ確実に引き継いでいく。
- 史跡の防災や、災害時の来訪者の安全のために必要な施策に取り組む。
- 山居倉庫の歴史的・自然的環境の維持・保全に努め、山居倉庫からの眺望や市街地から眺望に配慮した景観 形成を図る。
- 調査成果に基づく活用を図ることにより、市民や子どもたちが酒田の歴史に親しみ学び、観光客がより一層楽しめる機会を創出する。
- 山居倉庫の保存と活用を推進し、山居倉庫の価値と魅力を伝えることにより、地域の文化財としての意識を 高め、山居倉庫の価値を市民や関係諸団体など多様な関係者と連携し、酒田市のまちづくりや交流人口の拡 大に寄与する。
- 史跡の保存と活用を推進するために必要な組織、体制を継続するとともに、事業遂行にあたっては市民や関係諸団体との連携を図る。

2. 基本方針

(1) 保存

- ① 史跡山居倉庫の本質的価値を構成する諸要素である各建造物・工作物などを保存するとともに、樹木などの自然環境を保全し後世に継承する。
- ② 日常の維持管理を継続し、史跡を適切な状態に保つとともに、定期的にモニタリングを行い、史跡の状況把握に努める。
- ③ 保存のための調査研究を継続して行う。
- ④ 災害に対する各建造物等の防災対策を進める。
- ⑤ 現状変更に関する方針を定め、適切に運用する。

(2) 周辺環境

① 史跡指定地に含まれていない新井田川護岸や隣接地などについては、史跡指定地と一体的に景観保存に努める。

(3)活用

- ① 山居倉庫保存のための調査研究を計画的に継続して行うとともに、山居倉庫の魅力や調査の成果の積極的な公開・情報発信に努める。
- ②山居倉庫の価値を多様な来訪者や市民に対し、わかりやすく伝えるための環境を整える。
- ③酒田の歴史について市民や子どもたちが学ぶ機会を創出する。
- ④ 災害時の来訪者の安全対策に努める。
- ⑤ 山居倉庫を観光資源として活かし、地域社会・地域経済を活性化させるまちづくりへつなげる施策について検討する。
- ⑥ 山居倉庫とその周辺の整備予定地との連携を図り、多様な交流や賑わいを生み出すような活用を進める。
- ⑦市内にある他の文化財と一体となった活用を図る。

(4)整備

- ① 保存と活用のために、山居倉庫整備基本計画を策定する。
- ② 整備事業の計画立案にあたっては、調査成果を十分に検討し、史跡の価値の正しい理解につなげる。

(5) 運営・体制の整備

- ① 計画の実施にあたっては、その進捗状況を定期的に検証し、必要に応じて課題の解決を図る。
- ② 保存活用計画の推進にあたっては、関係する市の部局間における連絡調整を緊密に行う。
- ③ 文化庁、山形県等関係機関との連絡調整を適切に行うとともに、山居倉庫に関わる諸団体との連絡調整を緊密に行う。
- ④ 保存活用計画の推進にあたり、市民協働に努める。

酒田市立地適正化計画【平成31年3月策定】

3. まちづくりの方針等

① 多様なライフスタイルを受け入れる居住環境が整ったまち(居住の視点) 中心市街地(中心拠点)【市街地ゾーン】

歩いても暮らせ、歴史・湊まち文化を感じられる居住環境の形成

・中心市街地の住宅地(中心住宅市街地)は、各拠点とのアクセスのしやすさに加え、防災上安全なエリアが多く、都市基盤や公共交通が充実していること、歴史・文化・観光資源が多く存在しているといった特徴・強みを備えています。それらを最大限活かして、若者から高齢者まで幅広い世代に選択してもらえる居住環境の形成を進めます。

酒田市都市計画マスタープラン【平成31年3月策定】

8. 都市づくりの方針 8-1 土地利用の方針 1) 中心市街地(中心拠点)

【拠点】酒田港本港・山居倉庫周辺地区(観光・交流拠点)

酒田港本港地区は、海鮮市場やみなと市場、海洋センター、定期船「とびしま」の発着所が立地する観光・ 交流拠点であり、「みなとオアシス酒田」に認定されています。

山居倉庫周辺地区は、歴史・観光資源や観光物産館、歴史資料館が集積する観光拠点であるとともに、ケヤキ並木や新井田川と一体となった酒田らしい景観を形成しています。

これら酒田港本港地区と山居倉庫周辺地区の隣接した観光・交流拠点の機能を有効に活用して、連携を強化するとともに、にぎわい・親水機能を生み出す土地利用を進めます。

また、商業高校跡地周辺は、山居倉庫に隣接し、空路・幹線道路からの市街地への玄関口ともいうべき位置にあることから、周辺一帯の魅力向上、観光交流機能向上に資する土地利用を進めます。

8. 都市づくりの方針 8-3 景観の方針 (2) 景観の方針 ②歴史的、文化的景観

○酒田を象徴する歴史的、文化的景観資源を活かした景観づくりを進めます

本市には、港町としての長い歴史を背景とし、酒田らしさが醸成され町人文化を感じさせる地区、農村部の郷愁を感じさせる地区などがあります。それぞれの地区における歴史的な建造物や文化などは、市民の貴重な財産であり、その保存を図ると共に、周辺地区を含めて、歴史的、文化的景観を大切にした景観づくりを進めます。

第2期(2020年度~2024年度) 酒田市まち・ひと・しごと創生総合戦略 [令和2年2月策定]

IV. 施策の基本的方向と具体的な施策

基本目標川:ファンが多く、移住者・定住者・観光客が増加するまち

- 3. 移住・定住にもつながる「交流人口」の創出・拡大
- (1) 観光の振興、交流及びシティプロモーションの推進

【施策の概要・目的】

本市の中長期観光戦略に基づき、ウリ、ターゲットを明確にすることで、誘客促進と観光消費額の増加につなげ、地域経済の活性化を図ります。

2019年(平成31年)3月に官民連携で立ち上げた「酒田観光戦略推進協議会」において、効果的な取り組みを検討します。

市民一人ひとりの酒田への誇りや愛着、主体的にまちづくりにかかわる前向きな気持ちを育み、「おもてなし」と情報発信を市民と行政が一体となって推進することで、酒田に親近感を持ち、何度も訪れてみたいと思える酒田ファンを増やします。

農業体験や農家民泊等のグリーン・ツーリズムの推進により、都市と農村の交流を拡大し、地域経済の活性 化と「関係人口」の創出・拡大につなげます。

また、既存の交流やふるさと納税も活用しながら「関係人口」の創出に向けた取り組みを推進します。

【具体的な事業】

- ○酒田観光戦略推進協議会による誘客促進
 - ・観光客の滞在時間と観光消費額の増加に向けた山居倉庫、日和山公園、酒田駅前エリアを結び付ける取り組み

基本目標Ⅳ:地域のつながりと安全・安心にあふれた暮らしやすいまち

- 1. 賑わいのある生活基盤づくりの推進
- (1)魅力と賑わいの創出

【施策の概要・目的】

民間の「稼ぐ力」を活用した公民連携による賑わい拠点づくりを進めます。過度に自家用車に依存することのない、快適な住環境の確保とあわせて、一定区間ごとでの人口密度の維持を図ります。

コンパクト・プラス・ネットワークによる持続性の高いまちづくりを推進し、交流や賑わいが生まれる好循環を創出します。

中心市街地等において民間、商業・観光振興施策等と連携し、相乗効果を狙った都市機能の再生・更新を図り、 エリア内の価値を高めて投資を呼び込み、魅力と賑わいを創出するまちづくりを目指します。

医療、福祉、商業等の都市機能がまとまっている中心拠点と、居住を中心とした生活拠点が公共交通でつながり、誰もが目的に応じた交通手段を利用できる環境を整備するため、地域公共交通のあり方を検討します。

【具体的な事業】

- ○都市機能の再生
 - 酒田商業高校跡地など山居倉庫周辺整備の実施

酒田市景観計画【平成20年2月策定、平成29年10月変更】

5. 良好な景観の形成に関する方針 (3) 景観形成の基本方針

②酒田の象徴的な歴史的、文化的景観を活かした景観づくりを進めます

酒田には、港町としての長い歴史を背景とし、酒田らしさが醸成され町人文化を感じさせる地区、城下町としてのたたずまいを遺している地区、農村部の郷愁を感じさせる景観を遺す地区などがあります。それぞれの地区における歴史的な建造物や文化などは、市民の貴重な財産であり、その保全を図ると共に、周辺地区も含めて、歴史的、文化的景観を大切にした景観づくりを進めます。

11. 景観形成重点地域

本市の景観を特徴付ける特に重要な地域を「景観形成重点地域」に指定し、地域の特徴を生かした良好な景観の保全や魅力ある景観づくりを進めます。

○山居倉庫周辺地区(平成20年4月指定)

酒田市中長期観光戦略【平成28年3月策定】

第4章 観光戦略の展開(アクションプログラム)

(1) サブストーリーごとの観光施策の展開

①歴史・伝統の活用【サブストーリー①】 ~交易で栄えた豪商と雅な文化の融合~

◆オリジナル・ストーリーとの関連

酒田の歴史はまさに"交易"の歴史である。酒田の街なかには"交易"に関連する貴重な歴史的資源が数多く残っており、歴史や文化の地域資源を活用した観光開発はすでに進んできているところである。

今後は、街なかの回遊を促進するために、情報発信機能や街なかガイド機能の強化、観光ルートの整備が重要である。

◆施策例

●さかた歳時記

酒田の歴史や伝統と食文化、祭りなどを関連付けた情報を提供する。情報を一元化することによって酒田の観光が一覧でき、来訪目的や来訪時期について動機づけを行う。多くのイベントや祭り情報と、歴史や食文化を連動させることによって、酒田の魅力を発信する。

●酒田独自の祭りやイベントの活用

酒田市には 400 年以上の歴史を誇る「酒田まつり」や「中型イカ釣り船団出港式」など地域に根付いた特徴的で魅力的な祭りやイベントが多数開催されているものの、どれも市民や関係者向けとなっていることから、今後は、来訪者も参加・体験できるものへと転換していく。

●北前船寄港地ネットワークを活用したイベント開催

酒田の発展を支えた、北前船の寄港地同士の連携を活用したツアーなど、様々なイベントを開催するとともに、 酒田市も中心自治体の一つとして北前船寄港地を日本遺産に認定する取り組みを進めていく

●外国人観光客の誘致

外国人観光客の誘致に向け、酒田市の歴史や文化資源を巡るモニターツアーや海外教育旅行、外航クルーズ 船の誘致に取り組む。

●回遊性を高める観光ルートの創設

観光客誘致を目的に、市内の回遊性を高めるとともに、周辺地域との連携による広域観光ルートを造成する。

●伝統工芸の保存と活用

伝統工芸品、民芸品は伝統と歴史ある観光資源の一つである。伝統の保存と後継者育成につながるような展示、 プロモーションや、見学、体験ツアーに取り組む。

●街あるき観光の推進

湊町酒田の歴史、文化、生活をコンパクトに体験できる街あるき観光を推進し、酒田大獅子を巡る、社寺を 巡るなどのテーマを持ったコースを提案するなど、観光客の市内回遊性を高める。また、市内の回遊には臨港 線の活用など、移動自体が楽しめるような仕組みづくりについて検討も進める。

●山居倉庫を守る「ケヤキ」の保全活用

今から 150 年ほど前に、山居倉庫を日差しや防風から守るために植林されたケヤキも今や立派な並木へと成長し、酒田のシンボルとして多くの観光客が訪れている。酒田のシンボルとなるケヤキ並木が、今後 100 年、200 年と樹勢を保つため、積極的な保全活用を展開していく。

酒田商業高校跡地活用基本構想 [令和3年5月策定]

- 1. 本市の中心市街地の課題と方針
- 1-5. 山居倉庫の史跡指定について
- (3) 史跡指定後の取組み
- ① 保存活用計画策定
 - ・史跡の本質的な価値と構成要素を明確化するとともに、それらを適切に保存活用していくための基本方針、 方法、現状変更等の取扱基準の策定等を目的として保存活用計画を策定する。
- ② 山居倉庫の取扱と活用
 - ・山居倉庫を紡いできた歴史を後世に伝えていくため、倉庫機能が廃止される令和4年度末以降に、市が取得した上で、観光客や市民にとって、より魅力的な場所となるような活用策を検討していく。

2. 商業跡地の概要と方針

2-5. 商業跡地の基本理念・方針

(1) 基本理念

「往古来今」・・・過去から未来まで、綿々として続く時間の流れ

山居倉庫が中心となって紡いできた酒田の歴史を、生活の一部として触れ、感じることができ、未来へつないでいくためのまちづくり。幅広い世代が生涯活躍できるまちの実現を目指し、山居倉庫周辺エリアの価値を高める。

(2) 基本方針

- ① 来街者にとっては、山居倉庫と連携した「にぎわいの拠点」、市民にとっては、生活利便性が向上する「日常生活の拠点」となり、山居倉庫周辺エリアに交流と日常的なにぎわいが生まれる環境を目指す。
- ② 庄内空港、幹線道路から中心市街地への玄関口としての立地を生かし、中心市街地への求心力、街なかへの誘導機能(回遊性)の強化を図る。

二級河川新井田川水系河川整備計画【平成19年7月策定】山形県

第1章 河川整備計画の目標に関する事項

1.3 河川整備計画の目標 1.3.6 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、新井田川水系の河川環境の整備と保全についての指針を示し、適正な管理に資するため、「新井田川水系河川環境管理基本計画(平成8年3月策定)」(以下:環境管理計画)に基づき実施してきました。今後も環境管理計画に基づき新井田川水系が有している良好な動植物の生息・生育環境を保全しつつ、水辺とのふれあいの空間としての機能拡大や、河川と周辺地域との一体的な活用を図る整備と保全を行っていきます。さらに地域住民・沿川住民の要望等などを踏まえ、新井田川水系の河川及びその沿川の美しい自然環境・景観、歴史・文化的施設や公園・緑地等のネットワーク化を図る整備を行うとともに、次の事項に配慮します。

(3) 景観

古くから港町として栄えてきた酒田市の歴史的・文化的景観、周辺地域の自然環境、田園、街並みと一体となって形成される河川景観について可能な限りその維持・形成に努める。

(4) 河川利用

新井田川水系の河川利用に関する多様なニーズに配慮して、山居倉庫を拠点とした周辺環境や釣り等のレクリエーション、カヌー等のスポーツ、交流拠点となる場の創出を図り、心身の健康の増進に寄与する。

6. 計画の実施

① 策定年月日

令和8年(2026)3月31日

② 実施・発効年月日

令和8年(2026)4月1日

③ 計画期間と見直し

本計画は令和8年(2026)4月1日から令和18年(2036)3月31日までを計画期間とする。

策定後 10 年程度経過した時点で、見直しの必要性について検討を行う。また、定期的な自己点検の結果や周辺環境の変化等により事業内容の改善の必要がある場合にも、見直しを検討する。

④ 計画の周知

本計画の実施にあたり、酒田市は、市民・関係機関等へ計画趣旨を周知するよう努める。

整備基本構想 ②整備基本計画の長期的な枠組み、方向性 ③保存活用計画の重点課題から取り組む ③計画期間は一期 10 か年・10 年ごとに見直し 整備基本計画の課題と大綱を踏まえた計画 ②整備基本構想に基づいて策定 ③課題解決を具体化していく実行計画

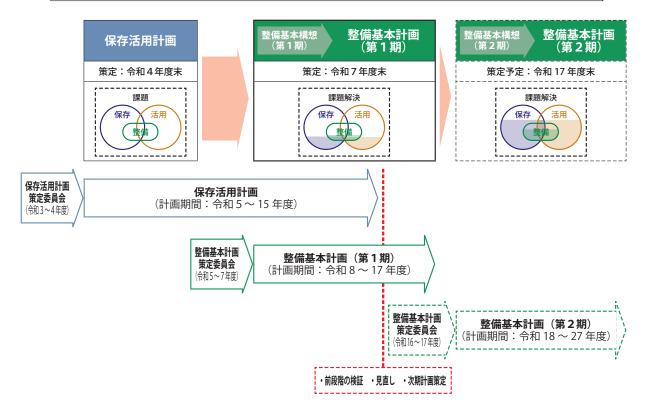


図 1-4 山居倉庫整備計画の流れ

第2章 計画地の現状

1. 自然的環境

(1) 地勢

酒田市は、山形県の西北部、庄内地方の北部に位置し、東西 33.7km、南北 35.5km、総面積は 602.98km、北部は遊佐町、秋田県由利本荘市、東部は真室川町、鮭川村、戸沢村、南部は庄内町、三川町、鶴岡市と接しており、西部は日本海に面している。市域の西側は庄内平野に属する平坦地で、中央を最上川が貫流している。また、県内唯一の離島である飛島が酒田港から北西の沖合 39km地点にあり、秋田県との県境にそびえる鳥海山とともに鳥海国定公園に指定されている。

西部の海岸線には西山と呼ばれる日本有数の砂丘地が広がり、北に鳥海山、東南に月山を望み、最上川が日本海に流れ込む河口に発展した港を中心にして市域が広がっている。酒田市は古くから最上川舟運と日本海海運の結節点として、物資の集散機能を果たしてきた。砂丘地には江戸時代、佐藤藤蔵父子や本間光丘などによって砂防林が作られている。また、鳥海山を源流とする日向川、出羽山地から流れる新井田川、出羽山地朝日連峰から流れる赤川が市域で日本海に注ぎ、同じく出羽山地から流れる京田川・藤島川が市域で最上川に合流する。新井田川は日向川の支流荒瀬川の旧路であった。

気候は日本海の影響を強く受ける海洋性気候で、夏季は高温多湿で雨が多く、気温の日変化は比較的小さい。冬季は強い季節風が吹き、本地域特有の地吹雪が見られる。積雪の多い東北地方に位置しているが、対馬暖流の影響を受け温暖湿潤であり、豪雪地山形県の中にあっては比較的生活しやすい気候といえる。





図 2-1 酒田市の位置と庄内平野

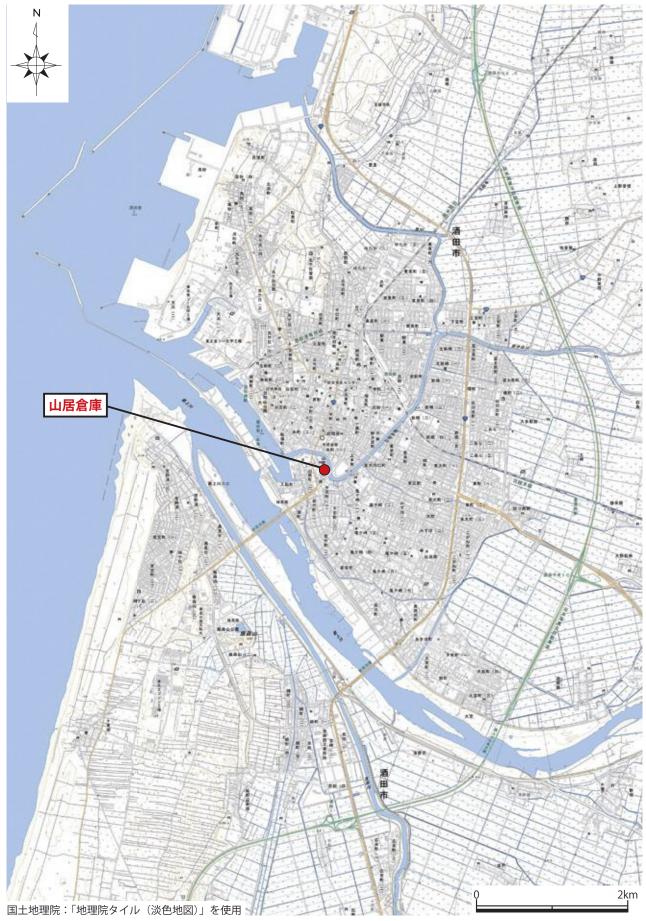


図 2-2 山居倉庫の位置

下流に庄内平野が広がっている。

酒田市は、庄内平野の海側の中央に位置し、日本海に注ぐ最上川の河口に開けた町である。海岸に沿って庄内砂丘が南北に広く伸びており、砂丘の東側には低湿地が広がっている。酒田の湊町は庄内砂丘の東西二つの砂丘列に馬蹄形状に囲まれ南側は最上川に面した場所に成立した。湊町が成立するより早く、湊町の東側には東禅寺城(亀ヶ崎城)が築城されており、東禅寺城と湊町の間には城下町が広がっていた。

湊町は、海に面しているため風が強いが、二つの砂丘列の間となる低地で北西からの風を一定程度防ぎ、最上川を利用しやすい場所に立地し、商業を優先しながらもある程度の住みやすさを兼ね備えた場所を選んだ。一方、東禅寺城は、低湿地に築城され、最上川と新井田川に囲まれた要害の地に立地した。

湊町は、日本海海運の重要な港として、また中世より近代の明治・大正期まで最上川舟運のターミナルの機能を持っていた。

出羽山地を源流とする、日向川・新井田川・相沢川の各河川が庄内平野の東側にそれぞれ中小の扇状地や河岸段丘を形成し、庄内平野の西半分は潟湖であったものが古代から開発され、近世において新田開発が行われた。

庄内平野は、日本海に沿う海岸平野の特性をよく示しており、低く平坦な平野面と、海岸に沿って伸びる庄内砂丘が特徴的である。最上川はこの平野面を刻み込むように緩やかな曲線を示しつつ流下し、日本海に注いでいる。

最上川をはじめ、各河川は人々の力によってその姿を変え、かつて最上川最大の支流であった赤川や、北方の日向川は大きく流路を変えて流れている。庄内平野に扇状地の発達はあまりよく見られないが、月光川、日向川扇状地は、わりあい明瞭である。

三角州性の低地は広く分布し、平野の主部を占めている。最上川は、この三角州性低地を開析し、より低い氾濫原 地帯を形成している。最上川氾濫原は最上川に沿う低地であり、三角州などを側面浸食している。したがって最上川 の旧流路は、いたるところにその痕跡を留めている。

酒田市周辺の水系は、北から順に月光川水系、日向川水系、最上川水系、赤川水系の四つに分けられる。このうち日向川水系は、上流において日向川本流と荒瀬川とに分かれる。最上川水系には、右岸に相沢川、左岸に京田川が合流する。赤川は、昭和の初めまで最上川水系に属していたが、砂丘列を切り開いた新川によって、直接日本海へ流下するようになった。

最上川下流扇状沖積地帯を占めて日本海に面している酒田市と、村山盆地の中心にあって東西に山のある山形市と の色々な気象要素を比べてみると、酒田市の気候の特徴がよくわかる。

(2) 気温

表 2-1 に示したように、1月・2月の平均気温をみると、最も寒さの厳しい時期であるのに、海の影響を受ける酒田の平均気温は山形より約2 \mathbb{C} 高く、0 \mathbb{C} 以上を保っている。しかし、5月になって気温が急に上昇する頃になると山形の方が高くなる。この原因は庄内海岸で海陸風が吹きはじめるためである。

酒田市で陸風から海風に変わる時刻は、季節によって若干異なるが大体午前10時頃で、海風の吹かない時、気温は午後3時頃まで上昇するが、海風の吹く時は陸風から海風に変わった時点で気温の上昇が抑えられる。海風の吹く日の最高気温は午前中に観測される。日平均気温は山形より低くなることが多く、したがって月平均気温もまた低くなる。

この状態は8月はじめまで続くが、8月半ば頃になって、海水温度が陸地の気温より高くなると酒田の気温は山形の気温より高くなり、10月になって北西の季節風が吹きはじめるとさらに高くなる。

次に最高気温をみると、寒候期は酒田が高く、暖候期は山形の方が高い。最低気温は1年を通して酒田が高い。海の影響を受ける酒田の気温較差(最高気温と最低気温の差)は山形より小さく、山形に比べ朝晩の底冷えする日が少なく、夏もしのぎやすい日が多い。後で述べるように、海風の吹かない時には、内陸地方より暑くなり、時には熱帯夜になることがある。寒候期は風が弱く、晴れた日には内陸並みに冷え込むことがある。

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
平均気温	酒田	1.9	2.2	5.1	10.2	15.7	20.0	23.8	25.5	21.6	15.6	9.7	4.5	13.0
(℃)	山形	-0.1	0.4	4.0	10.2	16.2	20.3	23.9	25.0	20.6	14.1	7.7	2.4	12.1
日最高気温	酒田	4.5	5.2	8.9	14.8	20.3	24.1	27.6	29.7	25.8	19.8	13.6	7.6	16.8
(℃)	山形	3.3	4.4	9.1	16.4	22.6	25.9	29.1	30.5	25.8	19.5	12.6	6.1	17.1
日最低気温	酒田	-0.6	-0.8	1.4	5.8	11.6	16.5	20.7	22.0	17.8	11.6	5.9	1.6	9.5
(℃)	山形	-3.1	-3.1	-0.3	4.7	10.7	15.7	20.0	20.9	16.6	9.8	3.6	-0.7	7.9
降水量	酒田	177.7	118.4	111.1	103.6	122.6	125.3	218.7	205.6	176.2	188.6	222.0	217.0	1986.8
(mm)	山形	87.8	63.0	72.1	63.9	74.5	104.8	187.2	153.0	123.8	105.1	74.4	97.2	1206.7
最深積雪	酒田	25	23	8	0	_	_	_	_	_	_	2	15	32
(cm)	山形	40	47	22	2	_	_	_	_	_	_	3	26	51
						<u></u>	ъ. — ча.	+の左角:	+4. 上 一	<i>Α</i> .L.π/.		1± (100	1 2020 /2	- Λ.Ψ.Η.)

表 2-1 酒田市と山形市の気象データの平年値(年・月ごとの平年値)

気象庁 過去の気象地点データ 山形市・酒田市 (1991-2020年の平均)

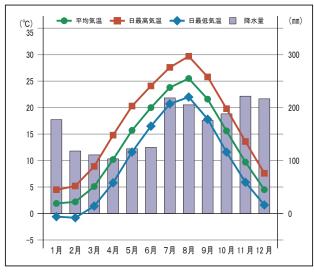


図 2-3 酒田市の気象

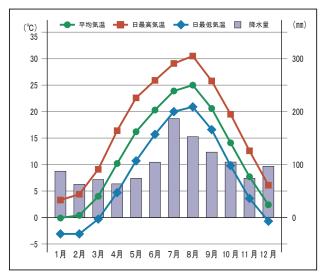


図 2-4 山形市の気象

(3) 降水量

表 2-1 に示すように酒田の降水量は各月とも山形より多く、年降水量は山形の 1.6 倍になっている。

酒田では4月が1年で最も降水量の少ない月である。梅雨前線が次第に北上する6月半ば頃から梅雨に入り、7月下旬まで続き、酒田・山形とも降水量は増加する。8月から12月にかけて山形では減少傾向になるが、酒田では反対に増加傾向になる。

これは梅雨が明けて太平洋の高気圧が本州付近に張り出し、高気圧の縁辺に沿って南方から高温、多湿な空気が東 北地方中部に流れ込んでいる時、北方から南下してくる寒冷前線が引き金になって、鳥海山を中心に大雨の降ること があるためである。

11月に入ると庄内地方の特徴の一つである雷が多く発生する季節になり、雷を伴った強い雨が降るときがある。また、 北西の季節風が次第に強くなってくるため、出羽山地をはさんで、風上側になる酒田は風下側になる山形より雨や雪 が降りやすく、11月から2月にかけての酒田の降水量は山形の約2倍にもなっている。

3月に入ってもまだ冬の名残の北西の季節風が吹き、4月はじめにかけては天気の変化が激しく、春雷を起こしたりするが次第に花の便りが聞かれる季節になり、月降水量は11月を頂点に次第に減少する。

(4) 積雪

10月上旬には、鳥海山の冠雪が見られるようになり、11月になって北西の季節風が次第に強まる。中旬には平野部でも初雪が降るようになり、12月末には長期積雪(根雪)になる。冬の季節風によってもたらされる雪は、北西の風が出羽山地・越後山脈に吹き当るため、鳥海山・月山・朝日山山系周辺は豪雪地帯となり、庄内地方の山間部での積雪は $2\sim3$ mに達するところがある。しかし、海に近い酒田では、最も積雪の多い 1月でも 25cmで、山形より 15cm少ない。

その原因は、山形に比べ酒田の風が、はるかに強いためで、地上に積もった雪が地吹雪となって風下へ飛んでしま うためである。

(5) 風

酒田市は、北海道の江差・寿都や佐渡の相川などとともに、日本海側有数の強風地帯である。最上川河口にあって酒田市は日本海に面し、南東は最上川に沿って清川峡谷に通じているため、当然西寄りの風や南東の風が強くなりやすく、寒候期は北西、暖候期は南東が主風向となる。

酒田に暴風をもたらすのは冬の季節風や、発達した低気圧・台風・寒冷前線などである。この中で冬の季節風によるものが最も多く、12月から3月にかけての暴風日数(日最大風速10m/s以上の日)は年間暴風日数の過半数を占めている。

※出典:酒田市 2002 『酒田市勢要覧』

山形県土地対策課 1979 『土地分類基本調査 酒田』 酒田市史編纂委員会 1989 『酒田市史』 改訂版 別巻

2. 歷史的環境

(1) 酒田市の歴史概要

(2) 山居倉庫の歴史概要

湊町酒田は、江戸時代に江戸の御用商人河村瑞賢(1618-1699)が整備した西廻り航路の起点として、上方や江戸に移送する米や物資の集積地・積み出し港となり大きく発展した。

庄内藩では17世紀初めより米券(米札)制度がはじまった。米券(米札)はいつでも米に替えることができ、一方では米券がなければ蔵出しができない厳格な制度で、米蔵の米の品質と内容量は重要な信用要件であった。

庄内藩では官民で米蔵を所有し、また米の品質管理を厳密に行ったために庄内藩の米券(米札)の信用は高く、米と同じように流通していた。庄内藩士の禄米を米券(米札)で支給したため、品質管理を厳密に行うようになり、信用が高まった。

明治に入ると新政府は、地租改正により、米の現物納から金納制へ転換した。これにより米の品質低下を招き、粗悪米が流通し、藩政期に培ってきた各地銘柄米の信用を著しく低下させた。

そこで、新政府の廃藩置県により山形県となった庄内藩の地域では、産米改良や田の乾田化と牛馬耕の奨励などの対策を行ったことにより収穫量、品質ともに向上した。

また、新政府の取引所政策により明治 19 年(1886)に株式会社酒田米商会所が設立された。酒田米商会所は既存の町蔵を保管庫として、倉庫での入庫米の品質管理を行い、次第に酒田米商会所取引米の声価を高めていった。

明治26年(1893)の「取引所法」の発布により、株式会社酒田米商会所は株式会社酒田米穀取引所として再発足した。 また、取引所法により受け渡し倉庫の設置が可能となったために新たに酒田米穀取引所附属山居倉庫が建設された。

山居倉庫では、厳重な品位等級、俵量の統一、俵装の堅牢化、保管方法などの改善により、山居倉庫の入庫米に対して発行された倉荷証券(米券)は、明治期に全国各地で発行された米券の中で最も有名であり、大正4年(1915)には日本銀行の指定倉庫になるほどの信用を高めていった。

昭和14年(1939)の「米穀配給統制法」の公布により、従来の米穀取引所は全て廃止され、国策会社である日本 米穀株式会社に引き継がれることになった。

このような中で山居倉庫は、農業倉庫と合体することになった。

昭和2年(1927)に酒田市米穀取引所の子会社として設立した山居賃貸倉庫株式会社(後の山居倉庫株式会社)が 設立された。昭和14年(1939)に酒田市米穀取引所の倉庫、土地等の寄附を受け、財団法人北斗会が設立された。 財団法人北斗会は、保有している山居倉庫を山形県購買販売組合連合会に無償で貸与し、経営を移管した。

また、山居賃貸倉庫株式会社も財団法人北斗会の資産を除く山居倉庫を山形県購買販売組合連合会に賃貸し、米穀倉庫の経営一元化が図られた。

倉庫名も「山形県連合農業倉庫庄内倉庫」と改められ、これまでの米の自由流通から統制流通に組み込まれ、農業 倉庫に変化した山居倉庫は米券倉庫としての歴史は、その幕を閉じた。

その後、組織替えで昭和28年(1953)に山形県庄内経済農業協同組合連合会(庄内経済連)が設立され、昭和32年(1957)に山居倉庫株式会社の全株式を取得、庄内倉庫株式会社に名称を変更した。

昭和33年(1958)には財団法人北斗会より所有の土地・倉庫を庄内経済連に譲渡され、全ての旧米券倉庫と農業 倉庫を所有し、経営することとなった。

平成13年(2001)に庄内経済連は全国農業協同組合連合会と合併し、全国農業協同組合連合会庄内本部が設立、 そして平成20年(2008)に全国農業協同組合連合会山形県本部と統合した。

現在山居倉庫は、全国農業協同組合連合会山形県本部山居倉庫となり、経営基盤が変わっても、米穀保管庫として 今日まで存続している。

表 2-2 酒田市の略年表

平安初期 9世紀	元号	西暦	月	日	出来事			
大永元年 1521 三十六人衆が本町にまちづくりを始める 文明 10 年から 1478~ 最上川以北に、前森氏 (東禅寺城)、留守氏 (新田目城)、来次氏 (観音寺城)、池田氏 (朝日日城)、砂遮氏 (砂域城) が割塊 天正 18 年 1590 上杉県勝が住内を検地 寛文 2 年 1662 松山藩初代藩主酒井忠恒入部 夏文 12 年 1662 松山藩初代藩主酒井忠恒入部 夏文 12 年 1688 井原西館が日本条代蔵で随屋の繁栄を紹介 元禄 2 年 1688 井原西館が日本条代蔵で随屋の繁栄を紹介 元禄 2 年 1689 松尾芭蕉が泉の側遠を訪ねて来酒 宝暦 8 年 1758 本間光丘が西浜に植林を始める 天明 7 年 1787 松山城築城 東 2 年 1864 高田港公第始まる 日 1894 北田港会会所 (後の直田米敦取引所) 創設 日 1893 4 田港会所 (後の直路・東) (参の直路・東) (参の直路・東) (参の直路・東) (参の直路・東) (参の直路・東) (参の直路・東) (参の正庭所) (参の直路・東) (参の正庭所) (本の正庭所) (平安初期	9世紀			城輪柵(平安時代の出羽国府)が置かれる			
文明 10 年から 1478~ 最上川以北に、前森氏(東禅寺城)、留守氏(新田目城)、来次氏(観音寺城)、池田氏(朝日山城)、妙越氏(砂越城)が割拠 天正 18 年 1590 上杉景勝が庄内を検地 東文 2年 1662 気山諸が住内を検地 寛文 2 年 1662 気山諸が住内を検地 東京 1672 河村諸賢が来酒し西廻り航路を整備 貞享 5 年 1688 井原西館が日本条代蔵で鎧屋の繁栄を紹介 元禄 2 年 1669 松尾芭蕉が奥の細速を訪ねて来酒 宝暦 8 年 1758 本間光丘が西浜に植林を始める 天明 7 年 1787 松山城築城 文化元年 1804 高海山南火 酒田大地震 酒田大地震 酒田米商会所(後の酒田米穀取引所)創設 明治 2 年 1869 版籍奉還、酒田県を置く 酒田米商会所(後の酒田米穀取引所)創設 明治 17 年 1884 町村制施行、海田川都福浦村となる 酒田米前人 市田川郡福浦村となる 明治 2 年 1893 東田村、北野村、南遊佐村、一條村、観音寺村、大沢村、自向村、北保村、東田川郡広野村、前屋村、西田川郡広野村、前屋村、西田川郡広野村、部村、南平田村、田沢村、北保村、東田川郡広野村、部村、西田川郡広野村、部村、南遊佐村、一條村、東田川郡広野村、新田町、福村、北保村、東田川郡広野村、都村、西田川郡南浦村となる 明治 2 年 1914 12 陸別州縣美面田市制施行 昭和 1 年 1933 8 前国邦建定 (714 メートル、当時全国第6位) 昭和 1 年 1941 4 酒田市が正開・大田村、名子・ル、当村、を合併 昭和 1 年 1942 9 国道 7号線網面田の丁事完成 昭和 2 年 1954 1 酒田市が正開・10 村(8月:西荒瀬村、12月:東平田村、北平田村、中平田村、上田村、本橋村、南遊佐村、北平田村、東平田村、北東村村、高校村、福村・を合併 昭和 2 年 1954 1 海田市が張南・村、大沢村、日向村が合併し、加浦村、を合併 昭和 3 年 1954 1 松崎 10 本村・原村・東平田村、北平田村、東平田村、北平田村、東平田村、北平田村、東平田村、北平田村、東平田村、北平田村・大田村、北東市村が高市・西洋議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議	明応元年	1492			宮野浦から現酒田へ移転を始める			
漫田氏 (朝日山城)、砂越氏 (砂越城) が割拠 上杉景勝が庄内を検地 東文 2年 1662 松山藩初代藩主海井忠恒入部 東文 12年 1662 松山藩初代藩主海井忠恒入部 東文 12年 1688 井原西鶴が日本永代蔵で鎧屋の繁栄を紹介 元禄 2年 1689 松尾芭蕉が奥の細菌を訪ねて来酒 宝暦 8年 1758 本間光丘が西浜に桂林を始める 大明 1758 本間光丘が西浜に桂林を始める 大明 1758 本間光丘が西浜に桂林を始める 大明 1758 本間光丘が西浜に桂林を始める 大明 1869 板藤華遠、酒田県を置く 海田港改築始まる 海田港改築始まる 海田港改築始まる 海田港改築始まる 海田港改築始まる 海田港改議が 大明 1884 町村 1874 中田村、中平田村、田田村、田沢村、北保村、東田川郡広野村、	大永元年	1521			三十六人衆が本町にまちづくりを始める			
寛文 12年 1662 松山藩初代藩主酒井忠恒入郎 寛文 12年 1672 河村瑞賢が来酒し西廻りが路を整備 貞享 5年 1688 井原西鶴が日本系代蔵で憩屋の繁栄を紹介 元禄 2年 1689 松尾芭蕉が悪の風遍を訪ねて来酒 宝暦 8年 1758 本間光丘が西浜に植林を始める 天明7年 1787 松山城築城 文化元年 1864 鳥海山噴火 酒田大地震 酒田光砂菜始まる 酒田米商会所(後の酒田米穀取引所)創設 明治 17年 1884 面田改改菜始まる 酒田米商会所(後の酒田米穀取引所)創設 明治 17年 1889 町村制施行、酒田町、飯海解滲週川原材、西田村、飛島村、東平日村、北平村、北保村、東田村、北平田村、中平日村、北平田村、中平日村、北平田村、中田村、北田村、北保村、東田川郡広野村、新堀村、西田川郡広野村、北保村、東田川郡広野村、大沢村、田田川郡山瀬村となる 明治 25年 1893 4 古田市・北田・本田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田	文明 10 年から	1478 ~						
東文 12年 1672 河村瑞賢が来酒し西廻り航路を整備 貞享 5年 1688 井原西鶴が日本永代蔵で鐙屋の繁栄を紹介 元禄 2年 1689 松尾芭蕉が奥の細道を訪ねて来酒 宝暦 8年 1758 本間光丘が西浜に植林を始める 現力 1787 松山城紫城 高海山噴火 酒田大地震 東防治 17年 1884 高田港改築始まる 酒田形改築始まる 酒田形食会所(後の酒田米設取引所)創設 明治 17年 1889 町村制施行、酒田町、飽海都線濃川原村、西平田村、飛島村、西荒瀬村、東平田村、七中田村、中田村、上田村、本屋村、南遊住村、一條村、観音寺村、大沢村、日向村、松崎町、上総村、内郷村、南平田村、田沢村、北俣村、東田川郡広野村、新場村、西田川郡北満村となる 明治 26年 1893 大江 3年 明治 27年 1894 10 22 大正 3年 1914 12 陸羽横断鉄道酒田線が開通、酒田駅落成 昭和 4年 1929 4 1 酒田市が施行 昭和 18年 1933 4 1 酒田市が西平田村を合併 昭和 17年 1942 9 国道 7号線網 昭和 17年 1942 9 国道 7号線網 昭和 29年 1954 1 酒田市が西平田村を合併 昭和 29年 1954 1 酒田市が通和田間の工事完成 昭和 29年 1954 1 酒田市が通和日間・ 1941 1 酒田市が通和日間・ 1941 昭和 29年 1954	天正 18 年	1590			上杉景勝が庄内を検地			
1	寛文2年	1662			松山藩初代藩主酒井忠恒入部			
元禄 2 年 1689	寛文 12 年	1672			河村瑞賢が来酒し西廻り航路を整備			
宝暦 8年 1758 本間光丘が西浜に植林を始める 大明7年 1787 松山城築城 鳥海山噴火 海田大地震 海田東を置く 海田米商会所 (後の海田米穀取引所) 創設 町村制施行、酒田町、鈴海都端渡川原村、西平田村、田沢村、北俣村、東田川郡広野村、新郷村、西川郡・路瀬村、西川郡・路瀬村、西川郡・路瀬村、西川郡・路瀬村、西川郡・路瀬村、西川郡・路瀬村、西川郡・路瀬村、西川郡・路瀬村、田田市・郡・田村、上田村、本植村、南遊佐村、一條村、観音寺村、大沢村、田向村、松瀬町、上郷村、内郷村、南平田村、田沢村、北俣村、東田川郡・広野村、新郷村、西田川郡・福浦村となる 株正 3年 1914 12 陸羽横断鉄道 酒田線が開通、酒田駅落成 昭和 4年 1929 4 1 酒田市・郡・路河川原村を合併 昭和 11年 1936 8 新両羽橋峻工 (714 メートル、当時全国第 6位) 昭和 15年 1950 4 1 酒田市が近降 10の 大田・田村、上田村、北平田村、北平田村、中平田村、田和 17年 1942 9 国道 7号線館(画道) 田の工事完成 昭和 17年 1942 9 国道 7号線館(画道) 田の工事完成 田市が近降 10の 村 (8月:西荒瀬村、12月:東平田村、北平田村、中平田村、田和 29年 1954 8 南平田村、田沢村、北俣村が合併し平田村となる 10 一條村、観音寺村、大沢村、日向村が合併し八幅町となる 10 一條村、観音寺村、大沢村、日向村が合併し八幅町となる 昭和 39年 1964 6 16 新河地県村 (2度5) 昭和 49年 1974 3 1 鳥海山 153 年ぶり噴気 昭和 49年 1974 3 1 鳥海山 153 年ぶり噴気 四和 51年 1976 10 29 「酒田市大火」発生	貞享5年	1688			井原西鶴が日本永代蔵で鐙屋の繁栄を紹介			
天明7年 1787 松山城築城 文化元年 1804 鳥海山噴火 濱田大地震 明治2年 1869 版籍奉還、海田県を置く 明治17年 1884 瀬田水商会所(後の海田米穀取引所)創設 町村制施行、酒田町、飽海部鵜渡川原村、西平田村、飛鳥村、西荒瀬村、東平田村、北平田村、中平田村、上郷村、内郷村、南平田村、田沢村、北俣村、東田川郡広野村、新堀村、西田川郡福浦村となる 地大武会社画田米穀取引所附属山居倉庫建設 明治26年 1893 株式会社画田米穀取引所附属山居倉庫建設 明治27年 1894 10 22 庄内大地震 大正3年 1914 12 陸羽横断鉄道酒田線が開通、酒田駅落成 昭和4年 1929 4 1 酒田市が勘施行 昭和16年 1933 4 1 酒田市が勘施行 昭和17年 1936 8 新向羽橋峻江 (714 メートル、当時全国第6位) 昭和17年 1941 4 1 酒田市が西平田村を合併 昭和17年 1941 4 1 酒田市が西平田村を合併 昭和29年 1954 8 割田市が近隣10か村(8月:東平田村、北平田村、北平田村、中平田村、上田村、本橋村、南遊佐村、広野村、新城村、福浦村)を合併 昭和29年 1954 8 国市市が近隣10か村(8月:東京瀬村、12月:東平田村、北平田村、北平田村、中平田村、上田村、本橋村、南浦村、福浦村、在橋村、南港村、福浦村、た合併 昭和30年 1955 1 社議村、市・海洋、北京村、高洋、北京村、高洋、北京村、高洋、北京村、北京村、高洋、北京村、北京村、北京村、東京村、北京村、北京村、北京村、北京村、東京村、北京村、北京村、北京村、北京村、北京村、北京村、北京村、北京村、東京村、北京村、北京村、北京村、北京村、北京村、北京村、北京村、北京村、東京村、北京村、北京村、北京村、北	元禄2年	1689			松尾芭蕉が奥の細道を訪ねて来酒			
文化元年 1804 鳥海山噴火 濱田大地震 明治 2年 1869 版籍奉還、酒田県を置く 酒田港改築始まる 濱田米商会所(後の酒田米穀取引所)創設 明治 17年 1884 町村制施行、酒田町、飽海郡鶏渡川原村。西平田村、飛島村、西荒瀬村、東平田村、北平田村、中平田村、上田村、本橋村、南遊佐村、一條村、観音寺村、大沢村、日向村、松嶺町、上郷村、内郷村、南平田村、田沢村、北俣村、東田川郡広野村、新堀村、西田川郡広野村、新堀村、西田川郡広野村、新堀村、西田川郡広野村、新城村、西田川郡広野村、新城村、田田村、田沢村、北俣村、東田川郡広野村、新城村、西田川郡山野村、新城村、田田村、田沢村、北俣村、東田川郡広野村、新城村 年 1929 4 1 酒田町が鶴渡川原村を合併 昭和 4年 1929 4 1 酒田町が鶴渡川原村を合併 昭和 16年 1931 4 1 酒田市が勘修行 昭和 17年 1936 8 新両羽橋竣工(714 メートル、当時全国第6位) 昭和 17年 1942 9 国道 7号線網 昭和 29年 1950 4 1 酒田市が飛島村を合併 昭和 29年 1954 1 酒田市が正隣 10 か村(8月:西荒瀬村、12月:東平田村、北平田村、中平田村、上田村、本橋村、南遊佐村、広野村、新城村、福浦村)を合併 昭和 30年 1955 1 1 松田村、由沢村、北保村が合併し平田村となる 昭和 39年 1964 6 16 新潟地震発生(震度 5) 昭和 49年 1974 3 1 鳥海山153年ぶり噴気 昭和 49年 1974 3 1 鳥海山153年ぶり噴気 昭和 51年 1976 10 29 「酒田市大火」発生	宝暦8年	1758			本間光丘が西浜に植林を始める			
明治 2 年 1869 版籍奉還、酒田県を置く 調田	天明7年	1787			松山城築城			
明治 17 年 1884	文化元年	1804						
明治17年 1884 酒田米商会所(後の酒田米穀取引所)創設 町村制施行、酒田町、飽海郡鵜渡川原村、西平田村、飛島村、東平田村、北平田村、中平田村、上田村、本楯村、南遊佐村、一條村、朝音寺村、大沢村、日向村、松瀬町、九郷村、南平田村、田沢村、北俣村、東田川郡広野村、新堀村、南田川郡・田浦村となる 明治27年 1894 10 22 庄内大地震 大正3年 1914 12 陸羽横断鉄道酒田線が開通、酒田駅落成 昭和4年 1929 4 1 酒田市市制施行 昭和11年 1936 8 新両羽橋竣工(714メートル、当時全国第6位) 昭和11年 1936 8 新両羽橋竣工(714メートル、当時全国第6位) 昭和16年 1941 4 1 酒田市が西平田村を合併 昭和17年 1942 9 国道7号線鶴岡酒田間の工事完成 昭和25年 1950 4 1 酒田市が混島村を合併 昭和29年 1954 8 酒田市が近隣10か村(8月:西荒瀬村、12月:東平田村、北平田村、中平田村、上田村、本楯村、南遊佐村、広野村、新堀村、袖浦村)を合併 昭和30年 1955 1 1 松瀬町、内郷村、上銀村が合併し八幡町となる 昭和30年 1963 7 鳥海国定公園指定 昭和39年 1964 6 16 新潟地震発生(震度5) 8 1 平田町町制施行 昭和47年 1972 8 酒田バイバス全線開通 昭和49年 1974 3 1 鳥海山153年ぶり噴気 昭和51年 1976 10 29 酒田市大火」発生	明治2年	1869			版籍奉還、酒田県を置く			
明治 22 年 1889 4 北平田村、中平田村、上田村、本橋村、南遊佐村、一條村、観音寺村、大沢村、日向村、松瀬町、上郷村、内郷村、南平田村、田沢村、北俣村、東田川郡広野村、新堀村、西田川郡袖浦村となる 明治 26 年 1893 株式会社酒田米穀取引所附属山居倉庫建設 明治 27 年 1894 10 22 佐内大地震 大正 3 年 1914 12 陸羽横斯鉄道酒田線が開通、酒田駅落成 昭和 4 年 1929 4 1 酒田市市制施行 昭和 11 年 1936 8 新両羽橋竣工 (714 メートル、当時全国第 6 位) 昭和 16 年 1941 4 1 酒田市が西平田村を合併 昭和 17 年 1942 9 国道 7 号線側面面田の丁事完成 昭和 29 年 1954 8 酒田市が近隣 10 か村 (8月:西荒瀬村、12月:東平田村、北平田村、中平田村、上田村、本橋村、南遊佐村、広野村、新堀村、油浦村)を合併 昭和 29 年 1954 8 南平田村、田沢村、北俣村が合併し平田村となる 昭和 30 年 1955 1 1 松嶺町、内郷村、上郷村が合併し松山町となる 昭和 30 年 1963 7 鳥海国定公園指定 昭和 39 年 1964 6 16 新潟地震発生(憲度5) 昭和 47 年 1972 8 酒田バイパス全線開通 昭和 49 年 1974 3 1 鳥畑 153 年ぶり噴気 昭和 49 年 1974 3 1<	明治 17 年	1884						
明治 27年 1894 10 22 庄内大地震 大正 3 年 1914 12 陸羽横断鉄道酒田線が開通、酒田駅落成 昭和 4 年 1929 4 1 酒田町が鵜渡川原村を合併 昭和 8 年 1933 4 1 酒田市市制施行 昭和 11 年 1936 8 新雨羽橋竣工 (714 メートル、当時全国第6位) 昭和 16 年 1941 4 1 酒田市が西平田村を合併 昭和 17 年 1942 9 国道 7 号線鶴岡田間の工事完成 昭和 25 年 1950 4 1 酒田市が飛島村を合併 昭和 29 年 1954 8 酒田市が近隣 10 か村 (8月:西荒瀬村、12月:東平田村、北平田村、中平田村、上田村、本福村、南遊佐村、広野村、新堀村、袖浦村)を合併 昭和 30 年 1955 1 1 松嶺町、内郷村、上郷村が合併し松山町となる 昭和 30 年 1963 7 鳥海国定公園指定 昭和 39 年 1964 6 16 新潟地震発生 (震度5) 昭和 47 年 1972 8 酒田バイパス全線開通 昭和 49 年 1974 3 1 鳥海山 153 年ぶり噴気 昭和 51 年 1976 10 29 「酒田市大人、大人、発生	明治 22 年	1889	4		北平田村、中平田村、上田村、本楯村、南遊佐村、一條村、観音寺村、大沢村、 日向村、松嶺町、上郷村、内郷村、南平田村、田沢村、北俣村、東田川郡広野村、			
大正3年 1914 12 陸羽横断鉄道酒田線が開通、酒田駅落成 昭和4年 1929 4 1 酒田町が鵜渡川原村を合併 昭和8年 1933 4 1 酒田市市制施行 昭和11年 1936 8 新雨羽橋竣工(714 メートル、当時全国第6位) 昭和16年 1941 4 1 酒田市が西平田村を合併 昭和17年 1942 9 国道7号線鋼 昭和25年 1950 4 1 酒田市が飛島村を合併 昭和29年 1954 8 酒田市が近隣10か村(8月:西荒瀬村、12月:東平田村、北平田村、中平田村、上田村、本橋村、南遊佐村、広野村、新堀村、袖浦村)を合併 昭和30年 1955 1 1 松嶺町、内郷村、上郷村が合併し平田村となる 昭和38年 1963 7 鳥海国定公園指定 昭和39年 1964 6 16 新潟地震発生(震度5) 昭和47年 1972 8 酒田バイパス全線開通 昭和49年 1974 3 1 鳥海山153年ぶり噴気 昭和51年 1976 10 29 「酒田市大火」発生	明治 26 年	1893			株式会社酒田米穀取引所附属山居倉庫建設			
昭和4年 1929 4 1 酒田町が鵜渡川原村を合併 昭和8年 1933 4 1 酒田市市制施行 昭和11年 1936 8 新両羽橋竣工(714メートル、当時全国第6位) 昭和16年 1941 4 1 酒田市が西平田村を合併 昭和17年 1942 9 国道 7号線鶴岡酒田間の工事完成 昭和25年 1950 4 1 酒田市が飛島村を合併 昭和29年 1954 8 酒田市が近隣10か村(8月:西荒瀬村、12月:東平田村、北平田村、中平田村、上田村、本楯村、南遊佐村、広野村、新堀村、袖浦村)を合併 8 南平田村、田沢村、北俣村が合併し平田村となる 10 一條村、観音寺村、大沢村、日向村が合併し八幡町となる 昭和30年 1955 1 1 松嶺町、内郷村、上郷村が合併し松山町となる 昭和38年 1963 7 鳥海国定公園指定 昭和39年 1964 6 16 新潟地震発生(震度5) 8 1 平田町町制施行 昭和47年 1972 8 酒田バイパス全線開通 昭和49年 1974 3 1 鳥海山153年ぶり噴気 昭和51年 1976 10 29 「酒田市大火」発生	明治 27 年	1894	10	22	庄内大地震			
昭和8年 1933 4 1 酒田市市制施行 昭和11年 1936 8 新両羽橋竣工(714メートル、当時全国第6位) 昭和16年 1941 4 1 酒田市が西平田村を合併 昭和17年 1942 9 国道 7号線鶴 <mark>岡酒</mark> 田間の工事完成 昭和25年 1950 4 1 酒田市が飛島村を合併 昭和29年 1954 8 酒田市が近隣10か村(8月:西荒瀬村、12月:東平田村、北平田村、中平田村、上田村、本橋村、南遊佐村、広野村、新堀村、袖浦村)を合併 8 南平田村、田沢村、北俣村が合併し平田村となる 一條村、観音寺村、大沢村、日向村が合併し八幡町となる 昭和30年 1955 1 1 松嶺町、内郷村、上郷村が合併し松山町となる 昭和38年 1963 7 鳥海国定公園指定 昭和39年 1964 6 16 新潟地震発生(震度5) 8 1 平田町町制施行 昭和47年 1972 8 酒田バイパス全線開通 昭和49年 1974 3 1 鳥海山153年ぶり噴気 酒田北港開港 昭和51年 1976 10 29 「酒田市大火」発生	大正3年	1914	12		陸羽横断鉄道酒田線が開通、酒田駅落成			
昭和 11 年 1936 8 新両羽橋竣工 (714 メートル、当時全国第 6 位) 昭和 16 年 1941 4 1 酒田市が西平田村を合併 昭和 17 年 1942 9 国道 7 号線鶴 西酒田間の工事完成 昭和 25 年 1950 4 1 酒田市が飛島村を合併 昭和 29 年 1954 8 酒田市が近隣 10 か村 (8月:西荒瀬村、12月:東平田村、北平田村、中平田村、上田村、本橋村、南遊佐村、広野村、新堀村、袖浦村)を合併 8 南平田村、田沢村、北俣村が合併し平田村となる 10 一條村、観音寺村、大沢村、日向村が合併し八幡町となる 昭和 30 年 1955 1 1 松嶺町、内郷村、上郷村が合併し松山町となる 昭和 38 年 1963 7 鳥海国定公園指定 昭和 39 年 1964 6 16 新潟地震発生(震度 5) 8 1 平田町町制施行 昭和 47 年 1972 8 酒田バイパス全線開通 昭和 49 年 1974 3 1 鳥海山 153 年ぶり噴気 11 酒田北港開港 昭和 51 年 1976 10 29 「酒田市大火」発生	昭和4年	1929	4	1	酒田町が鵜渡川原村を合併			
昭和 16 年 1941 4 1 酒田市が西平田村を合併 昭和 17 年 1942 9 国道 7 号線鎖 <mark>回酒</mark> 田間の工事完成 昭和 25 年 1950 4 1 酒田市が飛島村を合併 昭和 29 年 1954 8 酒田市が近隣 10 か村(8月:西荒瀬村、12月:東平田村、北平田村、中平田村、上田村、本楯村、南遊佐村、広野村、新堀村、袖浦村)を合併 8 南平田村、田沢村、北俣村が合併し平田村となる 10 一條村、観音寺村、大沢村、日向村が合併し八幡町となる 昭和 30 年 1955 1 1 松嶺町、内郷村、上郷村が合併し松山町となる 昭和 38 年 1963 7 鳥海国定公園指定 昭和 39 年 1964 6 16 新潟地震発生(震度 5) 8 1 平田町町制施行 昭和 47 年 1972 8 酒田バイパス全線開通 昭和 49 年 1974 3 1 鳥海山 153 年ぶり噴気 11 酒田北港開港 昭和 51 年 1976 10 29 「酒田市大火」発生	昭和8年	1933	4	1	酒田市市制施行			
昭和 17 年 1942 9 国道 7 号線鶴 <mark>岡酒</mark> 田間の工事完成 昭和 25 年 1950 4 1 酒田市が飛島村を合併 昭和 29 年 1954 8 酒田市が近隣 10 か村(8月:西荒瀬村、12月:東平田村、北平田村、中平田村、上田村、本楯村、南遊佐村、広野村、新堀村、袖浦村)を合併 南平田村、田沢村、北俣村が合併し平田村となる 10 一條村、観音寺村、大沢村、日向村が合併し八幡町となる 昭和 30 年 1955 1 1 松嶺町、内郷村、上郷村が合併し松山町となる 昭和 38 年 1963 7 鳥海国定公園指定 昭和 39 年 1964 6 16 新潟地震発生(震度 5) 8 1 平田町町制施行 昭和 47 年 1972 8 酒田バイパス全線開通 昭和 49 年 1974 3 1 鳥海山 153 年ぶり噴気 11 酒田北港開港 昭和 51 年 1976 10 29 「酒田市大火」発生	昭和 11 年	1936	8		新両羽橋竣工(714 メートル、当時全国第6位)			
昭和 25 年 1950 4 1 酒田市が飛島村を合併 昭和 29 年 1954 8 12 酒田市が近隣 10 か村(8月:西荒瀬村、12月:東平田村、北平田村、中平田村、上田村、本橋村、南遊佐村、広野村、新堀村、袖浦村)を合併	昭和 16 年	1941	4	1	酒田市が西平田村を合併			
昭和 29 年 1954 8 12 酒田市が近隣 10 か村(8月:西荒瀬村、12月:東平田村、北平田村、中平田村、上田村、本楯村、南遊佐村、広野村、新堀村、袖浦村)を合併 8 南平田村、田沢村、北俣村が合併し平田村となる 10 一條村、観音寺村、大沢村、日向村が合併し八幡町となる 昭和 30 年 1955 1 1 松嶺町、内郷村、上郷村が合併し松山町となる 昭和 38 年 1963 7 鳥海国定公園指定 昭和 39 年 1964 6 16 新潟地震発生(震度 5) 8 1 平田町町制施行 昭和 47 年 1972 8 酒田バイパス全線開通 昭和 49 年 1974 3 1 鳥海山 153 年ぶり噴気 酒田北港開港 昭和 51 年 1976 10 29 「酒田市大火」発生	昭和 17 年	1942	9		国道7号線鶴岡西田間の工事完成			
日本	昭和 25 年	1950	4	1	酒田市が飛島村を合併			
田和 30 年 1955 1 1 松嶺町、内郷村、上郷村が合併し八幡町となる 昭和 38 年 1963 7 鳥海国定公園指定 昭和 39 年 1964 6 16 新潟地震発生(震度 5) 8 1 平田町町制施行 昭和 47 年 1972 8 酒田バイパス全線開通 昭和 49 年 1974 3 1 鳥海山 153 年ぶり噴気 酒田北港開港 昭和 51 年 1976 10 29 「酒田市大火」発生	昭和 29 年	1954						
昭和30年 1955 1 1 松嶺町、内郷村、上郷村が合併し松山町となる 昭和38年 1963 7 鳥海国定公園指定 昭和39年 1964 6 16 新潟地震発生(震度5) 8 1 平田町町制施行 昭和47年 1972 8 酒田バイパス全線開通 昭和49年 1974 3 1 鳥海山153年ぶり噴気 11 酒田北港開港 昭和51年 1976 10 29 「酒田市大火」発生			8		南平田村、田沢村、北俣村が合併し平田村となる			
昭和 38 年 1963 7 鳥海国定公園指定 昭和 39 年 1964 6 16 新潟地震発生(震度 5) 8 1 平田町町制施行 昭和 47 年 1972 8 酒田バイパス全線開通 昭和 49 年 1974 3 1 鳥海山 153 年ぶり噴気 11 酒田北港開港 昭和 51 年 1976 10 29 「酒田市大火」発生			10		一條村、観音寺村、大沢村、日向村が合併し八幡町となる			
昭和 39 年 1964 6 16 新潟地震発生(震度 5) 8 1 平田町町制施行 8 1 平田町町制施行 8 酒田バイパス全線開通 8 1 鳥海山 153 年ぶり噴気 11 富田北港開港 8 11 第日本大火」発生	昭和 30 年	1955	1	1	松嶺町、内郷村、上郷村が合併し松山町となる			
8 1 平田町町制施行 昭和 47 年 1972 8 酒田バイパス全線開通 昭和 49 年 1974 3 1 鳥海山 153 年ぶり噴気 11 酒田北港開港 昭和 51 年 1976 10 29 「酒田市大火」発生	昭和 38 年	1963	7		鳥海国定公園指定			
昭和 47 年 1972 8 酒田バイパス全線開通 昭和 49 年 1974 3 1 鳥海山 153 年ぶり噴気 11 酒田北港開港 昭和 51 年 1976 10 29 「酒田市大火」発生	昭和 39 年	1964	6	16	新潟地震発生(震度 5)			
昭和 49 年197431鳥海山 153 年ぶり噴気11酒田北港開港昭和 51 年19761029「酒田市大火」発生			8	1	平田町町制施行			
11 酒田北港開港 昭和51年 1976 10 29 「酒田市大火」発生	昭和 47 年	1972	8		酒田バイパス全線開通			
昭和 51 年 1976 10 29 「酒田市大火」発生	昭和 49 年	1974	3	1	鳥海山 153 年ぶり噴気			
			11		酒田北港開港			
昭和 53 年 1978 8 気温摂氏 40.1 度を記録する(当時戦後全国最高)	昭和 51 年	1976	10	29	「酒田市大火」発生			
	昭和 53 年	1978	8		気温摂氏 40.1 度を記録する(当時戦後全国最高)			

元号	西暦	月	日	出来事	
平成元年	1989	4		眺海の森開設	
平成3年	1991	10		庄内空港開港	
平成4年	1992	4		国指定史跡「城輪柵跡」政庁域の建物の一部を復元	
		8		酒田港開港 500 年記念式典	
		9		べにばな国体開催	
平成5年	1993	6		県立日本海病院診療開始	
平成9年	1997	10		東北横断自動車道酒田線酒田 IC から庄内あさひ IC 間開通	
平成 12 年	2000	7		酒田港国際ターミナル供用開始	
		9		環境省猛禽類保護センター開設	
平成 13 年	2001	4		東北公益文科大学開学	
		8		東北横断自動車道酒田線酒田 IC から酒田みなと IC 開通	
平成 14 年	2002	7		ひらたタウンセンター(農村コミュニティカレッジ、図書センター)開設	
平成 15 年	2003	5		さかた海鮮市場オープン	
平成 16 年	2004	4		酒田市観光物産館「酒田夢の倶楽」オープン	
		7		市民会館「希望ホール」オープン	
平成 17 年	2005	11	1	酒田市、八幡町、松山町、平田町が合併し、新「酒田市」誕生	
平成 20 年	2008	4		県立日本海病院と市立酒田病院の統合	
		4		山王くらぶオープン	
		5		国道 112 号出羽大橋新橋開通	
平成 21 年	2009	4		コミュニティ振興会市内全域で結成	
平成 22 年	2010	1		八幡タウンセンターオープン	
平成 23 年	2011	3	11	東日本大震災(酒田震度 5 弱)	
平成 24 年	2012	4		県立酒田光陵高校開校	
平成 25 年	2013	5		酒田医療センターリニューアルオープン	
		5		日本海沿岸東北自動車道事業化(朝日から温海の区間、遊佐から象潟の区間)	
平成 27 年	2015	1		松山城址館オープン	

表 2-3 周辺の主な文化財

名称	● 旧鐙屋	❷ 本間氏別邸庭園(鶴舞園)
写真		
指定等の区分	国史跡	国名勝
概要	典型的な町家造で、内部は通り庭(土	借景とする池泉廻遊式庭園で、藩主酒 井侯により「鶴舞園」と名付けられた。 庭園の整備は、冬期間に港で働く人々 の失業対策事業として実施された。佐

本間家本邸 附長屋門1棟



4 旧酒田灯台

争福寺唐門



県有形 (建造物)

県有形 (建造物) 市有形 (建造物)

明和5年(1768)、本間家3代当主・ 光丘が、幕府巡見使(将軍の代替りご して建築し、庄内藩主酒井家に献上し たもので、その後拝領し、本間家代々れた。 の本邸として使用された。

武家屋敷と商家造が一体となった珍し い建築様式を持つ。

明治28年(1895)、最上川左岸河口 に竣工した木造六角洋式灯台。後に対 とに特派された役人)―行の本陣宿と | 岸に移され、昭和 33 年(1958)、現 | 東本願寺大谷宗祖廟を模し、京都や近 在地(日和山公園地内)へ移築保存さ

> 光源は当初石油ランプで、大正8年 (1919) にアセチレンガス明暗紅光に がっているのが特徴で、四脚向唐門と 改良、大正 14年 (1925) に電化された。

本間家3代当主・光丘が死去する前年 の寛政 12 年(1800)に寄進。京都の 江の大工を呼びよせ、莫大な資金をか

入母屋唐破風造、瓦葺、柱の下部が曲 呼ばれる桃山後期から流行した様式。

旧白崎医院 付両便所供待所



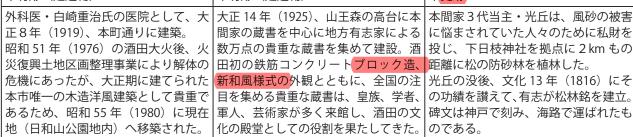
● 旧光丘文庫本館 附書庫付属家具室内装飾品並建築工事関係資料



けてつくらせた。



市有形(建造物)



市有形(建造物)

田初の鉄筋コンクリートブロック造、 化の殿堂としての役割を果たしてきた。

市史跡

本間家3代当主・光丘は、風砂の被害 間家の蔵書を中心に地方有志家による に悩まされていた人々のために私財を 距離に松の防砂林を植林した。

新和風様式の外観とともに、全国の注 光丘の没後、文化 13 年 (1816) にそ |目を集める貴重な蔵書は、皇族、学者、|の功績を讃えて、有志が松林銘を建立。 のである。

⑨ 酒田袖之浦・小屋之浜之図 附蚶潟之図 | ⑩ 加藤雪窓筆日枝神社大祭行列絵懸額 | ⑩ 酒田山王祭祭礼用亀笠鉾





市有形(歴史資料)

を描いた絵図としては最古級のもの。 港口を中心に、山王社(現日枝神社) や神明社(現皇大神社)などの寺社、 公方様御穀積所(幕府領米置場)、寺 町通りや仲町など酒田の町並み、沖に | に生まれ、幼少から漢学、書、絵を学 | 珊瑚・鹿などの宝物が乗る。戦前まで 停めた北前船から荷物を運ぶため港か ら多くの小船が出る様子などを描く。

市有形民俗

豪商たちから依頼され、山王祭の山車 行列を描いた懸額(下日枝神社所蔵)。 雪窓は久保田藩(秋田藩)の武家・加 藤家の 12 代目として明治 5 年 (1872) んだ。20歳当時、既に高い画力を持っ ていたことが見て取れる大作。

市有形民俗

江戸時代中期の制作で、現存する酒田 | 明治 26 年 (1893)、加藤雪窓が酒田の | 明和 2 年(1765)、北前船で財を成し た豪商・本間家が京都の人形師に作ら せ、北前船で運んだ笠鉾。「亀笠鉾」は、 笠をつけると5mの高さになり、亀の 背中にはおめでたい鯛・宝珠・米俵・ は山王祭に参列しており、現在も「本 間家の亀」として親しまれている。

❷ 塞道絵幕(大壽和里大祭事)-酒井侯御安堵祝宴- ■

泉流寺徳尼公廟

4 伊東不玉宅跡







市有形民俗

塞道幕は、大きな布に歴史物の合戦の 図や武者絵、縁起を担ぐ吉祥絵等を染 め抜いた絵幕のことで、酒田の小正月 行事の一つ「塞道の幕見」に使われた。 「酒井侯御安堵祝宴」は、藩主・酒井 忠器領地替えの幕府の命を農民らが中 止させたことを祝う様子が描かれ、北 前船で繁栄した酒田の様子を伝える。

市有形民俗

徳尼公は奥州藤原氏3代・藤原秀衡 の夫人(または妹)で、36人の武士 (「三十六人衆」の祖)を連れて酒田に 逃げ落ち、当地の礎を作ったとされる。 安置される徳尼公の木像は、本間家3 代当主・光丘が施主となり、明和元年 (1764) に京で作らせ海路で運び、廟 堂は寛政2年(1790)に寄進された。

市史跡

松尾芭蕉が「おくのほそ道」で酒田滞 在中に宿泊した伊東不玉宅跡。 元禄2年(1689)6月13日、酒田に

着いた芭蕉は15日象潟に向かって出 発。再び酒田へ戻り、俳人・伊東不玉 の家に一週間余り滞在し、数々の名句 を残した。なお、伊東不玉は庄内藩お 抱え医師で、本名は玄順。

海向寺



16 日和山公園

1 相馬屋主屋



森敦の小説「月山」の舞台となった湯 殿山注連寺の元末寺(真言宗智山派) で、庄内に六体ある即身仏のうち二体 が祀られる。

境内は日和山の一角に所在し、江戸時 代より、出羽三山の湯殿山信仰の拠点 に尽力した「河村瑞賢の像」、酒田ゆ として人々の祈りを支えた。

市名勝

酒田港に寄港する北国廻船の航海安全 を祈願し建てられた高さ約3mの「常

夜燈」をはじめ、千石船の 1/2 レプリ カ、かつて船頭たちが風向き確認など に使用した「方角石」、酒田港の繁栄 かりの文人墨客の29基の文学碑が並

ぶ「文学の散歩道」などがある。

国登録有形(建造物)

江戸時代末期から続いた料亭で、主屋 は明治 27年 (1894) の庄内地震時の 大火によって焼失した直後に、残った 土蔵等を取り込んで建設したものであ

店、広間、土蔵等を繋いだ複雑な構成 は特異で、トコ棚を備えた各室に用い られている技能の水準も高い。

18 山王くらぶ



木造二階建の和風建築で、道路側の西 面を凝った意匠で軽快にまとめ、東西 に細長い雁行状の形態で敷地奥に延 び、土蔵造の座敷や数寄屋造の茶室等 を接続する。

地元で名棟梁として知られた佐藤泰太 良の作品で、手の込んだ上質かつ丁寧 なつくりになっている。

10 下日枝神社



未指定

日和山公園に隣接して位置する。5月 の例祭「山王祭」(酒田まつり)は大 いに賑わいをみせる。

現社殿は天明4年(1784)、本間光丘 によって建立。随神門は本間光丘の | 寄進したものが明治 27 年(1894)の | は明治 18 年 (1885) の再建で、通称「上 庄内地震で倒壊したため、明治40年 の山王さん」として広く市民に親しま (1907) に本間光輝が再建。

上日枝神社



未指定

貞観 17年(875)近江国坂本鎮座山 王宮(日吉大社)を勧請し、袖の浦に 鎮座した。後、亀ヶ崎城に奉遷され、 寛永 13年 (1636) に現在地に移され た。本殿は天保12年(1841)、拝殿 れている。

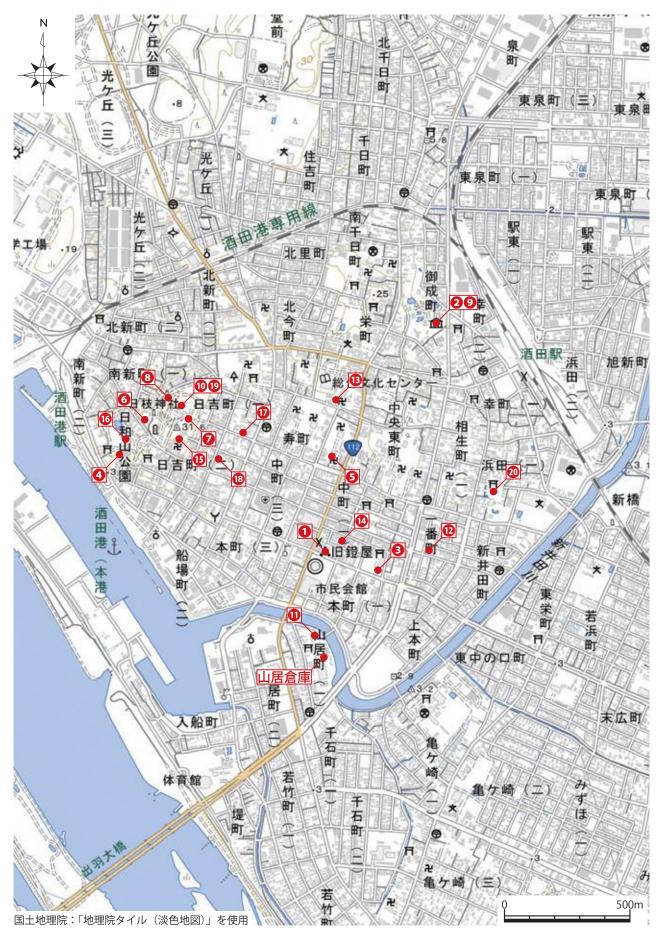


図 2-5 周辺の主な文化財の所在地

3. 社会的環境

(1) 人口

現在の酒田市は、平成17年(2005)11月1日に、それまでの酒田市、飽海郡八幡町、 松山町及び平田町の1市3町が合併し、総面積602.79km。人口約11万8千人の庄内 北部における中心市として発足した。

国勢調査に基づく人口推移をみると、令和2年(2020)の人口・世帯数はそれぞれ100,273人・39,402世帯である。平成12年(2000)以降(過去約20年間)、人口

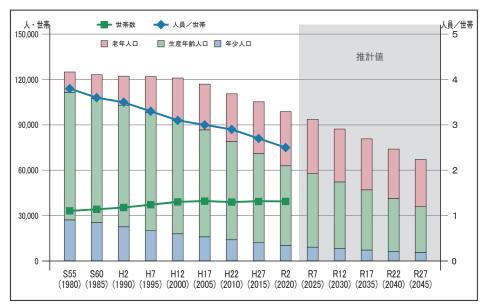


図 2-6 酒田市の人口・世帯数

表 2-5 酒田市の人口・世帯数

衣 2-3 - 周田市の人口・世帯数											
年				人員/世帯							
		総数	年少 (0~14歳)	構成比 (%)	生産年齢 (15~64歳)	構成比 (%)	老年 (65歳~)	構成比 (%)	不詳	世帯数	(人)
昭和 55 年	1980	125,622	27,237	21.7	84,632	67.4	13,753	10.9	_	33,180	3.8
昭和 60 年	1985	123,823	25,502	20.6	82,207	66.4	16,114	13.0	_	34,203	3.6
平成2年	1990	122,850	22,676	18.5	80,691	65.7	19,481	15.8	2	35,353	3.5
平成7年	1995	122,536	20,122	16.4	78,344	63.9	24,070	19.7	-	37,222	3.3
平成 12 年	2000	121,614	18,087	14.9	75,536	62.1	27,991	23.0	_	39,086	3.1
平成 17 年	2005	117,577	16,058	13.7	71,028	60.4	30,491	25.9	-	39,556	3.0
平成 22 年	2010	111,151	14,123	12.7	65,190	58.7	31,835	28.6	3	38,955	2.9
平成 27 年	2015	106,244	12,168	11.5	59,168	55.9	34,518	32.6	390	39,320	2.7
令和2年	2020	100,273	10,305	10.4	53,031	53.3	36,091	36.3	846	39,402	2.5
令和7年	2025	94,214	9,249	9.8	4,8876	51.9	36,089	38.3			
令和 12 年	2030	87,891	8,273	9.4	44,386	50.5	35,232	40.1			
令和 17 年	2035	81,401	7,330	9.0	40,111	49.3	33,960	41.7		_	
令和 22 年	2040	74,618	6,520	8.7	35,127	47.1	32,971	44.2			
令和 27 年	2045	67,776	5,756	8.5	30,553	45.1	31,467	46.4			

人口: 国勢調査(~平成17年(2005)は合併前旧市町村の総計)

令和7年(2025)以降は推計人口を示す。『日本の地域別将来推計人口』平成30年(2018)推計構成比は不詳を除く

表 2-4 酒田市の年齢別人口

	区分	人口 (人)
	 不詳	846
	100 歳以上	76
	95~99歳	550
+	90~94歳	2,256
老年	85~89歳	4,331
人口	80~84歳	5,543
Н	75~79歳	6,195
	70~74歳	8,679
	65~69歳	8,461
	60~64歳	7,315
	55~59歳	6,656
	50~54歳	6,273
生	45~49歳	6,746
生産年齢	40~44歳	6,152
齢	35~39歳	5,045
人口	30~34歳	4,157
	25~29歳	3,556
	20~24歳	3,130
	15~19歳	4,001
年	10~14歳	3,993
少人	5~9歳	3,441
	0~4歳	2,871

国勢調査(令和2年)

は約2万人(約17.5%)減少しているが、世帯数はほぼ横ばいで4万世帯弱で推移している。

令和2年(2020)における高齢化率は36.0%と極めて高く、既に超高齢化社会となっている。年齢構成は70~74歳が最も多く、高齢化に拍車がかかることが懸念される。なお、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口では、2040年(20年後)における推計人口は74.618人とされ、令和2年(2020)国勢調査と比して約2万5千人(25.6%)減少し、2045年には老年人口が生産年齢人口を超えることが想定されている。

(2) 産業

令和2年国勢調査に基づく産業別就業人口割合は、第1次産業8.4%、第2次産業26.0%、第3次産業65.6%となっている。

平野部は古くから良質米の産地であり、現在は「はえぬき」「コシヒカリ」「つや姫」「雪若丸」などの「庄内米」が全国に知られるとともに、緑の美田は雄大な鳥海山を借景として美しい景観を形成している。庄内米以外の農産物も豊富で、刈屋梨、メロン、いちご、平田赤ねぎなどの栽培が盛んである。また、酒田港で水揚げされる新鮮な海産物には、寒鱈、紅えび、岩牡蠣、イカなどの特産品がある。このほか、全国的に高い評価を受けている日本酒や、酒田のラーメンも名物として知られ、さかた海鮮市場、みなと市場等市内各所でこれらの食を堪能することができる。

市域には国道7号や同47号、同112号、日本海東北自動車道、庄内空港、羽越本線などの基幹交通が集中し、加えて海港として恵まれた立地条件にあることから、第2次・第3次産業が集積し、人口集中に結び付いている。

令和2年(2020) 産業大分類 就業者数(人) 構成比(%) 合計 (人) 構成比(%) 農業 3,953 7.9 第1次産業 林業 0.2 4,205 8.4 111 漁業 141 0.3 鉱業 28 0.1 第2次産業 建設業 4,619 9.2 12,962 26.0 8,315 16.5 製诰業 0.8 電気・ガス・熱供給・水道業 379 372 0.7 情報通信業 運輸業,郵便業 2,214 4.4 7,846 15.6 卸売業, 小売業 金融業, 保険業 921 1.8 不動産業, 物品賃貸業 549 1.1 学術研究,専門・技術サービス業 954 1.9 32,744 65.6 第3次産業 宿泊業,飲食サービス業 2,306 4.6 生活関連サービス業, 娯楽業 1,726 3.4 教育,学習支援業 2,175 4.3 医療, 福祉 7,513 14.9 複合サービス事業 793 1.6 サービス業(他に分類されないもの) 3,222 6.4 1,774 3.5 公務(他に分類されるものを除く) 分類不能の産業 375 8.0 375 合計 50,286 100.0

表 2-6 酒田市の産業大分類別就業者数

国勢調査(令和2年) ※第一次産業、第二次産業、第三次産業の構成比は「分類不能の産業」を除いて算出した。

(3)交通

市海岸部南端に庄内空港が所在し、東京(羽田空港)間 を約1時間で結ぶ。市域には新潟市と秋田市をつなぐ日本 海東北自動車道(一部未開通)が縦断する。

市内を通る国道は5本あり、国道7号は新潟市から日本海沿いに庄内地方、秋田県を経由して青森市に至る幹線国道である。国道47号は宮城県仙台市から、国道112号は山形市から、国道344号は秋田県湯沢市から、いずれも本市に至る一般国道である。また、国道345号は新潟県新潟市中央区から本市を経由して飽海郡遊佐町に至る一般国道である。

鉄道は、JR 羽越本線が新潟市から日本海沿いを経て中 心市街地を経由し、秋田市まで敷設されている。バスは

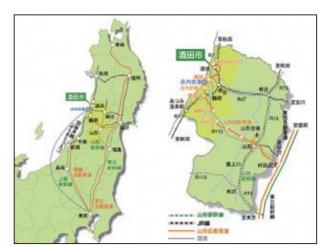


図 2-7 酒田市への交通・アクセス

JR 酒田駅に近接したバスターミナルを起点に、首都圏・仙台市・山形市をつなぐ高速バスが運行される。市内の路線バスは酒田市乗合バス(るんるんバス)が運行する。

このほか、県内唯一の離島である飛島には、酒田港から飛島までの定期航路(定期船とびしま)がある。

(4) 土地利用

市内の土地利用別面積状況(令和2年(2020)10月1日現在)は、市域60,297haのうち、森林が61.1%と大部分を占め、次いで農用地が20.1%、宅地が5.1%、道路が3.9%となっている。

近年の土地の動向をみると、農用地、林道が減少し、宅地や一般道路等への土地利用転換が進むとともに、耕作放棄地の面積が増加している。人口集中地区(DID 区域)については、面積の拡大が続いているが、近年は頭打ちの状況にあり、人口は平成2年(1990)をピークとして減少が続いている。地価については、地域経済の低迷や人口減少により土地需要は弱含みで推移していることなどから下落が続いている。

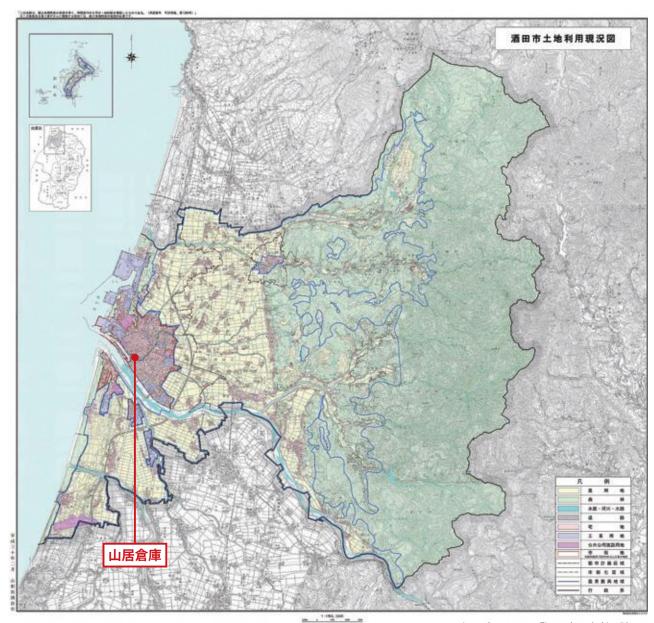
本市の土地利用については、市街地の空洞化に対応する ための賑わいの求心力の向上や、農山漁村地域における農 業の生産性の向上、中山間地域における里山の集落機能と 地域農業・林業維持などが課題となっている。さらに、広 い市域の中には、洪水、土砂災害、津波などの災害の危険 箇所が多くあることから、自然災害等による被害の軽減と 防止が課題となっている。

※出典:酒田市 2018 『酒田市国土利用計画』

表 2-7 酒田市の土地利用状況

		平成 22 年	年 (2010)	令和2年	(2020)
区分		面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)
農	用地	12,335	20.5	12,100	20.1
	農地	12,260	20.4	12,100	20.1
	採草放牧地	75	0.1	0.0	0.0
森	林	36,640	60.8	36,864	61.1
	国有林	22,988	38.2	22,985	38.1
	民有林	13,625	22.6	13,879	23.0
原野		2	0.0	47	0.1
水	面・河川・水路	2,252	3.7	2,236	3.7
道	路	2,305	3.8	2,354	3.9
	一般道路	1,398	2.3	1,473	2.4
	農道	723	1.2	721	1.2
	林道	184	0.3	160	0.3
宅	地	2,941	4.9	3,049	5.1
	住宅地	1,592	2.6	1,641	2.7
	工業用地	298	0.5	283	0.5
	その他の住宅地	1,061	1.8	1,152	1.9
そ	の他	3,804	6.3	3,647	6.0
合	計	60,279	100.0	60,297	100.0

山形県統計年鑑



酒田市 2018 『酒田市国土利用計画』

図 2-8 酒田市土地利用現況図

(5) 観光

酒田市の観光施設入込数は平成 18 年度以降 300 万人前後で推移してきたが、長期的にみると減少傾向で、平成 28 年度以降は 300 万人を割り込み、平成 30 年度には 270 万人弱まで落ち込み過去 15 年間で最も低い値となった。翌 令和元年度は微増に転じたものの、令和 2 年度以降は新型コロナウイルス感染症のまん延に伴って前年度比で約 100 万人(約 36%)減少している。一方、酒田市観光物産館の入込数は、平成 25 年度を底に増加を辿り、令和元年度は過去 15 年間で最大となる 80 万人を超える入込数があったが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症のまん延に伴って前年度比で約 36 万人(約 45%)減少し、以降 50 万人を割り込んでいる。

酒田は最上川舟運と北前船交易の結節点である湊町として、港から市内中心部にかけて往時の歴史を感じさせる多くの資源を有しており、これらが現在の主要観光資源となっている。特に、酒田における北前船交易の象徴ともいうべき山居倉庫、本間家旧本邸や旧鐙屋、日和山公園、山王くらぶ、相馬樓界隈のほか、土門拳記念館などが現在の主な観光資源となっている。

しかし、これらの施設へは多くの観光客が訪れているものの、WEB 調査等による今後の「訪問意向」をみると、観光客のニーズは必ずしも高くない。一方で、さかた海鮮市場やみなと市場、初孫酒造資料館蔵探訪館などの「食」、玉簾の滝や眺海の森などの「景観」へのニーズが高い。雄大な鳥海山のふもとに広がる田畑、庄内砂丘、クロマツ林などの景観については、未だ明確な観光資源として活かせておらず、既存の観光資源と観光客ニーズに乖離が生じている。 平成 28 年(2016)9月には「鳥海山・飛島ジオパーク」の日本ジオパークネットワークへの加盟が認められ、ジオ・ツーリズムなどとともに「酒田の成り立ち」への注目が今後高まることが期待される。また、国内外のクルーズ客船誘致にも力を入れている。

※出典:酒田市 2016 『酒田市中長期観光戦略 新酒田物語 ~広めよう"酒田自慢" 増やそう!"酒田ファン"』

山形県 庄内地域 酒田市 年 名所・旧跡 名所・旧跡 酒田夢の倶楽 庄内米 観光地 観光地 (山居倉庫) 歴史資料館 平成 18 年度 40.592.2 9,643.6 12,274.1 1,772.0 3,355.1 682.6 40.077.0 11,928.4 1,743.3 3,141.2 687.4 平成 19 年度 9,648.3 平成 20 年度 39.324.3 9,710.8 11,482.7 1,662.3 3,041.4 710.2 平成 21 年度 41.844.5 11,116.5 11,721.9 1,838.1 3,147.1 754.7 平成 22 年度 39.443.7 9,010.7 12,314.1 1,698.9 3,040.9 660.3 平成23年度 35,398.6 7,603.2 11,907.1 1,554.2 2,968.1 660.2 平成24年度 38,176.1 8,230.1 12,239.3 1,603.8 3,004.4 648.2 40,171.0 2,744.9 平成 25 年度 8,499.9 12,871.9 1,572.3 464.1 平成 26 年度 45,171.6 8,853.2 14,397.2 1,970.7 2,753.6 573.9 平成 27 年度 44,904.3 8,463.1 14,654,4 1,745.7 3,006.6 677.6 45,814.1 8,222.5 2,942.9 719.4 平成 28 年度 14,153.6 1,638.6 28,016 平成 29 年度 45,122.4 8,149.5 1,686.5 24,496 13,292.3 2,816.5 652.4 平成30年度 46,507.4 8,061.6 13,331.2 1,672.2 2,698.9 705.6 26,615 45,311.7 令和元年度 7,932.4 12,996.3 1,713.3 2.738.8 810.4 33,375 令和2年度 27,511.2 3,695.3 8,045.4 972.7 1,757.0 448.6 13,635 令和3年度 30,058.9 4,158.9 8,707.3 1,150.3 1,835.6 377.8

表 2-8 観光者数

山形県観光者数調査(庄内米歴史資料館のみ同館による資料提供) ※観光者数は延べ数とする。単位は千人(庄内米歴史資料館のみ人)。

(6) 教育

本市には、令和4年(2022) 5月1日現在、市立小学校が22校、市立中学校が8校、高等学校(県立及び私立)が5校(通信制を含む)、特別支援学校が1校、大学・専修学校が3校ある。児童・生徒数は、小学生が4,124人、中学生が2,398人となっている。

社会教育施設・文化施設として、総合文化センター、出羽遊心館、公益研修センター、市立資料館、旧鐙屋、市美術館、 松山文化伝承館、松山城址館等があり、子育て支援関連施設は、令和4年(2022)4月1日現在、認可保育所が24か所、 認定こども園が11か所ある。

※出典:酒田市教育委員会 2022 『酒田の教育』、酒田市 2022 『健康福祉の概要』

(7) 法令による規制

本史跡の指定地及び周辺地域は、表 2-9 に示した法令による規制対象地となっている。

①文化財の現状変更に関する規制(文化財保護法)

文化財保護法第 109 条により指定された史跡は、同法第 125 条の規定により、現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を行う場合、文化庁長官の許可を受けなくてはならない。

② 景観保全に関する規制 (景観法・酒田市景観計画・酒田市景観条例 など)

酒田市景観計画・酒田市景観条例により、大規模な建築・工作物の新築、増築、改築又は移転、変更が外観の半分を超える修繕、模様替又は色彩の変更については、あらかじめ酒田市長に届出が必要である。

同計画・条例では「山居倉庫周辺地区」が景観形成重点地域に定められ、地域の特性を生かした景観づくりを推進することから、届出が必要な行為の基準が別に定められている。景観形成重点地域内で届出対象行為を行う場合は、市全域の景観形成基準のほか、重点地域の景観形成基準に沿ったもの(歴史や文化に調和した雰囲気があるもの)とする必要がある。

③都市計画・建築行為に関する規制

(都市計画法・建築基準法・酒田市特別用途地区における建築物の制限に関する条例 など)

指定地及び周辺域地(河川区域を除く)は都市計画法による市街化区域に該当する。大規模な開発行為は、原則として酒田市長から開発許可を受けなければならない。建築物を新築や増改築移転する場合は、建築基準法に基づき建築確認が必要である。なお、指定地(三居稲荷神社境内を除く)は大規模集客施設制限地区に指定されており、原則として一定規模以上の「大規模集客施設」の建築が禁じられている。

指定地及び周辺地域は、準工業地域又は商業地域に区分されており、建築基準法令の規定により地域区分に応じて建物用途が制限される。新井田川対岸(右岸)は準防火地域に指定され、建築物は階数・構造・面積に応じて耐火・防火基準への適合が求められる。

④ 河川の利用に関する規制 (河川法)

指定地の西〜北側に流れる新井田川において、河川区域内で土地の占有、工作物の新築・改築・除却、土地の掘削、盛土等の形状変更、河川保全区域内で土地の形状変更、工作物の新築・改築を行う場合は、河川管理者(山形県知事)に申請し、許可を受ける必要がある。

⑤ 港湾の利用に関する規制 (港湾法)

指定地対岸となる新井田川右岸は臨港地区であるため、敷地又は床面積が一定を超える工場又は事業場の新設又は 増築の際は、港湾管理者(山形県知事)へ届出が必要である。また、漁港区に分区され、分区の目的にあわない構築 物(規制構築物)の建設や、改築又は用途の変更により規制構築物とすることが原則禁止されている。

なお、航路、道路その他知事が定める港湾施設以外の港湾施設を使用(通常使用、目的外使用、占用)する場合には、 各申請書の提出が必要である。

⑥ 屋外広告物に関する規制(屋外広告物法・山形県屋外広告物条例 など)

山形県屋外広告物条例により、屋外広告物の設置基準が定められている。

山居倉庫の指定地は、条例第2条第1項第2号により第1種特別規制地域に区分されているため、広告物を表示し、 又は広告物を掲出する物件を設置することはできない。ただし、条例第9条に規定する広告物に該当する場合は、こ の限りではない。

表 2-9 指定地における法令による規制(許可申請・届出等)

主たる法令	対象区域	内容
文化財保護 法	指定地	現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を行う場合、文化庁長官の許可を受け なくてはならない。
景観法	市全域	「酒田市景観計画」「酒田市景観条例」により、下記地域で以下の行為を行う場合は、あらかじめ市長に届出が必要。 「山居倉庫周辺地区」は景観形成重点地域に指定されており、地域の特性を生かした景観づくりを推進することから、届出が必要な行為の基準が別に定められている。
	景観計画区 (市全域、 景観形成を (マイン) ままれる (マイン) ままな (マイン) ままな (マイン) ままな (マイン) まな (マイン)	理築物 ①高さ 13 m又は建築面積 1,000㎡を超える建築物の新築、増築、改築又は移転 ②高さ 13m 又は建築面積 1,000㎡を超える建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更において、変更面積が外観の 2 分の 1 を超えるもの工作物 ①高さ 13 m又は築造面積 1,000㎡を超える工作物の新設、増築、改築又は移転(ただし、電気供給又は電気通信のための工作物の新設、増築、改築又は移転を除く) ②高さ 13m 又は築造面積 1,000㎡を超える工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更において、変更面積が外観の 2 分の 1 を超えるもの(ただし、電気供給又は電気通信のための工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更を除く) ③高さ 20 mを超える電気供給又は電気通信のための工作物の新設、増築、改築又は移転を移転 ④高さ 20 mを超える電気供給又は電気通信のための工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更を除く) ① 高き 20 mを超える電気供給又は電気通信のための工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更において、変更面積が外観の 2 分の 1 を超えるもの 開発行為又は土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 ① 面積 3,000 ㎡を超えるもの ②法面又は擁壁で高さ 5 m又は幅 30 mを超えるもの 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ① 30 日を超えて継続する高さ 5 m又は面積 1,000 ㎡を超えるもの
	景観形成重 点地域内 (山居倉庫 周辺地区)	建築物 ①建築物の新築、増築、改築又は移転のうち、建築基準法第6条第1項の規定に基づき建築確認申請が必要なもの ②建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更において、変更面積が外観の2分の1を超えるもの 工作物 ①工作物の新設、増築、改築又は移転のうち、建築基準法第88条の規定に基づき建築確認申請が必要なもの又は高さ6m若しくは築造面積300㎡を超えるもの(電気供給又は電気通信のための工作物においては、高さ20mを超えるものに限る)②工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更において、変更面積が外観の2分の1を超えるもの 開発行為又は土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 ①面積1,000㎡を超えるもの ②法面又は擁壁で高さ2m又は幅10mを超えるもの 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ①30日を超えて継続する高さ2m又は面積500㎡を超えるもの
国土利用計画法	市全域	市内で 1,000㎡以上の土地の売買等を行うときは、取引の当事者(売買の場合は原則として買主)は、「酒田市土地利用対策要綱」により、3 週間前までに市長への届出が必要。
公有地の拡大の推進に関する法律	市全域	市内で次のいずれかに該当する土地の売買等を行うときは、土地の所有者(売買の場合は売主)は、「公有地の拡大の推進に関する法律」により、契約を結ぶ3週間前までに市長への届出が必要。 ①都市計画施設の区域内に所在する土地又は、各法で決定又は指定された道路・公園・河川等の区域内に所在する土地で200㎡以上の土地 ②一定面積以上の土地 (市街化区域:5,000㎡以上)(八幡都市計画区域:10,000㎡以上)

主たる法令	対象区域	内容
国土利用計 画法 公有地の拡 大の推進に 関する法律	市全域	市内で次の土地の売買等を行ったときは、土地の権利取得者(売買の場合は買主)は、「国 土利用計画法」により、契約をした日から2週間以内に市長への届出が必要。 ・一定面積以上の土地 (市街化区域:2,000㎡以上) (市街化調整区域及び八幡都市計画区域:5,000㎡以上) (都市計画区域外:10,000㎡以上)
都市計画法建築基準法	指定地及び 周辺地域 (河川区域 を除く)	都市計画区域 市街化区域① 1,000㎡以上の規模の開発行為を行おうとする者は、原則として酒田市長から開発許可を受けなければならない。②建築物を新築や増改築移転(防火地域及び準防火地域外において増改築移転部分の床面積が10平方メートル以内のものを除く)をしようとする者は、特定行政庁又は指定確認検査機関に申請して建築確認を受けなければならない。
		指定地及び周辺地域は下記の区分で用途地域が定められており、用途の制限に関する規制は、主に建築基準法令の規定による。 三居稲荷神社境内を除く指定範囲:準工業地域(建ペい率:60% / 容積率 200%) 三居稲荷神社境内及び隣接地 : 商業地域(建ペい率:80% / 容積率 400%) 新井田川対岸(右岸) : 商業地域(建ペい率:80% / 容積率 400%)
	指定地 (河川区域 及び三居稲 荷神社境内 を除く)	特別用途地区 大規模集客施設制限地区 「酒田市特別用途地区における建築物の制限に関する条例」に基づき、特別用途地区 内において、原則として同条例別表に掲げる「大規模集客施設」を建築してはならない。 ※条例が施行された時点において、条例(特別用途地区)の制限に適合しなくなった 建築物(既存不適格建築)は不適合のまま存続することができる。また、増築及び 改築については、諸条件に該当する場合は実施可能。
	新井田川対 岸(右岸)	準防火地域 3 階建て以上又は延べ床面積が 500㎡を越える建物は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。 2 階建てまでの木造の場合は、外壁や軒裏など延焼のおそれのある部分は防火基準に適合する建材や構造にしなければならない。
河川法	新井田川	次の場合には、河川法により、河川管理者(山形県知事)に申請し、許可を受ける必要がある。 ①河川区域内の土地を占用する場合 ②河川区域内で工作物の新築・改築・除却をする場合 ③河川区域内で土地の掘削、盛土等の形状変更をする場合 ④河川保全区域内で土地の形状変更、工作物の新築・改築をする場合
港湾法	新井田川対岸(右岸)	臨港地区 臨港地区内で敷地面積が 5,000㎡以上又は床面積の合計が 2,500㎡以上の工場又は事業場を新設又は増築するとき等には、港湾管理者(山形県知事)へ届出が必要。漁港区 「山形県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」により漁港区に分区。分区の目的にあわない構築物(規制構築物)の建設や、改築又は用途の変更により規制構築物とすることを禁止している。ただし、公益上その他特別の事情によりやむを得ないと認められる場合には、特例許可により建設等が可能。港湾施設の使用 航路、道路その他知事が定める港湾施設以外の港湾施設を使用(通常使用、目的外使用、占用)する場合には、各申請書の提出が必要。
屋外広告物法	山形県全域	「山形県屋外広告物条例」により、屋外広告物の設置基準を地域の用途に合せ 5 つの規制地域に分類しており、屋外広告物を設置しようとする場合は、それぞれの規制地域の基準に合わせる必要がある。
	指定地	第1種特別規制地域 広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない。 (ただし、条例第9条に規定する広告物に該当する場合は、この限りではない。)

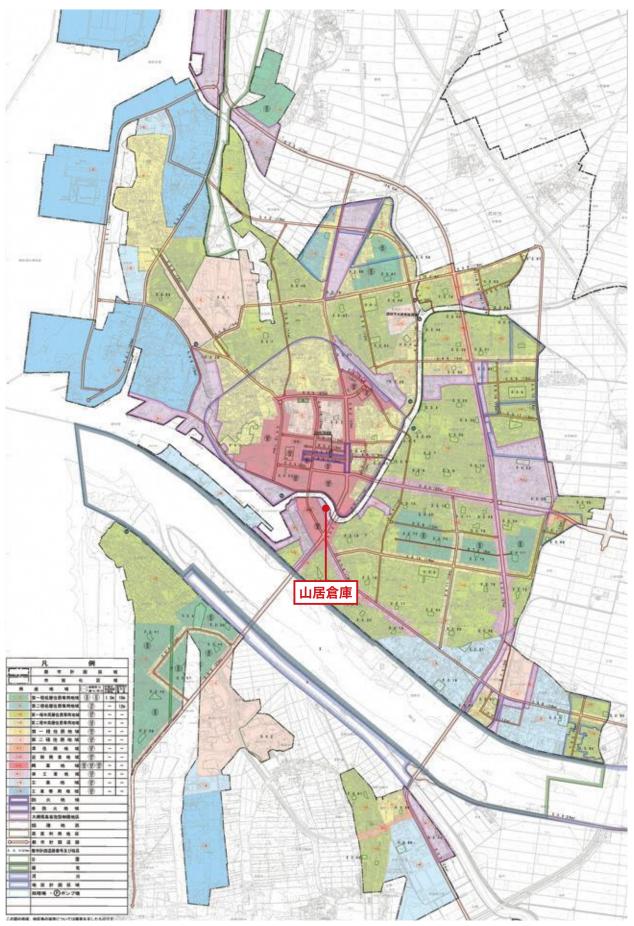


図 2-9 酒田都市計画図(抜粋)

第3章 史跡の概要および現状と課題

1. 史跡指定の状況

(1) 指定説明文とその範囲

【指定名称】 山居倉庫

【指定年月日】 令和3年3月26日 (文部科学省告示第44号)

【 所 在 地 】 山形県酒田市山居町一丁目3番外

【指定種別】 史跡

【指定基準】 六. 交通·通信施設、治山·治水施設、

生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡

【指定面積】 22,454.72㎡

【管理団体】 酒田市

【解説文】

山居倉庫は、明治26年(1893)株式会社酒田米穀取引所の付属倉庫として建設された、庄内米を保管・取引した大規模な施設であり、山形県酒田市の市街地南東部、最上川の河口に隣接する新井田川左岸に所在する。酒田は日本海に臨んだ最上川河口部に形成された中世以来の湊町であり、舟運による物資流通の拠点として栄え、江戸時代には庄内藩の米蔵も置かれるなど、庄内米の一大集散地であった。

米穀の取引を行っていた江戸時代の会所(取引所)は、明治維新直後に一旦禁止されたが、直ぐに再開され全国各地に取引所が置かれ、米穀商品の全国市場が形成されていった。江戸時代より米の産地であった庄内地方においても、民間資本による米倉庫業と米取引が営まれるようになる一方で、藩政期には年貢米収納に際して行われていた厳格な米穀品質管理が不徹底となり、粗悪米の流通によって低下した米の品質向上が課題となっていた。明治19年には株式会社酒田米商会所が酒田の地に開業し、本間蔵(新井田倉庫)等を保管倉庫として、米の売買と入庫米

昭和二十六年文化財保護委員会告示第二号 (国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史 跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物 指定基準)

史跡

次に掲げるもののうち我が国の歴史の正し い理解のために欠くことができず、かつ、 その遺跡の規模、遺構、出土遺物等におい て学術上価値のあるもの

- 一 貝塚、集落跡、古墳、その他この類の 遺跡
- 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦 跡その他政治に関する遺跡
- 三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に 関する遺跡
- 四 学校、研究施設、文化施設その他教育・ 学術・文化に関する遺跡
- 五 医療・福祉施設、生活関連施設その他 社会・生活に関する遺跡
- 六 交通・通信施設、治山・治水施設、生 産施設その他経済・生産活動に関する 遺跡
- 七 墳墓及び碑
- 八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域 の類
- 九 外国及び外国人に関する遺跡

の品質管理を行うようになったが、同 26 年に取引所法が制定され、先物取引とそれに伴う受渡米保管のための倉庫業が認められたことを受け、酒田米商会所が株式会社酒田米穀取引所に改組され、付属倉庫として山居倉庫が建設されることとなった。倉庫の建設地は、酒田市街地の南東部、最上川と新井田川に挟まれた中洲(通称、山居島)で、下流直ぐ側で最上川河口に合流し、港に直結する海上輸送に有利な地点であった。

建築に際しては、川の左岸沿いに南北に細長く2万平方メートルを3.6メートル盛土し、周囲を石垣で固め、倉庫の礎石や柱位置に松丸太杭を打ち込む基礎工事を行った上で、同26年に敷地北側に倉庫7棟(2~7号の6棟、及び5・6棟の間にあった1棟)、同27年には敷地南側に倉庫4棟(8~10号、13号)、さらに同28年には倉庫2棟(1・11号)、同30年に北西にやや離れた敷地に大型倉庫他2棟、大正5年に倉庫1棟(12号)が、順次建築された。これらの倉庫群の北・西・南側には防風と遮熱のためケヤキが植えられたほか、川沿いに事務所棟、板倉等の施設、荷揚げ場が設けられ、倉庫の西側には三居稲荷神社が勧請された。

山居倉庫では銘柄・等級に審査合格した入庫米(乙種預米)に対して入庫伝票(切符)を交付し、流通した伝票は



図 3-1 山居倉庫 史跡指定範囲

仲買人により 10 石単位で倉荷証券(米券)にまとめられる仕組みであった。倉荷証券はいつでも時価で売買されるのみならず、銀行の担保としても流通した。大正 4 年には山居倉庫は日本銀行の指定倉庫となり、倉荷証券を担保に日銀に融資を申し込むことも可能であった。

山居倉庫が発行した倉荷証券は、明治期に全国各地で発行された米券の中で最も有名であった。その理由は江戸時代以来の伝統的米穀保管倉庫の技術をもとにした倉庫建築と、米穀保管に適した燻蒸方法開発による品質の維持、そして厳重な品位等級、俵量の統一、俵装の堅牢化、保管方法等の改善であった。こうして「黒縄の山居米」で知られる山居倉庫は全国的知名度を有するようになり、さらに産米改良と、土地改良による収穫量増加に対応して、山居倉庫を本庫として陸羽西線、羽越本線沿いに支庫を建設して拡大展開していった。

しかし、昭和14年に米穀配給統制法が制定され、米穀の統制流通が本格化したことに伴い、山居倉庫は産業組合が主体となって大正時代以降に発展してきた農業倉庫と合体・転換を図り、財団法人北斗会を設立して、山形県購買組合連合会に倉庫・土地を貸与、経営も移管、ここに山居倉庫の米券倉庫としての歴史は終焉した。その後経営主体には変遷があるが、現在、全国農業協同組合連合会山形県本部(JA全農山形)が経営する農業倉庫として2~10号棟が現役利用され、1号棟は庄内米歴史資料館、11・12号棟は酒田市観光物産館として使用され、多くの見学者が訪れる場となっている。

酒田市では、平成14年度に11・12号棟の建物調査、平成30年から令和元年度に資料収集、測量、建物、発掘調査を行い、山居倉庫の文化財調査を実施した。現存する倉庫は明治26年~大正5年までに建築された12棟で、新井田川に東面して配置されている。5号と6号との間には元々倉庫があったが、大正時代に三居稲荷神社の参道整備に伴い撤去され空閑地となっている。11号と12号との間はやや広く空いている。1~10号、及び11~12号倉庫東側正面は蔵前に接続している。

各倉庫は12号棟が他に比べ平面積が若干大きいのを除けば、基本的に同じ平面・構造であり、切妻造妻入の形式の土蔵造、屋根は置屋形式の桟瓦葺、平面形式は梁行(間口)が7間半(13.6m)に、桁行(奥行)16間(29.1m)、面積120坪である。梁行は3等分にされ、2間半の柱間に米俵10俵を収納できるようになっている。床組は現状モルタル仕上げだが、当初は防湿のためにタタキ仕上げで、土間の上に籾殻を1尺の厚さで敷き、その上に茅束を縦横に重ね、筵を敷いていた。開口部は正面(東側切妻)中央1か所、側面3か所、また1部に天窓を設けたようであるが、窓及び天窓装置は戦後の低温保管化に際して廃されている。壁面は土壁の漆喰仕上げである。屋根が二重屋根の置屋根であるのは、漆喰仕上げの倉庫本体との間に空気層を設ける断熱

	山居倉庫 山形県酒田市	名称所在地		定に基づき告示する。 文化財保護法(昭和二十五 文化財保護法(昭和二十五
供する。 供する。 供する。 供考 参考図の詳細は山形県文化財担当部局及	『参考図のとおり。	地域	六日 文部科学大臣 萩生田 光一	さ告示する。(次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第三項の規保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第百九条第一項の規定字省告示第四十四号

令和3年(2021)3月26日 金曜日 官報(号外第70号) ※「参考図」は本計画の図3-1参照

山居倉庫 令和三年文部科学省告示第四十四号	名 称	上欄	令和三年六月二十二日 文化:	示する。 一学用する第三十二条の二第三項の規定に基づき告百十三条第三項において準用する第三十二条の二第三項の規定に基づき告公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同法第第百七十二条第一項の規定により、次の表に掲げる史跡を管理すべき地方文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第百三十条第一項及び〇文化庁告示第五十九号
酒田市 (山形県)	地方公共団体名	下欄	文化庁長官 都倉 俊一	三十二条の二第三項の規定に基づき告地方公共団体を指定したので、同法第次の表に掲げる史跡を管理すべき地方第二百十四号)第百三十条第一項及び

令和 3 年(2021) 6 月 22 日 火曜日 官報(第 518 号)

の工夫である。これら倉庫群は後代の改変もあるが、建築当初の形態をよく留めているものと評価できる。

事務所棟は客間、和室、休憩室、事務室等の複数の建物が接続したもので、山居倉庫創業時に現在の休憩室にあたる場所が作られ、その後大正・昭和期まで増築・改造を加えつつ使用されてきたものである。東宮殿下行啓記念研究室は大正 14 年、東宮(後の昭和天皇)の山居倉庫行啓を記念して昭和元年に建てられた米穀貯蔵の研究施設で、その後昭和戦前期に大規模な改築がなされ、現在は米穀保管室として使用されている。このほか、敷地西端の石垣部分の発掘調査では、現在積まれている練積石垣の下層に、山居倉庫建設時のものと考えられる空積石垣がみつかり、また、石垣下層面から現存倉庫基底部までの比高が約 3.4 メートルを測り、記録にある盛土高とほぼ一致することが確認されている。

このように、山居倉庫は、明治時代から昭和戦前期にまで酒田米穀取引所の付属倉庫として機能した大規模な施設であり、明治時代以来、戦中戦後を経て米穀管理倉庫として今日まで存続している全国的にも希有な事例である。しかも、明治26年創建時の倉庫6棟を含む大正5年までに建築された12棟をはじめ、事務所棟、東宮殿下行啓記念研究室、板倉、三居稲荷神社、倉庫西側のケヤキ並木等、創業当時以来の建物や景観が良好に残っている。我が国近現代の米穀流通の歴史及び庄内地域の米作の歴史を知る上で貴重であることから、史跡として指定し、その保護を図ろうとするものである。

※「月刊文化財2月号(689号)」、令和3年(2021)2月文化庁より転載

2. 史跡の概要

(1) 山居倉庫の本質的価値

国指定史跡山居倉庫は、米穀の自由取引が行われていた明治時代に建てられた倉庫棟や管理施設などの建物群が良好に残り、戦後まで一貫して米穀管理倉庫として使用され続けている。加えて、創建当初の入庫米輸送ルートとして利用された新井田川と、倉庫建設のために造成された敷地も含めた景観が残る全国的にも貴重な存在である。

我が国における近代化の過程の中で誕生した山居倉庫には、二つの本質的価値と、本質的価値を継承する価値があり、 それらについて詳述する。

本質的価値1

・庄内地域の米作の歴史における価値

庄内の米作は、江戸時代初頭に始まる大規模な灌漑工事によって各地に新田が誕生し、飛躍的に作付面積が増加している。そしてこの段階で既に全国的な米産地として知られており、上方などに多くの米が移送されていた。江戸時代後半には、地主層による土地集積が進み地主・小作制が進展していった。明治時代になると小作料を米で受け取る地主層を中心に、さらなる収量の増加を企図した乾田化及び牛馬耕の導入、耕地整理が大規模に進められ、明治中期以降には収量と移出米が江戸時代に比べ大幅に増加した。

また、庄内の農村では、明治以降も封建制社会の遺風が根強く残っていたが、このことにも山居倉庫の存在は大きく影響した。旧庄内藩主酒井氏と旧家臣らが酒田米穀取引所の運営に関わり、特に米の等級を決める検査員を士族層が取り仕切ることによって、山居倉庫の厳格な品質管理は維持されていた。倉庫群の西側に鎮座していた山居稲荷神社に、酒井氏の本邸から太郎稲荷と禎祥稲荷を遷座し、3つを合祀したものが現在の三居稲荷神社であり、これも山居倉庫と酒井家の結びつきを示す存在といえる。山居倉庫への入庫に際して等級審査が実施され、その結果が小作料にも反映されたため、庄内の農民たちは、高い品質の米を生産することが求められた。

以上のように、近代の庄内の米作において、山居倉庫は米の収量増と品質向上に大きな役割を果たしていた。山居

倉庫は庄内の農業史にとって欠くことのできない存在といえる。

本質的価値2

・我が国近現代の米穀流通の歴史にとっての価値

江戸時代には、社会の安定と米の生産量が増えたことに伴い、商業の中心地であり、かつ大消費地であった大坂に全国の産地から米が運ばれた。これらの米は長期保管のため建ち並んでいた各藩の蔵に保管された。そして享保年間には、大坂堂島米市場で行われていた帖合米取引が幕府によって公認されたが、これは世界的にも最初期の先物取引であり、江戸時代を通じて活発な米の取引が行われていた。

しかし、明治維新後、年貢物納が廃止となり、厳格な米の品質管理が行われなくなったことと新政府による米穀取引制度の混乱などにより、市場には粗悪米が多く流通することになった。庄内から移出されていた米も、江戸時代以来の市場における声価を失うことになった。

その後、明治中期頃にかけて国内の米穀取引に関する制度が整っていく。このような状況の中で、明治 26 年(1893)の取引所法制定に合わせて発足した株式会社酒田米穀取引所の附属倉庫として、山居倉庫は建設されたのである。庄内では江戸時代以来、大規模な米蔵による保管が行われており、山居倉庫はその伝統を引き継ぐ存在といえる。米の自由取引が行われていた時代、米の価格は季節による変動が大きく、最も高くなる時期(夏季)まで高品質を維持し続けられることが重要であった。米価が最も高くなる時期に市場へ出すことで、大きな利益を得られるためである。この品質維持のために最も重要な存在が、米穀を保管するための倉庫である。

建築の特徴に目を向けると、各建物群は後世の改変も一部に見られるが、建築当初の形態をよく留めている。土蔵造の置屋根形式の倉庫建物は、保管米の品質維持に特化したものであり、また周囲を囲むように植えられたケヤキもその役割を担っていた。さらに板倉や事務所施設、研究棟、荷揚げ場といった諸施設も、米穀保管のためには不可欠な存在である。

山居倉庫では、預米に対し米券を発行したことから、米券倉庫とも称されていた。米券とは、入庫米に対して倉庫側が発行した預米証券(倉荷証券)のことをいう。山居倉庫の米券は、全国各地に存在した米券倉庫の中でも、最も有名であり、かつ高い信用を得ていた。大正年間に山居倉庫が日本銀行の指定倉庫となったことがそれを裏付けている。大正期から昭和初期には、庄内では収量の増加とそれに伴う移出米の増加に対応するため、各地に山居倉庫の支庫も建設され、自由取引時代の全盛期を迎えることとなる。

しかし、昭和期に入ると、米は商品として自由に取引されるものから、大陸への進出などに伴う軍需物資・国民生活の必需品として国家により生産流通が管理・統制されるものへと大きく変化したのである。山居倉庫も、この近代日本が直面した歴史的転換期に米券倉庫としての役割を終えることになる。

以上のような米穀流通の歴史的経緯の中で、山居倉庫は我が国を代表する米券倉庫であった。また、倉庫などの建物群やケヤキ並木など米券倉庫時代の姿も良好に残っており、これらは日本の近代化の歴史において大きな価値を有している。

本質的価値を継承する価値

・戦後庄内農業に与えた影響とその価値

戦後の山居倉庫は、米券倉庫時代に培われた収量・品質向上のための施設と技術を受け継ぎ、さらなる品質の維持向上に資する場所となった。その過程で、明治期に建築された建物群は新たな設備が加えられながら使い続けられており、現在の庄内が全国有数の良質米産地として知られるようになったことに大きな役割を担っていた。その後、昭和50年代になると農業の機械化・大規模化により収穫した米の保管の中心はカントリーエレベーターや大規模倉庫へと移っていき、山居倉庫の米穀保管倉庫としての役割は相対的に小さくなっていったが、庄内米と米作の歴史にとっ

ては、最も象徴的な場所といえる。戦後における山居倉庫は、その本質的価値を継承する存在として位置付けることができる。

・山居倉庫が持つ価値の多様性

山居倉庫は、平成期以降には、酒田市内で最も多くの観光客が訪れる場所にもなっている。ドラマや映画のロケ地になったことやケヤキ並木と倉庫群を写した写真・映像が巷間に広まり、現在の酒田を代表する場所となった。現在は、明治期から続く米穀保管倉庫としての存在と多くの人々が訪れる観光地としての姿が重なり合っている。これは、戦後の山居倉庫が生み出した本質的価値を継承する価値の一つであり、価値の多様性を示している。創建当時以来の景観が良好に残っていることが、この価値の多様性にとって最も重要な要素となっている。

(2) 山居倉庫の構成要素

構成要素の定義

山居倉庫は、米穀の舟運に関する運搬及び周辺の自然景観、山居倉庫創建時に行われた土地造成の遺構、米穀保管 倉庫の運営に関わる建造物・工作物、保管された米穀を強風・日射から保護するための樹木など、様々な要素によっ て構成されている。

これら山居倉庫の指定地及び周辺地域にあって歴史的景観を構成するもの、史跡の文化財価値・歴史的景観を理解するためのもの、また、理解を深めるためのもの、文化財の保護・維持・活用に際して付加・整備された諸施設・設備などについては、山居倉庫の構成要素と位置づけ、それぞれの価値に応じた保存管理・活用整備等に取り組む。

構成要素の分類

山居倉庫の構成要素は、大きく以下の5点に分類した。

【指定地内】 ① 本質的価値を構成する諸要素

- ② 本質的価値を継承する諸要素
- ③ 本質的価値以外の諸要素
- ④ 付加・整備された諸要素

【指定地外】 ⑤ 周辺環境を構成する諸要素

① 本質的価値を構成する諸要素

史跡山居倉庫の本質的価値を理解・享受するために必要不可欠な諸要素を「本質的価値を構成する諸要素」と位置づけ、文化財として厳密な保存管理を行う。

「本質的価値を構成する諸要素」は、山居倉庫の構成要素の中で、昭和14年(1939)の「米穀配給統制法」の公布 (米券倉庫としての終焉)以前に成立し、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

- ・敷地や土地造成の歴史・変遷を示すもの
- ・米穀保管倉庫としての歴史・変遷を示すもの
- ・米穀保管倉庫の運営に欠かせないもの
- ・指定地の歴史的景観の変遷を示すもの

本質的価値の象徴的な部分は、保管された米穀を災害・犯罪から守るとともに、品質低下を防ぐために行われた敷地の選択・造成、様々な建築技術や環境整備にあるといえ、具体的には、山居倉庫創建以来の敷地、創建時に行われた敷地造成の遺構、米穀保管倉庫及び運営に欠かせない諸施設、創建以降の敷地変遷を示す工作物、米穀を保管する倉庫群を強風・日射から保護するための樹木、事務所等の諸施設と一体で整備された庭園、米穀を山居倉庫へ運搬した舟運の歴史をあらわす新井田川の河川・護岸などがあげられる。

② 本質的価値を継承する諸要素

戦後、庄内地方が全国有数の良質米産地となり、山居倉庫は米券倉庫時代の施設・技術を受け継ぎ、庄内米を高い 品質で維持・保管するための倉庫として現在まで存続し続けてきた。これにより、山居倉庫は明治時代以来の庄内米 と米作を象徴する場所という新たな価値を持つようになった。

このため、昭和14年(1939)の「米穀配給統制法」の公布(米券倉庫としての終焉)以後の歴史的景観の変遷を示す諸要素については、「本質的価値を継承する諸要素」と位置づけ、山居倉庫の文化財価値の理解を深めるための諸要素として保存管理を行う。

③ 本質的価値以外の諸要素

本質的価値に関わらない諸要素で、山居倉庫の本質的価値の理解を補完する諸要素、現在の山居倉庫の景観を構成する諸要素を「本質的価値以外の諸要素」と位置づける。具体的には、旧木橋の意匠を参考にした山居橋、最上川舟運の物資輸送を担った小鵜飼船(復元)及び覆屋、指定地の自然環境を構成する実生木などがあげられる。

④ 付加・整備された諸要素

指定地内に所在する諸要素のうち、山居倉庫の保護・維持・活用等に関連して後世に付加・整備された諸要素を「付加・整備された諸要素」と位置づける。具体的には、来訪者の利便性や安全性を確保するために整備された舗装・工作物・設備類、観光等の活用事業に向けて設置された建造物・サイン・便益施設、防災設備等があげられる。

⑤ 周辺環境を構成する諸要素

指定地外にあって、史跡の歴史的景観と一体的に保全すべき諸要素、又は史跡の活用において改善・整備が想定される諸要素を「周辺環境を構成する諸要素」と位置づける。

大分類	小分類	No.	大項目	小項目
	土地・地形	1	土地	
		2		地下遺構
		3	三居稲荷神社	境内(土地)
		4		参道
		5	西面石垣	北側(空積)
		6		南側(練積)
	建造物	7	倉庫群	1号棟
本質		8	※下屋部分	2号棟
本質的価値を構成する諸要素		9	を含む	3号棟
値		10		4号棟
を構		11		5号棟
成成		12		6号棟
する		13		7号棟
諸		14		8号棟
素		15		9号棟
		16		10 号棟
		17		11 号棟
		18		12 号棟
		19		倉庫 - 荷揚場間渡り廊下跡
		20	三居稲荷神社	社殿(本殿・拝殿)
		21	事務所棟	
		22	事務所棟 - 2	倉庫渡り廊下

表 3-1 構成要素一覧表

大分類	小分類	No.	大項目	小項目
		23	東宮殿下行	啓記念研究室
		24	板倉	
		25	赤場	
	工作物	26	三居稲荷神社	鳥居
		27		社標
		28		燈籠 1
		29		燈籠 2
本質		30		燈籠 3
的		31		玉垣
本質的価値を構成する諸要素		32		西面石段
を		33	事務所棟	庭板塀
成		34	敷地境界	柵(敷地北端)
する	庭園・樹木	35	ケヤキ並木	ケヤキ
諸		36	三居稲荷神社	境内樹木(マツ類)
安素		37	事務所棟	和室南庭園
		38		和室東中庭
		39		裏庭
	河川・護岸	40	新井田川	
		41	新井田川護岸	法面石垣
		42		護岸根固め・松杭
		43	荷揚場	北側
		44		南側

大分類	小分類	No.	大項目	小項目
	土地・地形	45	倉庫群	雨落ち側溝
本質的		46	敷地境界	土留壁(西面•三居稲荷神社三方)
的	建造物	47	三居稲荷神社	手水舎
諸値	工作物	48	三居稲荷神社	北面石段
諸要素温値を継		49		幟立て
承		50	藤棚(事務	所棟西面)
を継承する	庭園・樹木	51	ケヤキ並木	切株
		52	個別樹木	イチョウ(5号棟-6号棟間)

大分類	小分類	No.	大項目	小項目
本		53		フジ・マツ類 (事務所棟西面)
本質的		54		スギ(事務所棟西面)
│ _≢ ⊭ 価		55		アオギリ(研究室西面)
諸要素		56		マツ類(板倉西面)
系継		57	緑地公園	樹木(マツ類)
ずず	河川・護岸	58	新井田川護岸	法面石垣(モルタル補修済)
る	看板・サイン	59	看板・サイン	倉庫番号看板

大分類	小分類	No.	大項目	小項目
以本	建造物	60	山居橋	
が質		61	小鵜飼船覆	屋
諸要素	工作物	62	小鵜飼船	
素値素	庭園・樹木	63	実生木	

大分類	小分類	No.	大項目	小項目	
	土地・地形	64	舗装		
		65	観光駐車場		
		66	遊歩道(石畳)		
			12 号棟脇石	張り舗装	
		68	緑地公園	遊歩道	
	建造物	69	みどりの里	山居館	
		70	駐輪場・喫	煙所	
(1		71	公衆便所		
付加	工作物	72	新井田川手摺	木製	
整		73		鋼製	
整備された諸要素		74	敷地境界	フェンス	
れ		75	百葉箱		
た 諸	庭園・樹木	76	緑地公園		
要表		77	生垣	西面石垣上	
杀		78		東面護岸上	
	看板・サイン	79	看板・サイン	施設看板	
		80		解説板	
		81		保存樹表示板	
		82		誘導看板	
		83		観光マップ・観光案内	
		84		デジタルサイネージ	
		85		顔出しパネル	

大分類	小分類	No.	大項目	小項目
		86		注意喚起板
		87		危険物標識
		88		街区表示板
		89		埋設標識(ケーブル埋設・敷地境界杭等)
	便益施設	90	自動販売機	
		91	12 号棟脇手	─摺・車止め
		92	車止め	1号棟脇
/ (.)		93		12 号棟脇
付加加		94	オープンテラス	デッキ
整		95		テーブル・ベンチ
整備された諸要素		96	ベンチ	石造
れ		97		木造
た 諸		98	緑地公園	ベンチ(樹脂製)
要表	電気・照明設備	99	電気・照明器具	街灯(山居橋袂)
术		100		夜間照明・ライトアップ用照明
		101		制御盤
	機械設備	102	屋外機械類	クーリングタワー
		103		空調室外機
	燃料	104	燃料置場	プロパンガスボンベ
		105		灯油タンク
	防災設備等	106	消火栓・水	道管
		107	消火器具置	場

大分類	小分類	No.	大項目	小項目
構成周	工作物	108	新井田川手摺	木製
す辺	河川・護岸	109	新井田川護岸	法面石垣
する諸要素		110		護岸根固め・松杭
素		111		石段

大分類	小分類	No.	大項目	小項目
構成周		112		右岸護岸
す辺	看板・サイン	113	道路誘導標	識
る諸要素	る環境便益施設要を		バス停	
素を	電気・照明設備	115	電気・照明器具	引込柱

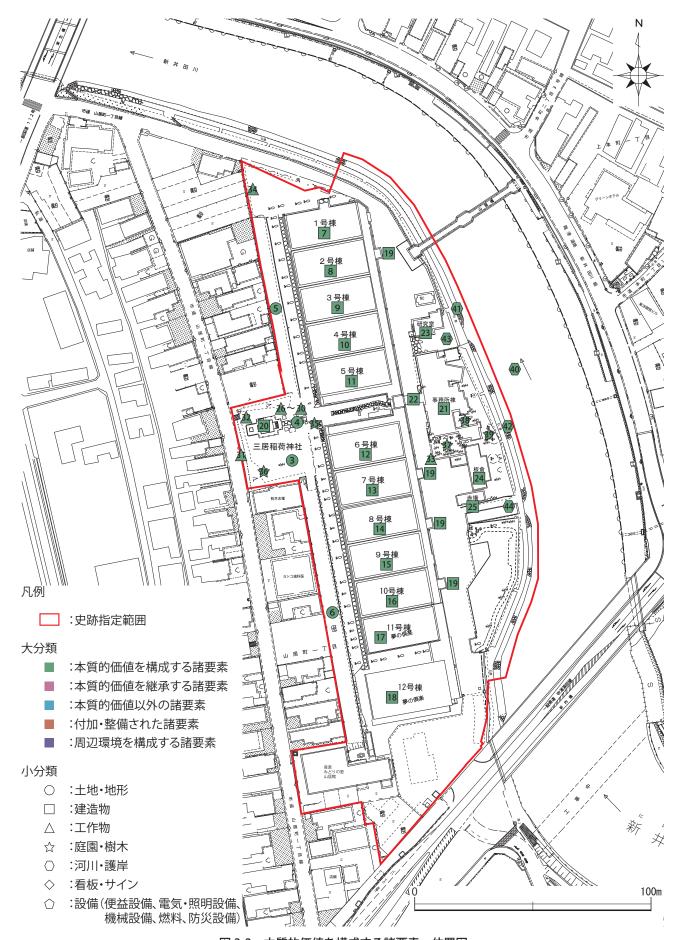


図 3-2 本質的価値を構成する諸要素 位置図

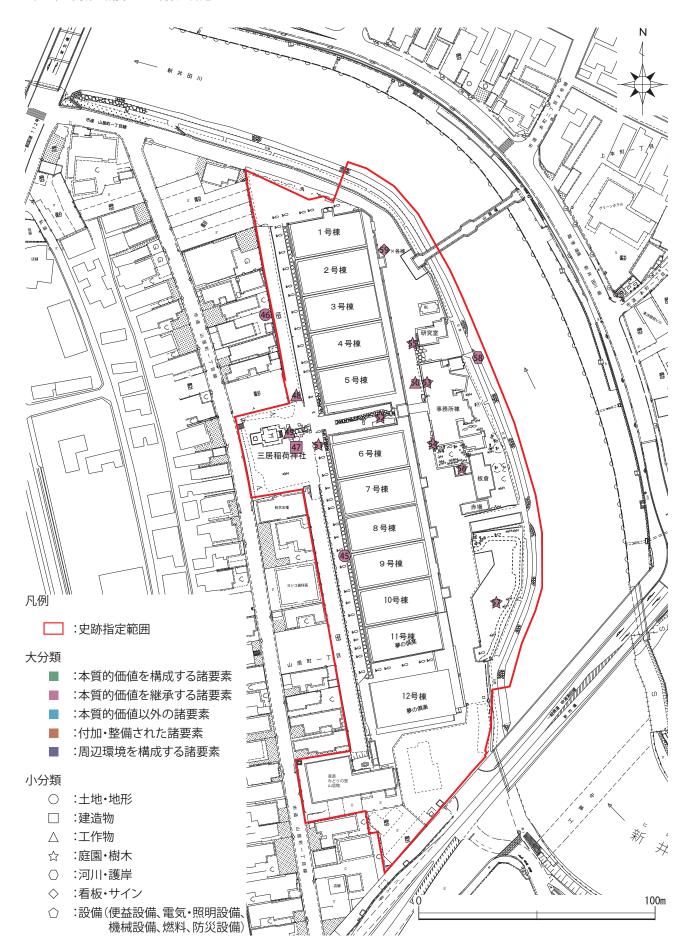


図 3-3 本質的価値を継承する諸要素 位置図

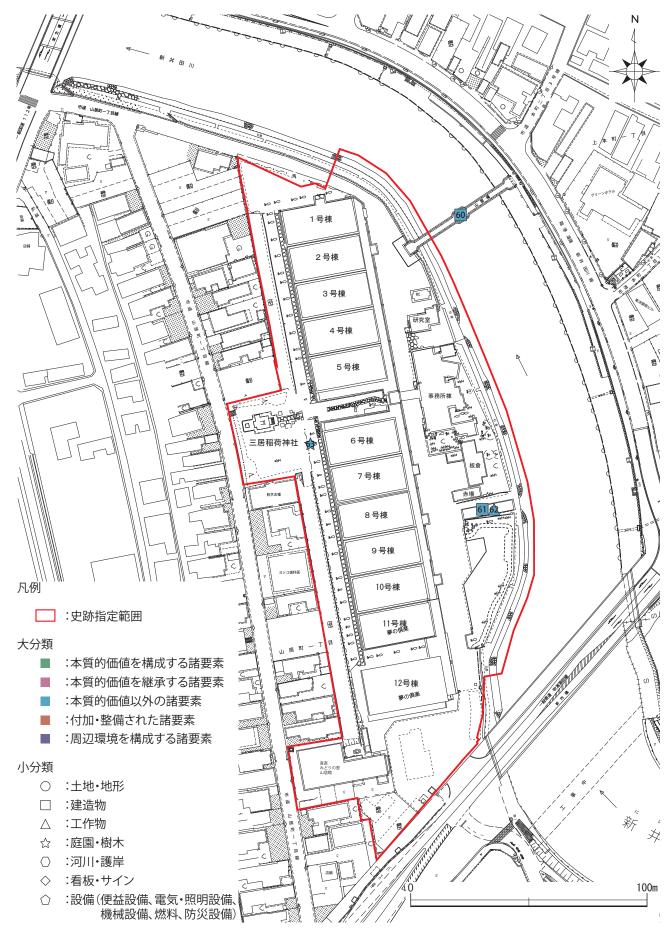


図 3-4 本質的価値以外の諸要素 位置図

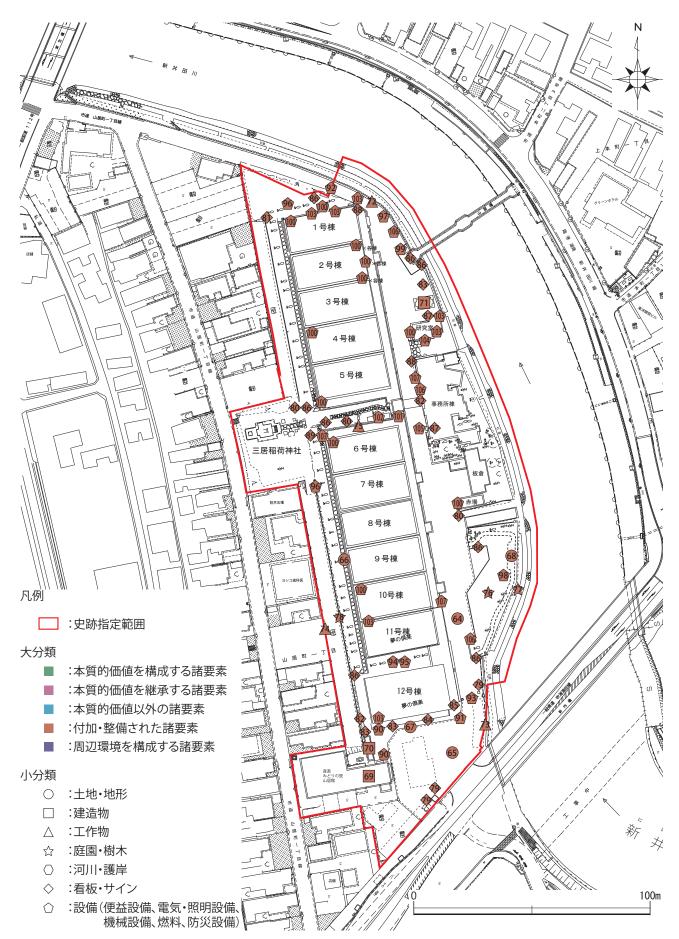


図 3-5 付加・整備された諸要素 位置図

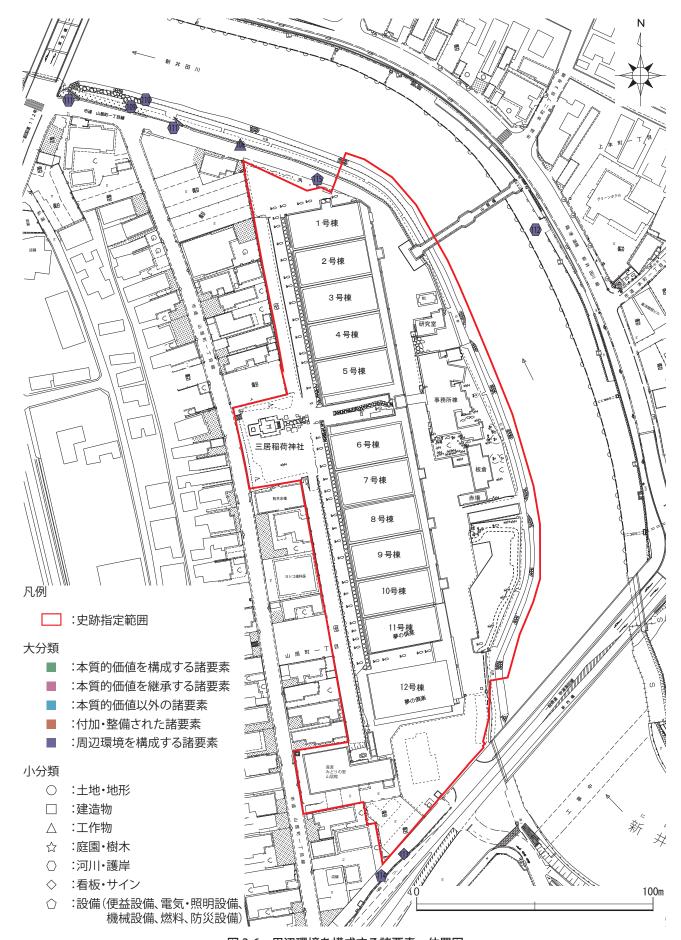


図 3-6 周辺環境を構成する諸要素 位置図

(3) 土地所有(公有化)の状況

① 所有者別

史跡指定時(令和3年(2021)3月)における土地所有の状況は表3-2のとおりである。

指定後、酒田市は山居倉庫の公有化に着手し、令和6年(2024)1月に庄内倉庫株式会社及び全国農業協同組合連合会が所有した土地の所有権移転登記手続きを完了した。この結果、史跡指定地の86.8%が官有地となり、このうち75.3%が酒田市の所有、7.1%は河川(二級河川:新井田川)、4.4%は同河川管理に係る県有地となっている。上記以外の13.2%は民有地で、庄内みどり農業協同組合が8.8%、宗教法人三居稲荷神社が4.4%の土地を所有する。

令和6年(2024)2月時点における指定地の所有者別による所有区分は表 3-3 のとおりである(地番毎の内訳は表 3-5 参照)。

② 登記地目別

登記上の地目は92.6%が宅地である。このほかに原野が0.3%、河川が7.1%ある。指定地の登記地目区分は表3-4のとおりである(地番毎の内訳は表3-5参照)。

表 3-2 指定地の所有者区分(指定時)

(令和3年(2021)3月現在)

所有者	地目	面積 (m²)	割合 (%)
庄内みどり農業協同組合	宅地	1,984.77	8.8
全国農業協同組合連合会	宅地	6,773.98	30.2
庄内倉庫株式会社	原野	59.00	0.3
	宅地	7,957.70	35.4
宗教法人 三居稲荷神社	宅地	991.72	4.4
河川管理者 山形県知事	宅地	981.22	4.4
	河川	1,590.62	7.1
酒田市長	宅地	2115.71	9.4
合計		22,454.72	100.0

表 3-4 指定地の登記地目区分

地目	面積(m³)	割合 (%)
宅地	20,805.10	92.6
原野	59.00	0.3
河川	1,590.62	7.1
合計	22,454.72	100.0

表 3-3 指定地の所有者区分(現在)

(令和6年(2024) 2月現在)

所有者	地目	面積 (m²)	割合 (%)
庄内みどり農業協同組合	宅地	1,984.77	8.8
宗教法人 三居稲荷神社	宅地	991.72	4.4
河川管理者 山形県知事	宅地	981.22	4.4
	河川	1,590.62	7.1
酒田市長	宅地	16,847.39	75.0
	原野	59.00	0.3
合計	22,454.72	100.0	

表 3-5 土地所有者と面積

(令和6年(2024) 2月現在)

No.		面積(m³)	地目	所有者名	備考
1		1,724.62	宅地	庄内みどり農業協同組合	
2		6.01	宅地	上 庄内みどり農業協同組合	
3	 酒田市山居町一丁目6番5	90.59	宅地	酒田市長	全国農業協同組合連合会より所有権移転
4		378.11	宅地	酒田市長	全国農業協同組合連合会より所有権移転
5	 酒田市山居町一丁目 6 番 8	59.00	原野	酒田市長	上 庄内倉庫株式会社より所有権移転
6	 酒田市山居町一丁目 6 番 31	2,115.71	宅地	酒田市長	
7	酒田市山居町一丁目9番9	272.12	宅地	酒田市長	全国農業協同組合連合会より所有権移転
8	酒田市山居町一丁目 10番9	5,953.21	宅地	酒田市長	全国農業協同組合連合会より所有権移転
9	酒田市山居町一丁目 10番 10	6,344.39	宅地	酒田市長	庄内倉庫株式会社より所有権移転
10	酒田市山居町一丁目 10番 26	214.54	宅地	庄内みどり農業協同組合	
11	酒田市山居町一丁目 10番 83	198.34	宅地	宗教法人三居稲荷神社	
12	酒田市山居町一丁目 10番 90	108.74	宅地	河川管理者 山形県知事	登記簿の所有者:建設省
13	酒田市山居町一丁目 10番 98	41.12	宅地	酒田市長	全国農業協同組合連合会より所有権移転
14	酒田市山居町一丁目 14番1	783.47	宅地	宗教法人三居稲荷神社	
15	酒田市山居町一丁目 14番 19	733.28	宅地	酒田市長	庄内倉庫株式会社より所有権移転
16	酒田市山居町一丁目 14番 33	23.30	宅地	酒田市長	庄内倉庫株式会社より所有権移転
17	酒田市山居町一丁目 21番3	99.17	宅地	酒田市長	庄内倉庫株式会社より所有権移転
18	酒田市山居町一丁目 21 番 13	105.78	宅地	酒田市長	庄内倉庫株式会社より所有権移転
19	酒田市山居町一丁目 21 番 14	99.17	宅地	酒田市長	庄内倉庫株式会社より所有権移転
20	酒田市山居町一丁目 21番 15	115.70	宅地	酒田市長	庄内倉庫株式会社より所有権移転
21	酒田市山居町一丁目 21 番 16	109.09	宅地	酒田市長	庄内倉庫株式会社より所有権移転
22	酒田市山居町一丁目 21番 17	9.91	宅地	宗教法人三居稲荷神社	
23	酒田市山居町一丁目 64番2	27.63	宅地	酒田市長	全国農業協同組合連合会より所有権移転
24	酒田市山居町一丁目 64番3	33.05	宅地	酒田市長	庄内倉庫株式会社より所有権移転
25	酒田市山居町一丁目 64番7	9.71	宅地	酒田市長	庄内倉庫株式会社より所有権移転
26	酒田市山居町一丁目 64 番 10	9.27	宅地	酒田市長	庄内倉庫株式会社より所有権移転
27	酒田市山居町一丁目 64 番 11	0.19	宅地	河川管理者 山形県知事	登記簿の所有者:建設省
28	酒田市山居町一丁目 64番 12	3.94	宅地	河川管理者 山形県知事	登記簿の所有者:建設省
29	酒田市山居町一丁目 64 番 13	11.20	宅地	酒田市長	全国農業協同組合連合会より所有権移転
30	酒田市山居町一丁目 64番 14	172.73	宅地	河川管理者 山形県知事	登記簿の所有者:建設省
31	酒田市山居町一丁目 70番	181.32	宅地	河川管理者 山形県知事	登記簿の所有者:建設省
32	酒田市山居町一丁目 71番1	13.91	宅地	酒田市長	庄内倉庫株式会社より所有権移転
33	酒田市山居町一丁目 71番3	477.13	宅地	河川管理者 山形県知事	登記簿の所有者:建設省
34	酒田市山居町一丁目 72番1	261.88	宅地	酒田市長	庄内倉庫株式会社より所有権移転
35	酒田市山居町一丁目 72番2	33.87	宅地	ļ	登記簿の所有者:建設省
36	酒田市山居町一丁目 72番3	3.30	宅地	河川管理者 山形県知事	登記簿の所有者:建設省
37	酒田市山居町一丁目 136番	39.60	宅地		
38	酒田市山居町一丁目 70 番先別図①	115.5	河川	河川管理者 山形県知事	河川名:新井田川 河川法:二級河川
39	酒田市山居町一丁目 70 番先別図②	9.00	河川		河川名:新井田川 河川法:二級河川
40	酒田市山居町一丁目 70 番先別図③	3.00	河川	河川管理者 山形県知事	河川名:新井田川 河川法:二級河川
41	酒田市山居町一丁目 70 番先別図④	781.5	河川		河川名:新井田川 河川法:二級河川
42	酒田市山居町一丁目 70 番先別図⑤	362.62			河川名:新井田川 河川法:二級河川
43	酒田市山居町一丁目 70 番先別図⑥	319.00	河川	河川管理者 山形県知事	河川名:新井田川 河川法:二級河川
	合計	22,454.72			※所有者・占有者の代表者名は省略した。

(4) 史跡の保存に関する課題

史跡の保存に関する課題を表 3-6、図 3-7 に示す。

山居倉庫の建設地は、最上川と新井田川に挟まれた中洲(通称、山居島)で、下ると最上川河口に合流し、港に直結する海上輸送に有利な地点であった。舟運を利用して米穀を山居倉庫へ運搬した歴史的背景に鑑みると、山居倉庫の文化財価値を保護し、その価値を維持向上しながら、後世へ継承するためには、指定地の保存管理に加え、周辺環境、特に新井田川一帯の景観を指定地と一体的な価値を有するものとして捉え、適切に保全することが求められる。

周辺環境の保全に関する課題を表 3-7、図 3-8 に示す。なお、表中・図中の**赤字**の箇所は、保存活用計画において重 点事項としたものを示す。

表 3-6 史跡の保存に関する課題

大分類	小分類	No.	大項目	小項目	課題
	土地・地形	1	土地		表土あらわしの範囲は表土流出による地形の変化に注意 が必要である。
		2		地下遺構	史跡の整備に際して地下遺構に破損のないよう管理が求められる。
		3	三居稲荷神社	境内(土地)	土地造成の痕跡等は確認されているが、建物遺構の明確 な確認に至っていない。整備に伴う掘削においては、地 下遺構の確認・記録が求められる。
		4		参道	縁石に若干の乱れは確認できるが、現時点で保存管理上 の支障はないように見られる。
		5	西面石垣	北側(空積)	石積に乱れが生じており、変状・劣化等に関するモニタ リングが求められる。崩落等に直結する劣化が認められ る場合は修復を検討する。
		6		南側(練積)	比較的安定した状態に見られるが、変状・劣化等に関するモニタリングが求められる。崩落等に直結する劣化が 認められる場合は修復を検討する。
本質的価値を構成する諸要素	建造物 建造物共通事項 本質的価値を 構				活用・整備に向けた保存状態の詳細調査が行われていない。調査結果に応じて必要な修復や耐震性能の向上が求められる。 樋が設置されていない範囲を中心として、外壁に腐朽が見られ、修復が必要である。 活用(建物用途)に応じた防災・防犯設備の新設・更新が必要である。
する諸要素		20	三居稲荷神社	社殿(本殿・拝殿)	本殿基壇の目地材が一部失われている。 拝殿、本殿ともに土台・柱・縁束の脚部付近に腐食が確認されるため、修復の検討を要する。
系		21	事務所棟		屋根・外壁等の金属板に錆や劣化が見られ、修復が必要である。
					春から秋にかけて、新井田川護岸のツタが、事務所棟(金庫室)及び東宮殿下行啓記念研究室に繁茂する。建物の
				啓記念研究室	劣化部分(隙間・亀裂等)を広げるおそれがあるため、 ツタの繁茂抑制が求められる。
			板倉		車庫に改造の形跡が見られ、シャッターが史跡の歴史的 景観に配慮されていない。修復又は修景が求められる。
		25	赤場		屋根・外壁等の金属板に錆や劣化が見られ、修復が必要である。
	工作物	27	三居稲荷神社	社標	周囲を囲う柵の丸鋼に錆が見られる。防錆処理が求められる。
		28 29 30		灯籠	地震等による倒壊が懸念され、予防措置が求められる。

現場の		T			-	
現場の		工作物	31	三居稲荷神社	玉垣	各所に鉄筋の錆膨張とこれに伴うコンクリートの爆裂が 見られ、修復が必要である。
佐園・樹木 佐園・樹木共通事項 落葉が近接建物の屋根面や樋に落ち、腐葉土化による。			33	事務所棟	庭板塀	各所に破損・劣化(屋根板金の錆、柱鉄筋の錆膨張)が 見られ、修復が必要である。
部の腐蝕、雨漏り、樋の機能不全等の原因となっている強風時に枯れ枝が落下するとがあり、見学者の安全程保が求められる。定期的な剪定や清掃が必要である。下草の管理、疫病・虫害の予防管理等が必要である。根系が史跡の本質的価値に与える影響について未確認な状態にある。			34	敷地境界	柵(敷地北端)	丸鋼に錆が見られる。防錆処理が求められる。
要な修復や耐震性能の向上が求められる。また、増水の災害時の耐久性についてモニタリングが必要である。 41 新井田川護岸 法面石垣 春から秋にかけて、ツタが繁茂する。石垣の隙間・亀銭等を広げるおそれがあるため、ツタの繁茂抑制が求められる。 土地・地形 45 倉庫群 雨落ち側溝 ケヤキ並木等の落葉による詰まり等がないよう清掃の役底が求められる。 工作物 50 藤棚(事務所棟西面) 鉄骨製の棚に錆が見られる。防錆処理の検討が求められる。 庭園・樹木 庭園・樹木共通事項 本質的価値を構成する諸要素と同じく、見学者の安全の保、定期的な剪定や清掃、下草の管理、疫病・虫害の一方管理等が必要である。 51 ケヤキ並木 切株 保存管理上の取扱いが定められていない。 河川・護岸 58 新井田川護岸 法面石垣(モルタル補修済) 対岸からの景観を考慮した修景の検討が求められる。春から秋にかけて、ツタが繁茂する。修景としての役割を表しているため、繁茂抑制の要否については検討を要する	本質的価値を	庭園・樹木	庭園・樹木共通事項			
要な修復や耐震性能の向上が求められる。また、増水等の災害時の耐久性についてモニタリングが必要である。 41 新井田川護岸 法面石垣 春から秋にかけて、ツタが繁茂する。石垣の隙間・亀銭等を広げるおそれがあるため、ツタの繁茂抑制が求められる。 土地・地形 45 倉庫群 雨落ち側溝 ケヤキ並木等の落葉による詰まり等がないよう清掃の循底が求められる。 工作物 50 藤棚(事務所棟西面) 鉄骨製の棚に錆が見られる。防錆処理の検討が求められる。 庭園・樹木 庭園・樹木共通事項 本質的価値を構成する諸要素と同じく、見学者の安全を保、定期的な剪定や清掃、下草の管理、疫病・虫害の一院管理等が必要である。 51 ケヤキ並木 切株 保存管理上の取扱いが定められていない。 河川・護岸 58 新井田川護岸 法面石垣(モルタル補修済) 対岸からの景観を考慮した修景の検討が求められる。春から秋にかけて、ツタが繁茂する。修景としての役割を表しているため、繁茂抑制の要否については検討を要する	構成する		35	ケヤキ並木	ケヤキ	根系が史跡の本質的価値に与える影響について未確認の
集を広げるおそれがあるため、ツタの繁茂抑制が求められる。	諸要素	河川・護岸	護片	詳共通事項		石垣等に乱れが生じているが、活用・整備に向けた保存 状態の詳細調査が行われていない。調査結果に応じて必 要な修復や耐震性能の向上が求められる。また、増水等 の災害時の耐久性についてモニタリングが必要である。
土地・地形 45 倉庫群 雨落ち側溝 ケヤキ並木等の落葉による詰まり等がないよう清掃の循底が求められる。			41	新井田川護岸	法面石垣	春から秋にかけて、ツタが繁茂する。石垣の隙間・亀裂等を広げるおそれがあるため、ツタの繁茂抑制が求められる。
広が求められる。			42		護岸根固め・松杭	松杭上端に腐食が見られる。
	*	土地・地形	45	倉庫群	雨落ち側溝	ケヤキ並木等の落葉による詰まり等がないよう清掃の徹 底が求められる。
	午質的価	工作物	50 藤棚(事務所棟西面)		所棟西面)	鉄骨製の棚に錆が見られる。防錆処理の検討が求められる。
	値を継承する	庭園・樹木	庭園・樹木共通事項		事項	本質的価値を構成する諸要素と同じく、見学者の安全確保、定期的な剪定や清掃、下草の管理、疫病・虫害の予防管理等が必要である。
			51	ケヤキ並木	切株	保存管理上の取扱いが定められていない。
	る諸要素	河川・護岸	58	新井田川護岸	法面石垣 (モルタル補修済)	春 <mark>から</mark> 秋にかけて、ツタが繁茂する。修景としての役割も 担っているため、繁茂抑制の要否については検討を要する。

表 3-7 周辺環境の保全に関する課題

大分類	小分類	No.	大項目	小項目	課題		
本質的価値 以外の諸要素	建造物	60	山居橋		旧橋梁の意匠を参考に、現代橋梁によって架橋された。 継続的な歴史的景観への配慮が求められる。		
	工作物	108	新井田川手摺	木製	指定範囲との一体的な景観保全が求められる。 木材保護塗料に劣化が見られる。腐朽・劣化に対する定 期的確認・措置が必要である。		
	河川・護岸	護岸	岸共通事項		指定範囲との一体的な景観保全が求められる。		
周辺環境を構成する諸要素		109	新井田川護岸	法面石垣	春から秋にかけて、ツタが繁茂する。石垣の隙間・亀裂等を広げるおそれがあるため、ツタの繁茂抑制が求められる。		
構成		110		護岸根固め・松杭	松杭上端に腐食が見られる。		
成する試				111		石段	雑草の繁茂が見られる。史跡と一体的な除草・清掃が求められる。
· 要素		112		右岸護岸	指定地と川を挟んだ視点場・視対象としての相互関係にあることから歴史的景観への配慮が必要である。		
	看板・サイン	113	道路誘導標	識			
	便益施設	114	バス停		史跡の歴史的景観への配慮が求められる。		
	電気・照明設備	115	電気・照明器具	引込柱			



図 3-7 史跡の保存に関する課題



図 3-8 周辺環境の保全に関する課題

3. 史跡の公開活用のための諸条件の把握

(1) 山居倉庫の公開活用の状況

現在、大正 5 年(1916)までに建設された 15 棟のうち 12 棟が残っており、令和 4年(2022)まで現役の米穀保管倉庫として使用されていた。

12 棟のうち1号棟は昭和60年(1985)4月に「庄内米歴史資料館」として開館した。山居倉庫の歴史や米に関する資料や農機具などを紹介している。

11・12 号棟は平成14年度に酒田市が購入し、酒田市観光物産館として整備し、平成16年(2004)4月に開館した。酒田の歴史や本間家が江戸時代に京都の職人に作らせた亀笠鉾を展示紹介するとともに、酒田のお土産品が揃うなどの観光物産館として活用され、年間80万人が訪れ賑わいをみせている。

このほかにも、事務所棟、東宮殿下行啓記念研究室、板倉・赤場、三居稲荷神社が現存している。

また、倉庫の西側には日射や季節風を避けるためにケヤキが植えられている他、イチョウやマツ、スギが自生する。 史跡の公開活用の現状を表 3-8 に示す(全ての「本質的価値を構成する諸要素」の公開活用状況のほか、史跡の活 用に関わる一部便益施設等について整理した)。

表 3-8 史跡の公開活用の状況

大分類	小分類	No.	大項目	小項目	公開活用の状況
人刀規	土地・地形	1	土地	小块日	指定地
	工地・地形		工地	11b-T-\#1#	旬足地 ・指定地全体を公開、見学可能。
		2		地下遺構	※夜間閉鎖等の制限なし。
		3	三居稲荷神社		※荷揚場〜新井田川の護岸は安全上、立入制限有。
		4		参道	・地下遺構に関する公開活用の措置は取られていない。
		5	西面石垣	北側(空積)	・建造物内部の公開活用は下記に示す。
		6		南側(練積)	
本質的価値を構成する諸要素	建造物	7	倉庫群	1号棟	庄内米歴史資料館として公開。 開館時間 / 9:00 ~ 17:00 (12 月は 16:30 閉館) 休館日 / 12 月 29 日から 2 月末日まで休館 料金 / 大人 300 円 (250 円) 中学生・高校生 200 円 (150 円) 小学生 150 円 (100 円) 就学前児無料 (カッコ内は 20 人以上の場合) ※障がい者入館料減免等有
値		8			令和4年(2022)まで現役の米穀保管倉庫として使用。
を構		9		3号棟	内部非公開。
成成		10		4号棟	
する		11		5号棟	
諸		12		6号棟	
安素		13		7号棟	
		14		8号棟	
		15		9号棟	
		16			
				10 号棟	知り 物子物「海口苺の旧寮」 しょういき
		17		11 号棟	観光物産館「酒田夢の倶楽」として公開。 営業時間/ 9:00 ~ 17:00
		18		12 号棟	A
		19		倉庫 - 荷揚場間渡り廊下跡	史跡全体の公開に準ずる。(壁で囲われない建造物跡)

	建造物	20	三居稲荷神社	社殿(本殿・拝殿)	拝殿:正面扉を開放。参拝可能。 本殿:内部非公開。
		21	事務所棟		米穀保管倉庫の管理事務所として使用。 内部非公開。
		22	事務所棟 - 2	倉庫渡り廊下	史跡全体の公開に準ずる。(壁で囲われない建造物)
		23	東宮殿下行	啓記念研究室	現役の研究室として使用。 内部非公開。
		24	板倉		現役の倉庫として使用。
		25	赤場		内部非公開。
	工作物	26	三居稲荷神社	鳥居	史跡全体の公開に準ずる。(屋外設置の工作物)
本質		27		社標	
的		28		燈籠 1]
価 値		29		燈籠 2]
E		30		燈籠 3]
傾		31		玉垣]
すっ		32		西面石段]
本質的価値を構成する諸要素		33	事務所棟		史跡全体の公開に準ずる。(但し、内側の庭は非公開)
安素		34	敷地境界	柵(敷地北端)	史跡全体の公開に準ずる。(屋外設置の工作物)
	庭園・樹木	35	ケヤキ並木	ケヤキ	史跡全体の公開に準ずる。
		36	三居稲荷神社	境内樹木(マツ類)]
		37	事務所棟	和室南庭園	(21) 事務所棟の公開に準ずる。
		38		和室東中庭	非公開(事務所棟内部からの見学不可)。
		39		 裏庭]
	河川・護岸	40	新井田川		敷地内外からの眺望は可能だが、安全上の理由から史跡
		41	新井田川護岸	法面石垣	地からの立入制限をかけている。
		42		護岸根固め・松杭]
		43	荷揚場	北側	1
		44		南側]
₩	建造物	60	山居橋		史跡全体の公開に準ずる。
がの諸		61	小鵜飼船覆	 屋	(壁で囲われない建造物・工作物)
以外の諸要素	工作物	62	小鵜飼船]
	建造物	69	みどりの里	 山居館	農産物直売所として営業。
付加加					営業時間 / 9:00 ~ 18:00
整					(冬期間 11~2月 9:00~17:30)
備			駐輪場・喫	煙所	一来場者に供用。
れ		71	公衆便所		_
た諸	庭園・樹木		緑地公園	Г.	_
・整備された諸要素		94	オープンテラス		_
糸		95		テーブル・ベンチ	

(2) 地元住民等の公開活用の要望

(3) 行政による活用の諸条件

令和4年(2022)5月から、酒田市議会総務常任委員会によって「山居倉庫の利活用と周辺整備による関係人口拡大」について調査研究が行われ、令和5年(2023)10月11日の同委員会において、報告書及び「山居倉庫の利活用と周辺整備による関係人口拡大」に関する提言書が採決された。

酒田市議会令和5年(2023)第7回9月定例会(令和5年(2023)10月23日)において、同提言書の提出に関する決議が可決され、酒田市長に対し提言書が提出された。

以下に提言書の内容を示す。当整備基本計画は同提言書の内容に即した活用・整備が求められる。

「山居倉庫の利活用と周辺整備による関係人口拡大」に関する提言書

本委員会では、令和3年3月26日に国史跡に指定された山居倉庫の保存と利活用、周辺整備による関係人口拡大について調査研究を進めてきた。

山居倉庫は、創建当時の建物や景観が良好に残っており、我が国近現代の米穀流通の歴史及び庄内地域の米作の歴史を知る上で、貴重な文化財である。令和4年度には酒田市史跡山居倉庫保存活用計画(以下「保存活用計画」という。)を策定するための委員会の開催、保存活用計画市民ワークショップや保存活用計画に対するパブリックコメントも実施され、保存活用計画が策定された。現在、酒田市史跡山居倉庫整備基本計画を策定中であり、今後の山居倉庫の利活用において重要な局面を迎えている。また、同時に酒田商業高校跡地整備事業も進められており、この事業との連携により賑わいの相乗効果が生み出されることが期待されている。

山居倉庫を本市の宝とし後世に引継ぐとともに、利活用により賑わいを生み出せるよう、下記の施策を提言するものである。

記

1 基本的な考え

- (1) 利活用については、市民と協議をしながら共にすすめ、山居倉庫の本質的価値を損なわないように努めること
- (2) 年間を通して利用できる施設とすること
- (3) 市民が利用でき、さらに観光客の滞在時間を長くするような活用を図ること
- (4) ストーリー性のある利活用とすること
- (5) 山居倉庫を起点として市内外・庄内を周遊する活用の仕方を考えること
- (6) 施設運営について、財源を生み出す仕組みを検討すること (例えば、山居倉庫に保管した 米を山居倉庫 米としてふるさと納税の返礼品にするなど)
- (7) 市民への丁寧な説明を行うこと

2 景観・整備について

- (1) ケヤキの樹勢回復に係る措置は早急に着手すること
- (2) 水辺と倉庫群を関連させる整備をすること
- (3) 整備については、有効的な利用ができるよう計画的に行うこと

3 資料館的機能について

- (1) 山居倉庫の歴史や役目、米作りや庄内米の歴史、庄内の災害の歴史等がわかるような資料館を設置し、山居倉庫の歴史を紐解くような教育の場として活用できるようにすること(例えば、VRを使って体験できるようなものなど)
- (2) 歴史文化を広く伝え、発信する県営施設の整備がなされるよう努めること

4 飲食・物販機能について

- (1) 酒田商業高校跡地との連携を図るとともに、その機能のすみ分けをしっかりと行うこと
- (2) 11 号棟及び 12 号棟について、これまでの利活用を踏まえ、飲食、休憩所、販売店等の活用に努めること

(4) 史跡の公開活用に関する課題

史跡の公開活用に関する課題を表 3-9、図 3-9 に示す。

史跡の公開活用に必要な整備に関する課題を表 3-10、図 3-10 に示す。

なお、表中・図中の赤字の箇所は、保存活用計画において重点事項としたものを示す。

表 3-9 史跡の活用に関する課題

大分類	小分類	No.	大項目	小項目	課題
本質的価値を構成する諸要素	建造物	建设	造物共通事項		複数ある建造物の活用方法の具体的な検討が必要となる。 各建造物には、公開に向けて必要な修復や耐震性能の向 上が求められる。 公開にあたっては、活用(建物用途)に応じた公開範囲 の設定が必要である。 また、活用(建物用途)に応じた防災・防犯設備の新設・ 更新が必要である。
でする諸要素	河川・護岸				新井田川(護岸・荷揚場)の見学の許否について検討が必要である。 公開する場合は安全性確保が必要であり、立入制限を行う際の侵入防止措置・見学者への注意喚起については、 史跡の歴史的景観を阻害しないものとする必要がある。
本質的価値	建造物	61 小鵜飼船覆屋			整備に向けて継続的な展示を実施するか検討する。
以外の諸要素	工作物	62 小鵜飼船			正開ドニュアノ (怪意にている 放力では 大声 とう のの できょう できょう
周辺環境を構成する諸要素	河川・護岸	112	新井田川護岸	右岸護岸	指定地と川を挟んだ視点場・視対象としての相互関係にあることから、指定地との一体的な活用方法を検討する必要がある。

表 3-10 史跡の整備に関する課題

大分類	小分類	No.	大項目	小項目	課題
付加・整備された諸要素	土地・地形	64	舗装		史跡の歴史的景観の保全に向けて、史跡の歴史的景観と の調和を図ることを視野に入れた舗装の変更を検討する 必要がある。
		65	観光駐車場		曜日・時間によって混雑が見られ駐車枡が不足する事態が発生しているため、今後、史跡を積極的に活用し観光客の増加を見込むためには、駐車場用地の確保が急務である。
		66	遊歩道(石	畳)	多数の歩行者による土壌表層部の硬化がケヤキ並木の樹勢衰退の一因とされており、石畳の取扱いの検討や土壌 表層部への影響が小さい遊歩道への変更が必要である。
		67	12 号棟脇石	張り舗装	石張り舗装は歴史的根拠に従った整備ではないことから、 観光駐車場や12号棟を大きく改変・整備する際には舗装 の変更を視野に入れる必要がある。なお、他の倉庫整備 において、当該石張り舗装との調和を規範としないよう 留意する。
	建造物	69	みどりの里山居館		土地建物の公有化以後の取扱い(撤去を含む)について 検討が必要である。
		70	駐輪場・喫	煙所	駐輪場は有効に活用されているが、喫煙所は史跡の火災 予防及び健康増進法の観点から廃止が求められる。
		71	公衆便所		活用・整備に伴い観光客の急増が見込まれ、トイレの増設が必要となる場合は、設置場所の検討及び史跡の歴史的景観への配慮が求められる。
	工作物	72	新井田川手摺	木製	定期的な塗装補修が求められる。
		74	敷地境界	フェンス	修景方法について検討する必要がある。

付加・整備された諸要素	工作物	75 百葉箱			備蓄米保管のために必要な気象観測施設を歴史的景観として捉え、保存すべきものか検討する必要がある。定期的な塗装補修が求められる。
	庭園・樹木	76	緑地公園		芝生の生育管理に努める必要がある。
		77	生垣	西面石垣上	
		78		東面護岸上	成育管理を行い、生垣の機能保持を図る必要がある。
	看板・サイン	看板・サイン共通事項			役割が重複しているもの、史跡の歴史的景観に配慮されていないもの、有効に活用されていないもの、文字等が認識できない劣化の進んだもの等が散見される。サインに関する総合計画が求められる。 史跡指定以前に設置されたものは、史跡の歴史的景観に配慮したものへの変更が求められ、今後新設するものもあわせて、歴史的景観への配慮が必要となる。
		80		解説板	屋外における解説板は局所的なものに留まり、史跡価値 を十分に説明できていない。屋外に設置する文化財の解 説板については、全体計画が求められる。
		84		デジタルサイネージ	積極的な活用を検討する。
		85		顔出しパネル	設置場所の適否や撤去について検討が必要である。
		86		注意喚起板	文化財の保存・活用に関するもの、山居倉庫や個別施設の管理・運営に関するものが混在している。
		87		危険物標識	継続的な設置が必要なもの、所有が酒田市へ移行した場合に不要となるものなど整理が必要である。
	便益施設	90	自動販売機		既存・新設するものについて、修景(色調の調和)を検 討する。
	電気・照明設備	電気	・照明器具	共通事項	省エネ対応として LED 照明への変更を検討する。
	機械設備	102	屋外機械類	クーリングタワー	米穀倉庫としての利用が停止されると不要になる。市へ 所有が移る際に撤去を検討する必要がある。ただし、倉 庫を低温倉庫として継続的に活用する場合は存置も視野 に入れる。
		103		空調室外機	室外機を直接露出しているものについては修景が必要である。
	燃料			プロパンガスボンベ	活用に応じて、燃料の変更を検討する必要がある。
		105		灯油タンク	
	防災設備等	106	消火栓・水	道管	指定地内には山居倉庫の水道管が埋設されているが、普通鋳鉄管のため老朽化している可能性が極めて高い。また、この水道管と周辺地域の配水管がループ化されていることから、水需要量と消防水利を踏まえ、管の更新及びループ化の解消に向けた検討が必要である。
		107	消火器具置	場	一部の消火器は市販の消火器ボックスに入っている。修 景を検討する必要がある。

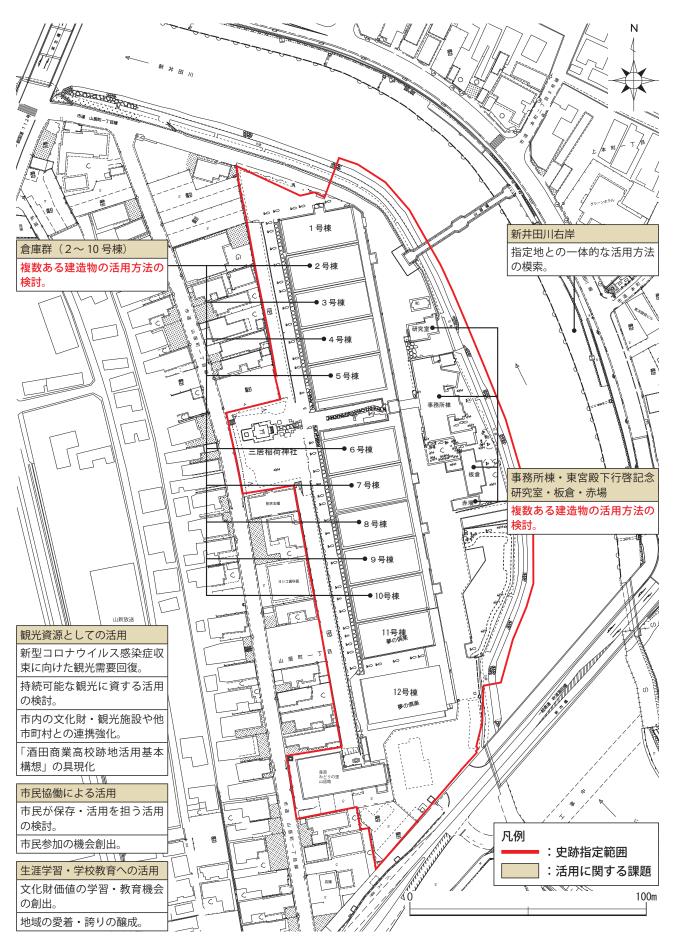


図 3-9 史跡の活用に関する課題

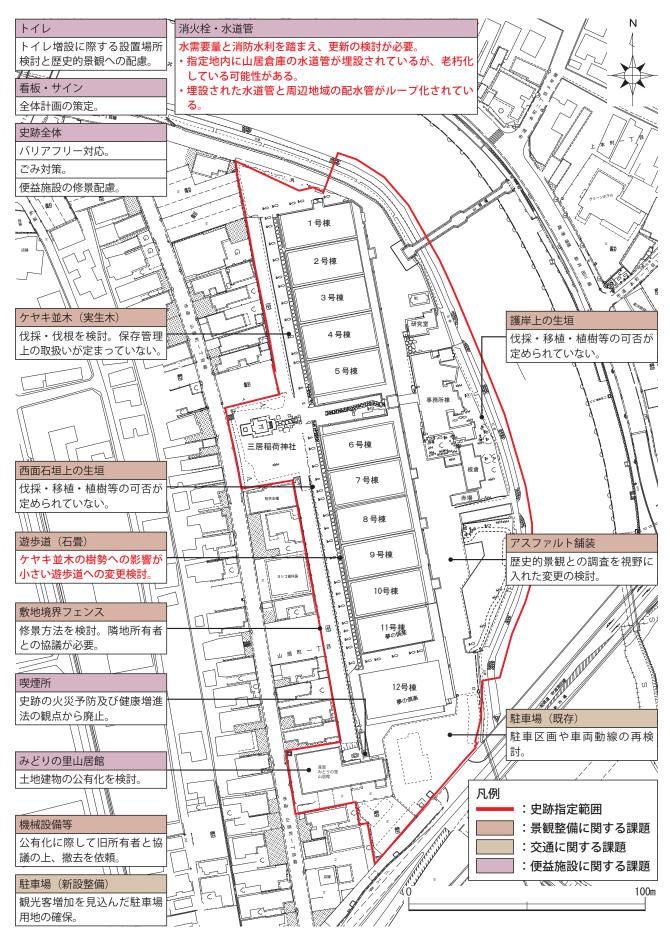


図 3-10 史跡の整備に関する課題

4. 広域関連整備計画

(1) 地域に所在する文化的資源の保存・活用の現状

①日本遺産「荒波を超えた男たちの夢が紡いだ異空間~北前船寄港地・船主集落~」

平成29年(2017)4月28日、本市を代表自治体として申請した「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間~北前船寄港地・船主集落~」が日本遺産の認定を受けた(令和5年度より代表自治体は新潟市に変更)。

日本遺産は、地域に受け継がれている有形・無形の文化財などを生かし、地域の活性化に結び付ける文化庁の事業で、 認定を受けた各自治体が手を携えて、日本遺産を活用し、地域の活性化に取り組んでいる。

山居倉庫については、平成30年度に当該日本遺産の構成要素として追加認定され、令和3年(2021)3月の国史 跡指定を受けて、令和4年度に「指定等の状況」を未指定から国史跡へ変更された。

日本遺産認定ストーリー(概要)

日本海沿岸には、山を風景の一部に取り込む港町が点々とみられます。そこには、港に通じる小路が随所に走り、通りには広大な商家や豪壮な船主屋敷が建っています。また、社寺には奉納された船の絵馬や模型が残り、京など遠方に起源がある祭礼が行われ、節回しの似た民謡が唄われています。これらの港町は、荒波を越え、動く総合商社として巨万の富を生み、各地に繁栄をもたらした北前船の寄港地・船主集落で、時を重ねて彩られた異空間として今も人々を惹きつけてやみません。

表 3-11 酒田市に所在する日本遺産「荒波を超えた男たちの夢が紡いだ異空間〜北前船寄港地・船主集落〜」の構成文化財

No.	文化財の名称	指定等の状況	ストーリーの中の位置づけ
1	日和山公園	市名勝	北前船の船乗りたちが出港前に日和をみた場所。港が一望できる 小高い山で、常夜燈や方角石が現存する。
2	旧鐙屋	国史跡	北前船で財をなした廻船問屋「鐙屋」の店舗、家屋。
3	本間家本邸	県有形 (建造物)	北前船で財をなした、豪商・本間家の邸宅。
4	山王くらぶ	国登録有形 (建造物)	北前船の船主や、商人たちが利用した料亭。
5	相馬屋主屋	国登録有形 (建造物)	北前船の船主や、商人たちが利用した料亭。
6	本間氏別邸庭園(鶴舞園)	国名勝	北前船で運ばれた各地の銘石で造られた池泉回遊式庭園。冬期間 の港湾労働者の失業対策として築造された。
7	塞道絵幕(大壽和里大祭事) -酒井侯御安堵祝宴-	市有形民俗	北前船で繁栄した酒田港の様子が描かれた幕絵。
8	酒田山王祭祭礼用亀笠鉾	市有形民俗	北前船で財をなした、豪商・本間家が京都の人形師に作らせ、北 前船で運んだ笠鉾。
9	酒田袖之浦・小屋之浜之図	市有形 (歴史資料)	北前船で繁栄した酒田港の様子が描かれた絵図。
10	雛めぐり	未指定	北前船で運ばれたとされる、贅を尽くした雛人形を見て回る風 習。
11	山居倉庫	国史跡	北前船で上方へ運ぶため、各地から集められた米の集積保管庫。

表 3-12 日本遺産「荒波を超えた男たちの夢が紡いだ異空間~北前船寄港地・船主集落~」の認定内容の変更経過(一部)

年度	認定/追加	追加市町数	申請者/追加申請者	合計市町数	山居倉庫に関する変更
平成 29 年度	認定	11 市町	山形県酒田市 北海道函館市・松前町 青森県鰺ヶ沢町・深浦町 秋田県秋田市 新潟県新潟市・長岡市 石川県加賀市 福井県敦賀市・南越前町		
平成 30 年度	追加認定	27 市町	北海道小樽市・石狩市青森県野辺地町秋田県にかは市・男鹿市・能代市・由利本荘市新潟県富市・上越市富山県県富市・高岡市石川県坂京市・高砂市・高砂市・高砂市・高砂市・高砂市・高砂市・高砂市・高砂市・高砂市・高砂	計 38 市町	山居倉庫を構成文化財として追加認定
令和元年度	追加認定	7 市町	山形県鶴岡市 新潟県出雲崎町 石川県金沢市 兵庫県姫路市・たつの市 香川県多度津市 広島県竹原市	計 45 市町	
令和2年度	追加認定	3 市町	石川県白山市・志賀町 大阪府泉佐野市	計 48 市町	
令和4年度	追加認定	1市	岡山県備前市	計 49 市町	山居倉庫の「指定等の状況」 を未指定→国史跡に変更

②日本ジオパーク「鳥海山・飛島ジオパーク」

平成 28 年(2016)9月9日、日本ジオパーク委員会の認定を受け「鳥海山・飛島ジオパーク」が誕生した。ジオパークは、ユネスコ世界ジオパークの基準に沿って、国際的に価値のある地質遺産を保護し、地質遺産がもたらした自然環境や地域の文化への理解を深め、科学研究や教育、地域振興等に活用することにより、自然と人間との共生及び持続可能な開発を実現することを目的とした事業である。

「鳥海山・飛島ジオパーク」では、秋田県にかほ市・由利本荘市、山形県酒田市・遊佐町の3市1町が一体となり、 県境を越えた広域の活動が進められており、本市には「酒田エリア」「飛島エリア」に、表3-13に示すジオサイト、 自然サイト、文化サイト、インフォメーションが設定されている。

「鳥海山・飛島ジオパーク」の概要

山形県・秋田県にまたがる活火山「鳥海山」と、鳥海山の西方約30kmにある「不思議の島 飛島」を含む「鳥海山・飛島ジオパーク」は2016年に日本ジオパークに認定されました。「日本海と大地がつくる水と命の循環」をテーマに、鳥海山の溶岩と岩なだれによって作り出された景観や日本海と鳥海山が生み出す水の恵みを感じられるほか、飛島の大地の歴史と文化を楽しめる「海」と「山」、「島」のジオパークです。

酒田エリア		
区分	No.	名称
ジオサイト	1	貝形雪渓
	2	鶴間池
	3	玉簾の滝
	4	不動の滝
	5	庄内平野東縁断層帯
	6	十二滝
	7	中野俣 金剛蔵
自然サイト	8	北限域のタブノキ群落
文化サイト	9	城輪柵跡
	10	庄内砂丘
	11	おいしい酒蔵群
インフォメーション	12	イヌワシみらい館
	13	酒田市定期航路事業所

表 3-13 酒田市に所在する日本ジオパーク「鳥海山・飛島ジオパーク」の構成要素

飛島エリア				
区分	No.	名称		
ジオサイト	1	柏木山と海岸遊歩道		
	2	ゴトロ浜		
	3	烏帽子群島		
	4	御積島		
	5	荒崎海岸		
	6	飛島の津波堆積物		
	7	八幡崎		
	8	二俣島		
自然サイト	9	巨木の森		
	10	北限域のタブノキ群落		
文化サイト	11	勝浦港と北前船文化		
ビューポイント	12	八幡崎と西海岸の眺望		
インフォメーション	13	とびしまマリンプラザ		

(2) 地域に所在する文化的資源の保存・活用に関する課題

①史跡山居倉庫と日本遺産「荒波を超えた男たちの夢が紡いだ異空間~北前船寄港地・船主集落~」の連携

山居倉庫の本質的価値は、本章 2 項で示したとおり、米穀の自由取引が行われていた明治時代に建てられた倉庫棟や管理施設などの建物群が良好に残り、戦後まで一貫して米穀管理倉庫として使用され続け、加えて、創建当初の入庫米輸送ルートとして利用された新井田川と、倉庫建設のために造成された敷地も含めた景観が残る点にある。

庄内各地から集められた米は山居倉庫で一時的に保管され、北前船により上方へ運ばれたことで、酒田に莫大な富と様々な文化をもたらした。酒田市における当日本遺産のストーリーを語る上で、山居倉庫は重要な構成要素の一つに位置づけられる。

これまで酒田市では、「酒田文化の融合観光フォーラム」「日本遺産観光資源活用研修会」の開催や、秋田市と連携した「秋田・酒田北前船日本遺産構成文化財カード周遊事業」の実施など観光的側面から日本遺産の活用を進めてきたが、日本遺産の構成文化財や関連文化財の総体的・一体的な保存・活用、中でも普及・啓発に関する取組や認定市町が連携した活動は、今後より積極的に推進すべき課題といえる。

日本遺産制度の更なる活用においては、酒田市の代表的な文化財であるとともに、日本遺産のストーリーにおいて 重要な位置にある山居倉庫の整備との連携を進め、相乗的な効果を図りたい。

②史跡山居倉庫と日本ジオパーク「鳥海山・飛島ジオパーク」の連携

山居倉庫と当該事業との直接的な関連性は定められていないが、飛島エリアの文化サイト「勝浦港と北前船文化」は、河口の港だった酒田が西廻り航路の起点として大いに栄えた理由の一つに外港として機能した飛島の存在が挙げられ、固い流紋岩でできた館岩が天然の良港となる地形をつくり、多い年には年間 500 隻を超える北前船が飛島に停泊した。北前船文化との関連性から総体的な活用を図る上で、山居倉庫と「鳥海山・飛島ジオパーク」との連携を強化し、相乗的な効果を図りたい。

第4章 基本方針

1. 整備基本構想

山居倉庫をとりまく現況を踏まえた整備の基本理念を次のとおり定める。山居倉庫の将来像を見据えて、保存・活用していくための整備の目標となる。

基 本 理 念 酒田のシンボル 発展とともに未来へ

山居倉庫は「<mark>酒田</mark>」を代表する「シンボル」的存在であり、大切な財産として守りつつ、地域の 資源として「発展」させていく「とともに未来へ」引き継いでいくことを基本理念とする。

歴史文化

文化観光

地域

酒田の象徴として守り伝える 歴史・文化資源

- ・継続的な調査研究
- ・継続的な維持・管理
- ・次世代への継承
- 安全・安心な敷地内環境の実現
- 景観の整備及び保全

酒田のまちづくりと地域の活性化へつなぐ文化観光資源

- ・地域との連携推進によるまちづく りへの寄与
- ・市民協働による地域活性化
- ・史跡活用による好循環の実現

快適に史跡に親しみ学べる地 域資源

- ・周辺施設・関連歴史施設との連携
- ・回遊性の向上
- ・多様な来訪者に対する適切な対応
- ・史跡情報の公開・広報

基本理念 山居倉庫の発展に向けた機能イメージ ------ 屋外整備 ------- 建物整備 ------ 運営整備 --歴史文化ガイダンス (史跡・日本遺産 等) 更文 酒田の象徴として 施設管理 守り伝える 本質的価値を構成する要素の個別解説 歴史・文化資源 建物の利活用 (インフォメーション 史跡の散策 (案内誘導・注意喚起・禁止事項など) 整備基本計画 史跡を眺める視点場整備 酒田のまちづくりと 広域観光ガイダンス 地域の活性化へつなぐ 文化観光資源 水辺空間(新井田川)の活用 事務所 便益施設(駐車場・飲食・販売・休憩・トイレなど) ·倉庫 体験プログラム(Living History)・ユニークベニュー 活動・交流空間(ホール・展示ギャラリー・広場) 地 快適に史跡に親しみ など) 域 学べる地域資源 市民の憩いの空間 地元民間の事業導入

図 4-1 整備の構想・ビジョン

2. 基本方針

(1) 基本方針

上記で定めた基本理念を実現するために必要な基本的な考え方を「基本方針」として以下に示す。

基本理念		基本方針	
		①継続的な調査研究及び維持管理による構成文化財の保存と次世代への継承	
林		継続的な調査研究の実施により、山居倉庫の実態解明に努めます。また、継続的な維持管理によって、山居倉庫における本質的価値の中核をなす構成文化財を保存し、次世代へと継承します。	
筻	酒田の象徴として守	②安全・安心な敷地内環境・景観の整備及び保全	
歴史文化	り伝える歴史・文化 資源	史跡指定地内での防災・防犯施設の適切な整備、敷地内の日常的な点検等による 状況把握を行い、危険性を含む箇所の周知と迅速な対応を徹底することで、安全 性を確保し、安心できる敷地内環境の実現を図ります。また、山居倉庫の景観には、 山居倉庫の本質的価値を構成する要素があり、来訪者はその価値を体感し、理解 を深めることができるため、山居倉庫建造物とその周辺環境の整備及び保全を行っ ていきます。	
		③市民協働・地域との連携推進	
文	酒田のまちづくりと	市民と山居倉庫の価値を共有し、地域との連携を密に図ることで、国指定史跡山居倉庫としての認識を深め、酒田市のまちづくりに寄与します。また、見所の創出やイベントの実施、学習機会の提供等、地域住民のニーズに合った活用を検討し、酒田市の主要観光拠点として市民協働で地域活性化を目指します。	
化観	地域の活性化へつな ④史跡の活用による好循環の実現		
光	ぐ文化観光資源	山居倉庫の積極的な活用を図ることにより、直接的な収益を産み出し、その収益を山居倉庫の保存・整備に再投資し、更に山居倉庫の魅力が高まるサイクルの実現を目指します。このようなサイクルの実現により、山居倉庫が文化観光の拠点の一部となることで、観光の振興、地域の活性化につなげ、その経済効果が文化の振興に再投資される好循環の創出を目指します。	
		⑤周辺施設・歴史関連施設との連携と来訪者の回遊性向上	
地域	快適に史跡に親しみ 学べる地域資源	山居倉庫の歴史を体感しながら理解を深めることができるモデルコースの設定と 周知を図ります。また、ガイダンス施設を含む周辺施設や関連歴史資源と連携を 図り、山居倉庫を含む山居倉庫周辺との連続性のある回遊も促進し、動線整備や 便益・サイン施設の設置等、来訪者の回遊性向上を図るための適切な整備を実施 します。同整備にあたっては、支援を必要とする方や外国人観光客など、山居倉 庫を訪れる様々な方が山居倉庫の魅力を体感し、理解を深めることができるよう、 多言語表示等のユニバーサルデザインの観点を考慮した整備を行います。	
		⑥史跡情報の積極的公開・広報	
		山居倉庫の魅力に触れ、理解を深めてもらえるよう、継続的な調査研究の成果を 公開し、興味・関心をより多く得られるように山居倉庫の魅力を積極的に広報し ます。	

(2) 史跡の保存・整備における年代設定

山居倉庫の保存・整備に向けては、史跡の将来像として目指すべき基本的な年代を設定する。 同年代設定は、「史跡山居倉庫保存活用計画」において既に定めており、現状を維持することを目指すこととする。

○史跡の保存・整備における年代設定(保存活用計画抜粋)

以下の3点について後世へ継承する必要があると考え、将来像として目指すべき本史跡の姿は、現在に至るまでの敷地・施設・運営の変遷を価値とみなし、現状を維持することを目指すこととする。

- 1. 米穀流通の歴史的経緯の中で我が国を代表する米券倉庫として存在した歴史性
- 2. 米穀の品質を維持するための施設全体の機能性
- 3. 創建当初から現在に至るまで庄内米と米作の歴史とともに歩んだ象徴性

なお、以下の例により、設定年代以外の整備を行うことがある。

- ①諸要素の保存状況や調査成果により、当初又は中古への復原がふさわしいと判断される諸要素については、設定年代を遡った意匠による整備を認める。ただし、この場合は展示解説等によって復原年代を明確に示すことを前提とする。
- ②資料調査や保存修理工事の成果によって、建造物の用途や形式の変遷がより具体的に明らかとなった際は、 詳細な検討を行い整備の姿を定めていく。
- ③成立の年代に関わらず、史跡の構成要素として重要なものは保存の対象とする。
- ④活用に応じて新たに設けられる諸要素については、史跡の本質的価値や史跡全体の歴史的景観を損なうことのない意匠による整備を前提とする。

●山居倉庫整備基本計画(素案)修正事項新旧対照一覧表

	西月 単 至 備 医 平 可 画 (来 来	新	IE IE
1	P1 表題	「(第1期)」を追記	(新規追加)
	P6 「1.計画策定の経緯」	その他にも、事務所棟、(以	その他にも、12 棟の倉庫、
2	4 行目	下省略)	事務所棟、(以下省略)
3	P10 図 1-3 山居倉庫	「酒田市中長期観光戦略	(新規追加)
3	整備基本計画の位置づけ	平成 28 年 3 月策定」を追記	
	P12 関連計画の抜粋	史跡山居倉庫保存活用計画	(新規追加)
4		【令和5年3月策定】を追	
		記	
	P15 「5. 関連計画との	酒田市中長期観光戦略(平	(新規追加)
5	関係」	成 28 年 3 月策定) の概要を	
		追記	
	P18 「6. 計画の実施」	① 策定年月日	① 策定年月日
		令和8年(2026)3月31日	令和 <u>7</u> 年(<u>2025</u>)3月31日
		② 実施・発効年月日	② 実施·発効年月日
		令和8年(2026) 4月1日	
6		③ 計画期間と見直し	③ 計画期間と見直し
		本計画は令和8年(2026)	本計画は令和 <u>7</u> 年(<u>2025</u>)
		4月1日から令和18年	4月1日から令和 <u>17</u> 年
		(2036) 3 月 31 日までを	(<u>2035</u>) 3月31日までを計
	5 71 71 111	計画期間とする。	画期間とする。
	P18 「6. 計画の実施」	末尾に「図1-4 山居倉庫	(新規追加)
7		整備基本計画の流れ」を挿	
		入口上一名法	
8	P19 「1. 自然的環境」	日本三急流	日本三 <u>大</u> 急流
	(1) 地勢」16 行目	ナと中世とかに仏の明外	ナキカルトかに叫えてい
9	P21 「1. 自然的環境」 (1)地勢」9行目	また中世より近代の明治・	また中世より近世を通じて、近代の明治・大工期よ
9	(1) 地务」911日	大正期まで(以下省略)	て、近代の明治・大正期まで(以下省略)
10	同上 22 行目	日向川水系	日向 水系
10	P24 「2.歴史的環境(2)	古門川小宗	口間
	山居倉庫の歴史概要」6 行	札) で支給したため、品質	杜)で支給されるほどであ
11	目	管理を厳密に行うようにな	ったため、信用が高まった。
		り、信用が高まった。	1010-27 IH/H/W IH & 21C0
12	同上 19 行目	公布	発布
	同上 22 行目	山居賃貸倉庫株式会社(後	山居賃貸倉庫株式会社(後
13		の山居倉庫株式会社)が設	の山居倉庫株式会社)以外

		立された。昭和14年(1939)	の資産を除く倉庫、土地等
		に酒田市米穀取引所の倉	の寄附を受け、財団法人北
		庫、土地等の寄附を受け、	<u> 斗会が昭和 14 年 (1939) に</u>
		財団法人北斗会が設立され	設立され、保有している山
		た。財団法人北斗会は、保	居倉庫を山形県購買販売組
		有している山居倉庫を山形	合連合会に無償で貸与さ
		県購買販売組合連合会に無	れ、経営も移管した。
		償で貸与し、経営を移管し	
		た。	
14	P 25 「明治 26 年」の行	株式会社酒田米穀取引所附	株式会社酒田米穀取引所附
14		属山居倉庫建設	属倉庫「山居倉庫」を設置
15	同上 「昭和17年」の行	国道7号線鶴岡酒田間の工	国道7号線鶴岡 <u>から</u> 酒田間
10		事完成	の工事完成
16	P26 「平成4年4月」の	国指定史跡「城輪柵跡」政	国指定史跡「城輪柵跡」 <u>政</u>
10	行	庁域の建物の一部を復元	<u>庁域の一部</u> を復元
	同上 「表 2-3 周辺の主	本間家四代・光道が築造し	本間家4代当主・光道が、
	な文化財」「②本間氏別邸庭	た鳥海山を借景とする池泉	本間家の別荘として文化
	園(鶴舞園)」	廻遊式庭園で、藩主酒井侯	10年(1813)に建築。6千
		により「鶴舞園」と名付け	坪 (約2万㎡) の敷地内に
		られた。庭園の整備は、冬	は、鳥海山を借景に林泉の
17		期間に港で働く人々の失業	風致をそえた池を 中心と
11		対策事業として実施され	した廻遊式庭園・鶴舞園が
		た。佐渡赤玉石・伊予青石	ある。 昭和 22 年 (1947)、
		など、綿積石として北前船	私立美術館として開館、本
		で運ばれた諸国の銘石と小	間家所蔵の指定文化財(美
		豆島の御影石の大小の灯籠	術工芸品)を公開する。
		が目立つ。	
	P27 「表 2-3 周辺の主	昭和 33 年 (1958)、現在地	昭和 33 年 (1958)、 <u>高砂に</u>
18	な文化財」「④旧酒田灯台」	(日和山公園地内) へ移築	近代灯台が完成し、現在地
10		保存された。	(日和山公園地内)へ移築
			保存された。
	同上 「⑦旧光丘文庫本館	酒田初の鉄筋コンクリート	酒田初の鉄筋コンクリート
19	附書庫 付属家具室内装飾	ブロック造、新和風様式の	<u>建造物、ユニークな</u> 外観と
	品 並建築工事関係資料」	外観とともに、	ともに、
20	同上 ⑧	松林の銘碑	松林銘 並 序
20		市史跡	市有形(歴史資料)
0.1	P28 「表 2-3 周辺の主	吉祥絵	吉 <u>兆</u> 絵
21	な文化財」「⑫塞道絵幕 (大	「酒井侯御安堵祝宴」	「酒井 <u>候</u> 御安堵祝宴」

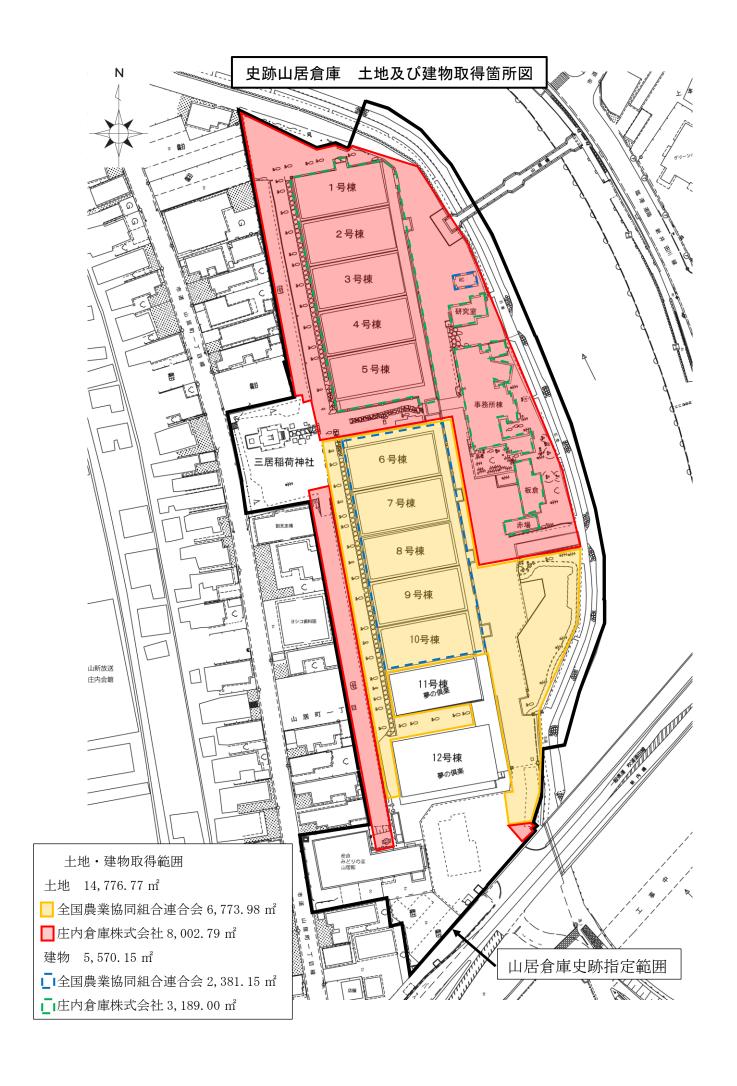
壽和里大祭事) -酒井侯御 安堵祝宴-」 伊東不玉宅跡 再び酒田へ 邸宅跡 また再び酒田へ 23 同上 「⑯日和山公園」 かつて船頭たちが かって船頭たちが 24 同上 「⑱山王くらぶ」 意匠で軽快にまとめ 意匠を軽快にまとめ	<i>b</i>
22 同上 「⑭伊東不玉宅跡」 伊東不玉宅跡 再び酒田へ 邸宅跡 また再び酒田へ 23 同上 「⑯日和山公園」 かつて船頭たちが かって船頭たちが 24 同上 「⑱山王くらぶ」 意匠で軽快にまとめ 意匠を軽快にまとめ	<i>b</i>
22再び酒田へまた再び酒田へ23 同上 「⑯日和山公園」 かつて船頭たちがかって船頭たちが24 同上 「⑱山王くらぶ」 意匠で軽快にまとめ 意匠を軽快にまとる	ð
23 同上 「⑯日和山公園」 かつて船頭たちが かって船頭たちが 24 同上 「⑱山王くらぶ」 意匠で軽快にまとめ 意匠 <u>を</u> 軽快にまとめ	<i>b</i>
24 同上 「⑱山王くらぶ」 意匠で軽快にまとめ 意匠を軽快にまとめ	<i>b</i>
	-
同上 19 下日枝神社 日枝神社	
25	こ位置す
する。	
同上「②上日枝神社」 勧請し、袖の浦に鎮座した。 勧請し、酒田港に	申幸し袖
26 後、亀ヶ崎城に奉遷され、 の浦に鎮座した。 ?	
城に奉遷され、	/ / /
P30 「3.社会的環境(1) 酒田市、飽海郡八幡町、松 酒田市、飽海郡八崎	番町・松
27 人口」1 行目 山町及び平田町の1市3町 山町・平田町の1市	
カシ	
P31 「3.社会的環境(1) 4万世帯弱で推移している 4万世帯弱を推移し	している
28 人口」1行目	
29 同上 2 行目 既に超高齢化社会 超高齢化と呼べる 7	k準
同上 「(2)産業」7行目 酒田のラーメンも名物とし 酒田のラーメンも	 西田 <u></u> 名物
て知られ、さかた海鮮市場、として知られ、され	かた海鮮
30 みなと市場等市内各所で 市場、みなと市場等	等 <u>の</u> 市内
各所で	
91 同上8行目 国道7号や同47号、同112 国道7号や同112	2 号
31	
P33 「(5)観光」5行目 令和2年度は新型コロナウ 令和2年度 <u>以降</u> は新	新型コロ
イルス感染症のまん延に伴 ナウイルス感染症の	りまん延
32 って前年度比で約 36 万人 に伴って前年度比	で約 36
(約 45%) 減少し、以降 50 万人(約 45%) 減少	し、 <u></u> 50
万人を割り込んでいる。 万人を割り込んでい	いる。
同上9行目 山居倉庫、本間家旧本邸や 山居倉庫や山王く	うぶ、相
旧鐙屋、日和山公園、山王 馬樓、本間家旧本里	ぶや酒田
	界隈のほ
土門拳記念館などが か、映画「おくりで	びと」の
<u>ロケ地や</u> 土門拳記念	念館など
が	
34 P34 「(5) 観光」6 行目 今後高まる 今後、高まる	
P35 「(7)法令による規 ⑥屋外広告物に関する規制 (新規追加) (・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
制」(屋外広告物法・山形県屋	

		外広告物条例など)	
		外広日初泉例など) 山形県屋外広告物条例に	
		より、屋外広告物の設置基	
		まり、屋外公日初の設直塞 準が定められている。	
		_	
		山居倉庫の指定地は、条	
		例第2条第1項第2号によ	
		り第1種特別規制地域に区	
		分されているため、広告物	
		を表示し、又は広告物を掲	
		出する物件を設置すること	
		はできない。ただし、条例	
		第9条に規定する広告物に	
		該当する場合は、この限り	
		ではない。	
	P37 「表2-9 指定地に	屋外広告物法	(新規追加)
	おける法令による規制(許	山形県全域	
	可申請・届出等)」	「山形県屋外広告物条例」	
		により、屋外広告物の設置	
		基準を地域の用途に合せ5	
		つの規制地域に分類してお	
		り、屋外広告物を設置しよ	
36		うとする場合は、それぞれ	
		の規制地域の基準に合わせ	
		る必要がある。	
		指定地	
		第1種特別規制地域	
		広告物を表示し、又は広告	
		物を掲出する物件を設置し	
		てはならない。	
	P44 「第3章 史跡の概	ドラマや映画のロケ地にな	ドラマ_のロケ地になった
0.7	要および現状と課題」「2.	ったことや	ことや
37	史跡の概要」「(1) 山居倉		
	庫の本質的価値」4 行目		
0.0	同上 「(2) 山居倉庫の構	公布	<u>発布</u>
38	成要素」18 行目		
39	同上 26 行目	米穀を保管する倉庫群を	保管された米穀を
40	P 45 同上 5 行目	公布	<u>発布</u>
41	同上 10 行目	旧木橋の意匠を参考にした	旧木橋を再現した山居橋

		倉庫群	倉庫群
42	一覧表」構造物	※下屋部分を含む	<u> </u>
	P52 「(3) 土地所有(公	史跡指定時(令和3年	指定地は全体の 79.1%
	有化)の状況」「①所有者別」	(2021) 3月) における土	が民有地で、庄内倉庫株式
	1 行目	 地所有の状況は表3-2 のと	会社が 35.7%、全国農業協
		おりである。	同組合連合会が30.2%、庄
		 指定後、酒田市は山居倉	内みどり農業協同組合が
		 庫の公有化に着手し、令和	8.8%、宗教法人三居稲荷神
		6年(2024)1月に庄内倉	社が 4.4%の土地を所有し
		庫株式会社及び全国農業協	ている。残りの 20.9%が官
		同組合連合会が所有した土	有地で、このうち 7.1%は
		地の所有権移転登記手続き	河川である。
		を完了した。この結果、史	指定地の所有者別による
		跡指定地の86.8%が官有地	所有区分は表 3-2 のとおり
		となり、このうち75.3%が	である(地番毎の内訳は表
43		酒田市の所有、7.1%は河	3-4 参照)。
		川(二級河川:新井田)、	
		4.4%は同河川管理に係る	
		県有地となっている。上記	
		以外の13.2%は民有地で、	
		庄内みどり農業協同組合が	
		8.8%、宗教法人三居稲荷	
		神社が4.4%の土地を所有	
		する。	
		令和6年(2024)2月時	
		点における指定地の所有者	
		別による所有区分は表3-3	
		のとおりである(地番毎の	
		内訳は表3-5 参照)。	In the later was to be seen
	同上7行目の下表	表3-2 指定地の所有者区	表3-2 指定地の所有者区
		分(指定時)	分(<u>所有者別</u>)
4 4		表3-3 指定地の所有者区	表3-3 指定地の登記地目
44		分(現在)	
		表3-4 指定地の登記地目	(※表記載略)
		区分 (※タ 書記 # 蛟)	
<i>1</i> Γ	D 50 =	(※各表記載略)	ま9 4 化学性の 1 地元ナ
45	P53 表	表3-5 土地所有者と面積	表3-4 指定時の土地所有

		(令和6年(2024) 2月現	者と面積
		在)	(※表記載略)
		(※表記載略)	
4.0	P54 「(4) 史跡の保存に	表3-6 史跡の保存に関す	表3-5 史跡の保存に関す
46	関する課題」 下表	る課題	る課題
47	同上 「建造物」「21 事務	春から秋にかけて	春~秋にかけて
47	所棟」		
48	P55 「河川·護岸」「41 新	春から秋にかけて	春~秋にかけて
10	井田川護岸」		
49	同上 「58 新井田川護岸」	春から秋にかけて	春~秋にかけて
50	同上 下表	表 3-7 周辺環境の保全に	表 3-6 周辺環境の保全に
		関する課題	関する課題
51	同上 「109 新井田川護	春から秋にかけて	春~秋にかけて
	岸」		
	P 58 「3. 史跡の公開活	令和4年(2022)まで現役	
52	用のための諸条件の把握」	の米穀保管倉庫として使用	使用されている。
	「(1)山居倉庫の公開活用	されていた。	
	の状況」1 行目		
53	同上 下表	表 3-8 史跡の公開活用の	
F 4		状況	状況
54	同上 「1号棟」	17:00	17:00 時
	P60 「(3) 行政による活	令和4年(2022)5月か	(新規追加)
	用の諸条件」	ら、酒田市議会総務常任委	
		員会によって「山居倉庫の	
		利活用と周辺整備による関係との大調本	
		係人口拡大」について調査	
		研究が行われ、令和5年 (2023) 10 月11 日の同委	
		(2023) 10 月 11 日の同姿 員会において、報告書及び	
55		貝云において、報告書及の 「山居倉庫の利活用と周	
99		辺整備による関係人口拡	
		大」に関する提言書が採決	
		された。	
		³ 40/3。 酒田市議会令和5年	
		(9093) 第 7 回 9 日 定 柳 仝	
		(2023) 第7回9月定例会 (会和5年(2023)10 月23	
		(令和5年(2023)10月23	

				れ、酒田市長に対し提言書	
				が提出された。	
				以下に提言書の内容を示	
				す。当整備基本計画は同提	
				言書の内容に即した活用・	
				整備が求められる。	
				(※提言書略)	
56	P 69	「第4章	基本方針」	1. 基本構想	(新規追加)
30				2. 基本方針	



整備基本構想

- ◎整備基本計画の長期的な枠組み、方向性
- ◎保存活用計画の重点課題から取り組む
- ○計画期間は一期 10 か年・10 年ごとに見直し
- ◎保存活用計画の課題と大綱を踏まえた計画

整備基本計画

- ◎整備基本構想に基づいて策定
- ◎課題解決を具体化していく実行計画

山居倉庫 整備基本計画の流れ

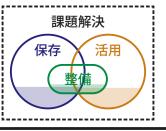
保存活用計画

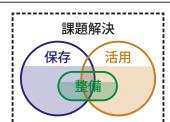
策定:令和4年度末



整備基本構想 整備基本計画 (第1期) 第1期)

策定予定:令和7年度末





策定予定:令和17年度末

整備基本構想

(第2期)

整備基本計画

(第2期)

保存活用計画 策定委員会

(令和3~4年度)

保存活用計画

(計画期間: 令和5~15年度)

整備基本計画策定委員会

(令和5~7年度)

整備基本計画(第1期)

(計画期間:令和8~17年度)

整備基本計画 策定委員会

(令和 16~17年度)

整備基本計画(第2期)

(計画期間: 令和 18 ~ 27 年度)

・前段階の検証 ・見直し ・次期計画策定

保存活用計画で示された課題(赤太字:重点事項)

保存活用計画で示された**大綱**

整備基本構想に掲げる基本理念

保存に関する課題

	土地・地形	地下遺構の調査と管理
保存	建造物等	建造物等の保存状態の詳細調査の未実施
.5	庭・緑地・樹木	ケヤキ並木の樹勢衰退
防災	防災	災害対策のハード整備
•	防犯	防犯対策のハード整備
防犯	防災・防犯の体制	災害対策・災害発生時のソフト整備
	現存遺構・地下遺構	建造物の補足調査
調査	建造物・工作物	建造物の改築、工事履歴等の整理
査	史料	文化財価値向上に向けた継続的な調査
	樹木	樹勢回復のモニタリング

周辺環境の保全に関する課題

	辺環	指定地との一体的保護	指定範囲外の一体的な景観保全
		歴史的景観の保全	新井田川を含めた周辺環境の景観保全
		隣接地(民地)の協力	隣接地に関する景観保全ガイドライン整備

活用に関する課題

	価値と魅力の伝達	文化財の価値と魅力の説明が不十分
	他の文化財との連携	山居倉庫と市内の文化財等の連携不足
活	酒田商業高校跡地との連携	商業施設との連携によるエリアの価値向上
用	複数建物の積極的活用	建造物活用方法の検討
	市民による保存意識の向上と市民参加の創出	市民による保存意識の向上と市民参加の創出
	教育・学習への活用	地域の愛着・誇りの醸成機会の不足

整備に関する課題

景	遊歩道(石畳)	遊歩道(石畳)の変更	
景観整備	歴史的景観との調和	後世に付加された景観要素の修景	
備	庭・緑地・樹木	植栽に関する保存管理方法の未整備	
交通	駐車場	駐車場用地の確保	
便	消火栓・水道管	水道管、消火栓の更新	
便益施設	トイレ	観光客の急増に対するトイレの整備	
設	看板・サイン	看板・サインの整理・整備	

調査研究の継続的実施

本質的価値の保存・活用

調査成果の活用と酒田の歴史をより一層楽しめる機会の創出

歴史的・自然的環境の維持・保 全と眺望に配慮した景観形成

史跡の防災・安全施策の実施

地域の文化財としての価値を市 民や関係諸団体と連携推進

史跡の保存・活用推進に必要な 組織、体制の継続

基本理念:

酒田のシンボル 発展とともに未来へ

山居倉庫は「酒田」を代表する「シンボル」的存在であり、大切な財産として守りつつ、地域の資源として「発展」させていく「とともに未来へ」引き継いでいくことを基本理念とする。

整備基本計画

整備基本計画の基本理念

酒田の象徴として

守り伝える 歴史・文化資源

山居倉庫の発展に向けた機能イメージ

歴史文化ガイダンス (史跡・日本遺産 等)

本質的価値を構成する要素の調査・研究、個別解説

建物の利活用

史跡の散策

史跡を眺める視点場整備

施設管理

フォ

3

事務所

各種サイン

(案内誘導・

注意喚起・

禁止事項など

防災

(設備

ソフト整備

広域観光ガイダンス

水辺空間(新井田川) の活用

便益施設(駐車場・飲食・販売・休憩・トイレ など)

体験プログラム (Living History)・ユニークベニュー

活動・交流空間(ホール・展示ギャラリー・広場)

地元民間の事業導入

地 域

快適に史跡に親しみ 学べる地域資源

酒田のまちづくりと 地域の活性化へつなぐ 文化観光資源

市民の憩いの空間

地域の資源として「発展」させてい

く「とともに未来へ」引き継いでいくことを基本理念とする。

整備基本構想の

基本理念

酒田の

発展とともに未来へ

山居倉庫は「酒田」を代表する

「シンボル」

的存在であり、

大切な財産として守りつつ、

個別計画

予定される取組

酒田の象徴として 守り伝える 歴史・文化資源

酒田のまちづくりと

地域の活性化へつなぐ

文化観光資源

基本理念

①継続的な調査研究及び維 持管理による構成要素の 保存と次世代への継承

基本方針

②安全・安心な敷地内環境・ 景観の整備及び保全

③市民協働・地域との連携

④史跡の活用による好循環

推進

の実現

- ・ゾーニング ----**>**・動線計画
 - 避難計画
 - ・サイン計画
 - 建物等整備 の個別計画 など

- ○構成要素の管理・調査・補修
- ○耐震診断・耐震設計・耐震補強
- ◎ケヤキ樹勢回復
- ○防災計画
- ○資料・遺構の調査研究
- ◎石畳の撤去
- ◎水道管の更新・消火施設整備
- ◎ガイダンス施設整備 (整備期間中における 仮ガイダンス施設の設置含む)
- ○サイン整備
- ○利活用に向けた整備手法・方針の検討 (サウンディング調査の実施)

域

整備基本計画

快適に史跡に親しみ 学べる地域資源

- ⑤周辺施設・歴史関連施設 との連携と来訪者の回遊 性向上
- ⑥史跡情報の積極的公開・ 広報

○市民協働事業の実施

○利活用に向けた未整備箇所の整備

◎…動線計画に変更が生じる事業

保存活用計画で示された課題(赤太字:重点事項)

整備基本計画で予定される取組

保存に関する課題

	土地・地形	地下遺構の調査と管理
保存	建造物等	建造物等の保存状態の詳細調査の未実施
,,	庭・緑地・樹木	ケヤキ並木の樹勢衰退
防災	防災	災害対策のハード整備
•	防犯	防犯対策のハード整備
防犯	防災・防犯の体制	災害対策・災害発生時のソフト整備
	現存遺構・地下遺構	建造物の補足調査
調査	建造物・工作物	建造物の改築、工事履歴等の整理
査	史料	文化財価値向上に向けた継続的な調査
	樹木	樹勢回復のモニタリング

周辺環境の保全に関する課題

周	指定地との一体的保護	指定範囲外の一体的な景観保全
辺環境	歴史的景観の保全	新井田川を含めた周辺環境の景観保全
境	隣接地(民地)の協力	隣接地に関する景観保全ガイドライン整備

活用に関する課題

	価値と魅力の伝達	文化財の価値と魅力の説明が不十分
	他の文化財との連携	山居倉庫と市内の文化財等の連携不足
活	酒田商業高校跡地との連携	商業施設との連携によるエリアの価値向上
用	複数建物の積極的活用	建造物活用方法の検討
	市民による保存意識の向上と市民参加の創出	市民による保存意識の向上と市民参加の創出
	教育・学習への活用	地域の愛着・誇りの醸成機会の不足

整備に関する課題

景	遊歩道(石畳)	遊歩道(石畳)の変更
景観整備	歴史的景観との調和	後世に付加された景観要素の修景
備	庭・緑地・樹木	植栽に関する保存管理方法の未整備
交通	駐車場	駐車場用地の確保
便	消火栓・水道管	水道管、消火栓の更新
便益施設	トイレ	観光客の急増に対するトイレの整備
設	看板・サイン	看板・サインの整理・整備

- ○構成要素の管理・調査・補修
- ◎耐震診断・耐震設計・耐震補強
- ◎ケヤキ樹勢回復
- ○防災計画
- ○資料・遺構の調査研究
- ◎ガイダンス施設整備(整備期間中における仮ガイダンス施設の設置含む)
- ○サイン整備
- ○市民協働事業の実施
- ○利活用に向けた整備手法・方針の検討 (サウンディング調査の実施)
- ◎石畳の撤去
- ◎水道管の更新・消火施設整備
- ○…動線計画に 変更が生じる事業

基本理念(案)

○酒田の象徴として守り伝える歴史・文化資源

- ・継続的な調査研究
- ・継続的な維持・管理
- ・次世代への継承
- ・安全・安心な敷地内環境の実現
- ・ 景観の整備及び保全

基本方針(案)

①継続的な調査研究及び維持管理による構成文化財の保存と次世代への継承

継続的な調査研究の実施により、山居倉庫の実態解明に努めます。また、継続的な維持管理によって、 山居倉庫における本質的価値の中核をなす構成文化財を保存し、次世代へと継承します。

②安全・安心な敷地内環境・景観の整備及び保全

史跡指定地内での防災・防犯施設の適切な整備、敷地内の日常的な点検等による状況把握を行い、危険性を含む箇所の周知と迅速な対応を徹底することで、安全性を確保し、安心できる敷地内環境の実現を図ります。また、山居倉庫の景観には、山居倉庫の本質的価値を構成する要素があり、来訪者はその価値を体感し、理解を深めることができるため、山居倉庫建造物とその周辺環境の整備及び保全を行っていきます。

○酒田のまちづくりと地域の活性化へつなぐ文化観光資 酒

- ・地域との連携推進によるまちづくりへの寄与
- 市民協働による地域活性化
- ・史跡活用による好循環の実現

③市民協働・地域との連携推進

市民と山居倉庫の価値を共有し、地域との連携を密に図ることで、国指定史跡山居倉庫としての認識を深め、酒田市のまちづくりに寄与します。また、見所の創出やイベントの実施、学習機会の提供等、地域住民のニーズに合った活用を検討し、酒田市の主要観光拠点として市民協働で地域活性化を目指します。

④史跡の活用による好循環の実現

山居倉庫の積極的な活用を図ることにより、直接的な収益を産み出し、その収益を山居倉庫の保存・整備に再投資し、更に山居倉庫の魅力が高まるサイクルの実現を目指します。このようなサイクルの実現により、山居倉庫が文化観光の拠点の一部となることで、観光の振興、地域の活性化につなげ、その経済効果が文化の振興に再投資される好循環の創出を目指します。

○快適に史跡に親しみ学べる地域資源

- 周辺施設・関連歴史施設との連携
- 回遊性の向上
- ・多様な来訪者に対する適切な対応
- ・ 史跡情報の公開・広報

⑤周辺施設・歴史関連施設との連携と来訪者の回遊性向上

山居倉庫の歴史を体感しながら理解を深めることができるモデルコースの設定と周知を図ります。また、ガイダンス施設を含む周辺施設や関連歴史資源と連携を図り、山居倉庫を含む山居倉庫周辺との連続性のある回遊も促進し、動線整備や便益・サイン施設の設置等、来訪者の回遊性向上を図るための適切な整備を実施します。同整備にあたっては、支援を必要とする方や外国人観光客など、山居倉庫を訪れる様々な方が山居倉庫の魅力を体感し、理解を深めることができるよう、多言語表示等のユニバーサルデザインの観点を考慮した整備を行います。

⑥史跡情報の積極的公開・広報

山居倉庫の魅力に触れ、理解を深めてもらえるよう、継続的な調査研究の成果を公開し、興味・関心をより多く得られるように山居倉庫の魅力を積極的に広報します。

○史跡の保存・整備における年代設定について

(1) 史跡の保存・活用整備における年代設定(保存活用計画抜粋)

以下の3点について後世へ継承する必要があると考え、将来像として目指すべき本史跡の姿は、現在に至るまでの敷地・施設・運営の変遷を価値とみなし、現状を維持することを目指すこととする。

- 1. 米穀流通の歴史的経緯の中で我が国を代表する米券倉庫として存在した歴史性
- 2. 米穀の品質を維持するための施設全体の機能性
- 3. 創建当初から現在に至るまで庄内米と米作の歴史とともに歩んだ象徴性

なお、以下の例により、設定年代以外の整備を行うことがある。

- ①諸要素の保存状況や調査成果により、当初又は中古への復原がふさわしいと判断される諸要素については、設定年代を遡った意匠による整備を認める。ただし、この場合は展示解説等によって復原年代を明確に示すことを前提とする。
- ②資料調査や保存修理工事の成果によって、建造物の用途や形式の変遷がより具体的に明らかとなった際は、詳細な検討を行い整備の姿を定めていく。
- ③成立の年代に関わらず、史跡の構成要素として重要なものは保存の対象とする。
- ④活用に応じて新たに設けられる諸要素については、史跡の本質的価値や史跡全体の歴史的景観を損なうことのない意匠による整備を前提とする。
- (2) 山居倉庫整備基本計画策定委員会分科会の設置と進め方について
- 1 目的

山居倉庫整備基本計画で策定する事項のうち、専門的分野で、かつ検討項目が多数にのぼる協議事項については、委員会の中から4名程度の委員で構成する分科会を設置します。

分科会は必要に応じて委員長が指名、招集することができるものとします。分科会で協議した結果は次回委員会で報告することとします。

2 期間

令和6年度から令和7年度まで(2か年)

- 3 進め方
- ○学識経験者よりそれぞれの分野から意見をいただくために策定委員会分科会を立ち上げる。
- ○分科会の協議結果については、次回委員会で報告を行う。
- ※令和6年度分科会協議予定事項
 - ①史跡の保存・整備における年代設定
 - ②その他別に協議すべき事項

酒田市史跡山居倉庫整備基本計画策定委員会設置要綱(改正案)

(設置)

第1条 国指定史跡山居倉庫について、文化財保護法(昭和25年法律第214号) 第129条の2第1項に基づき策定した史跡山居倉庫保存活用計画との整合性 を図りつつ、来訪者へ史跡の本質的価値を正しく伝え、史跡の保全と次世代へ の継承を図り、史跡の特色を活かした整備を目指すことを目的とした史跡山 居倉庫整備基本計画(以下「計画」という。)を策定するため、酒田市史跡山 居倉庫整備基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活 用地域計画・保存活用計画・史跡等整備基本計画の策定等に関する指針に基づ き、策定する計画の内容について協議する。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員若干名により組織する。
- 2 委員会の委員は、専門的知識又は見識を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から計画が文化庁長官の認定を受け協議を終 える日までとする。

(会議)

- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ、委員長が招集 する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(分科会又は小委員会)

- 第7条 委員長は、必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。
- 2 委員長は、分科会又は小委員会に出席する委員を指名することができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、分科会又は小委員会に関係者の出席

を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

<u>第8条</u> 委員会の事務局は、企画部都市デザイン課に置く。 (その他)

<u>第9条</u> この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、 委員長が会議に諮って定める。

附則

この告示は、令和5年4月26日から施行する。

附則

この告示は、令和6年○月○日から施行する。

酒田市史跡山居倉庫整備基本計画策定委員会設置要綱(改正案)新旧対照表

新(改正案)	旧(現要綱)
(分科会又は小委員会)	(新規条項)
第7条 委員長は、必要があると認める	
ときは、分科会又は小委員会を設ける	
ことができる。	
2 委員長は、分科会又は小委員会に出	
席する委員を指名することができる。	
3 委員長は、必要があると認めるとき	
は、分科会又は小委員会に関係者の出	
席を求め、意見又は説明を聴くことが	
できる。	
(事務局)	(事務局)
第8条 委員会の事務局は、企画部都市	第7条 委員会の事務局は、企画部都市
デザイン課に置く。	デザイン課に置く。
(その他)	(その他)
第9条 この告示に定めるもののほか、	<u>第8条</u> この告示に定めるもののほか、
委員会の運営に関して必要な事項は、	委員会の運営に関して必要な事項は、
委員長が会議に諮って定める。	委員長が会議に諮って定める。

酒田市史跡山居倉庫整備基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 国指定史跡山居倉庫について、文化財保護法(昭和25年法律第214号) 第129条の2第1項に基づき策定した史跡山居倉庫保存活用計画との整合性 を図りつつ、来訪者へ史跡の本質的価値を正しく伝え、史跡の保全と次世代へ の継承を図り、史跡の特色を活かした整備を目指すことを目的とした史跡山 居倉庫整備基本計画(以下「計画」という。)を策定するため、酒田市史跡山 居倉庫整備基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活 用地域計画・保存活用計画・史跡等整備基本計画の策定等に関する指針に基づ き、策定する計画の内容について協議する。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員若干名により組織する。
- 2 委員会の委員は、専門的知識又は見識を有する者のうちから、市長が委嘱し、 又は任命する。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から計画が文化庁長官の認定を受け協議を終 える日までとする。

(会議)

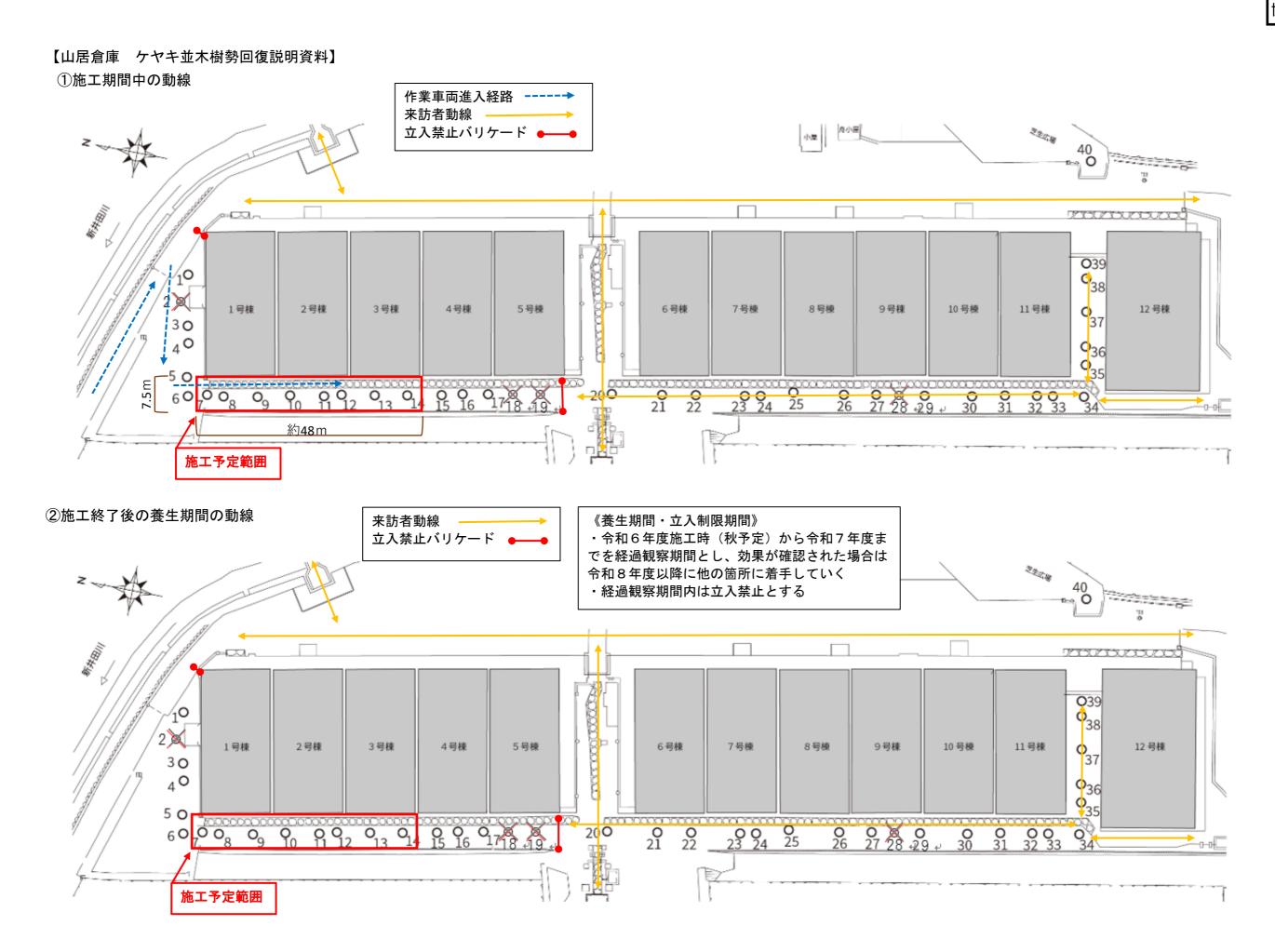
- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ、委員長が招集 する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、企画部都市デザイン課に置く。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、 委員長が会議に諮って定める。 附 則 この告示は、令和5年4月26日から施行する。



【山居倉庫 ケヤキ並木樹勢回復説明資料】

②施工終了後の養生期間の動線(新旧対照図)

(新:第3回委員会提案)

(旧:第2回委員会提案)



令和8年度以降に他の箇所に着手していく

・経過観察期間内は立入禁止とする



◎設置バリケードイメージ(木製の景観に配慮した色使いのもの)



◎サイン表示

- ・バリケード付近にケヤキ樹勢回復施工に 関する案内表示板を設置することとします。
- ·記載事項(案) 施工目的、施工概要、施工期間、立入禁止期間 等

《比較提案》

エリアを最小限にする

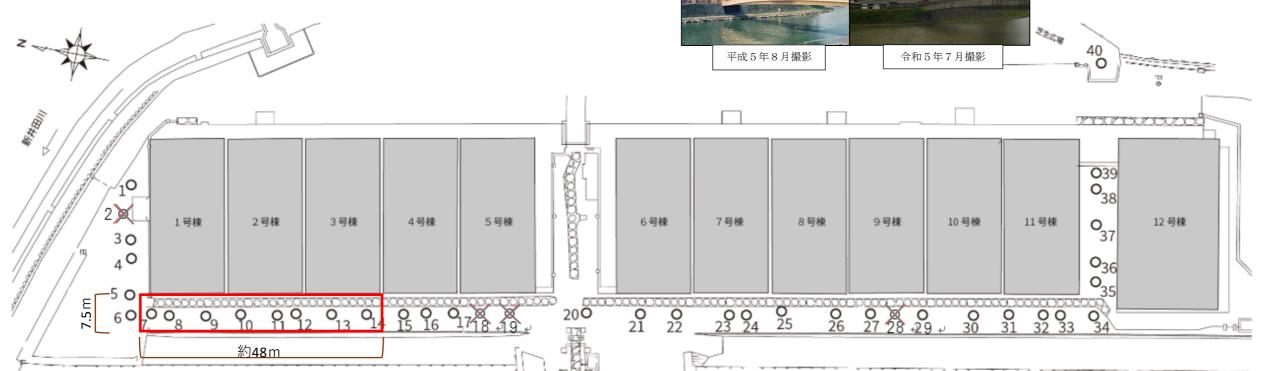
・立入禁止エリアの設定は、施工箇所が乾くまでの期間とし、立入禁止解除後は、養生マットを敷設して、動線を制限しつつも、施工前と同様の動線の確保を優先する。

・経過観察期間内は立入禁止とするが、立入禁止

令和8年度以降に他の箇所に着手していく

【山居倉庫 ケヤキ並木樹勢回復説明資料】令和6年度予定

効果を確認するため、一度に全数実施するのではなく、特に衰えの見られる範囲を先行して実施する。

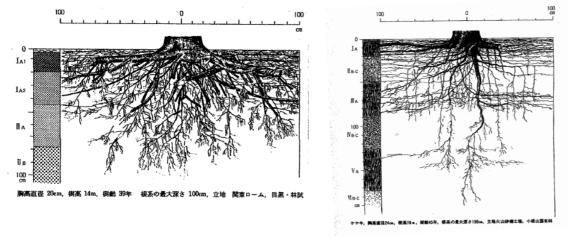


【施工内容】

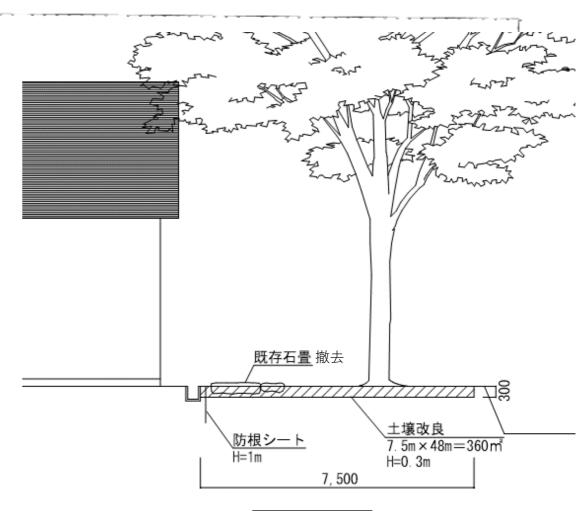
- ①生育障害の一因と考えられる石畳を撤去する。
- ②屋根や雨樋損傷の危険性を除去するため、枯れ枝・建物上に張り出した枝を剪定する。
- ③石を撤去した部分を含め、固くなった表土をはぎ取り、撹拌し、根を洗い活力剤・土壌改良剤を添加し、 土壌を改良する。
- ④防根シートを敷設し、伸びた根が建物基礎を侵食しないようにする。

【防根シートの埋設深さ】

ケヤキの根の深さはおおよそ1mのため、防根シートの埋設深さを1mと設定する。



出典: 苅住 曻 著、樹木根系図説、誠文堂新光社、P.714,715

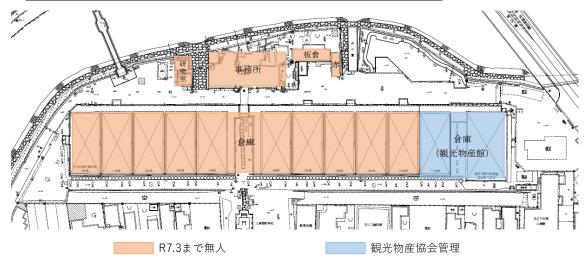


樹勢回復断面図

《火災報知設備設置概要》

1 設置建築物概要・現況図

種類	構造	延べ床面積
倉庫	木造瓦葺平屋建	5, 976. 78 m ²
事務所	木造瓦葺平屋建	524. 00 m²
研究室	木造瓦葺2階建	147. 00 m²
板倉	木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	121. 00 m²
赤場	木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	40. 00 m²



令和7年3月まで、11号棟・12号棟は観光物産館として営業しており、観光物産協会が常駐管理している。 それ以外の部分は現在活用しておらず無人のため、機械警備で管理している。

2 設計条件

- ①国宝・重要文化財(建造物)の防火対策ガイドラインを踏まえた設置とする。
- ②国史跡山居倉庫において、本質的価値を構成する諸要素に該当する建造物に、消防法に準拠した防火設備を設置する。
- ③対象施設は、無人施設であるため、現地で火災報知器が発報した際は、現場対応 までの仕組みを構築する。
- ④令和6年度内の運用として、倉庫棟11号棟、12号棟の指定管理者である一般社団法人酒田観光物産協会と連携する。
- ⑤倉庫棟1号棟に既設の火災報知器と新たに設置する火災報知器と連動させる。

3 要求事項

- ①本質的価値を構成する諸要素に該当する建造物(倉庫棟(既設の1号棟、11号棟、12号棟を除く)、事務所棟、研究室棟、板倉、赤場)に火災報知設備を設置する。
- ②火災報知設備の火災受信機を倉庫棟12号棟の事務室内に設置する。
- ③機械警備中は、警備会社に発報し、現場対応する体制とする。

4 関係法令

- ①消防法の用途は「文化財」となる。
- ②消防法上では、史跡指定年月日(令和3年3月26日)から2年以内に防火設備を設置する義務がある。

5 自動火災報知設備設置

- ①消防署の指導に従い、建造物の構造に合わせて必要となる個数の設備を設置 (設置予定数)火災受信機1台、発信機・電鈴収容箱15面、電鈴11個、 感知器157個
- ②木部へのビス止めを基本としつつ、文化財保護の観点から重要な構造材への取り付けは行わないようにする。
- ③配線は既存の電気配線と同じルートを通すものとします。露出する箇所はステープル固定し、事務所棟及び研究室棟はモール配線を行い、設置箇所の状況に合ったタイプでの設置とします。

《配線例》

- ①既存の電気配線穴を使用(※写真は2号棟)
- ②既存の電気配線穴を使用(※写真は4号棟)
- ③④ウレタン吹付箇所は、ウレタンの上に直接配線を行う。(※写真は5号棟)



6 火災報知設備感知器の選定

誤作動が少なく、費用軽減が図られる熱感知器(差動式スポット感知器)を基本に設置する。

ただし、空間が大きい倉庫は、感知までの時間が短い煙感知器(光電式スポット感知器)を設置する。

廊下、階段は消防法に定める設置基準により、熱感知器を使用できないため、 煙感知器とする。

《タイプ別比較表》

タイプ	熱感知器(差動式スポット感知器)	煙感知器(光電式スポット感知器)
	周囲の温度上昇率が一定の率以上	周囲の空気が一定濃度以上の煙を
機能	になったときに火災信号を発する	含むに至ったとき、火災信号を発
	もの。	するもの。
形状		
設置	事務所(廊下除く)、研究室(廊下、	倉庫、廊下、階段
場所	階段除く)、板倉、赤場	

7 発報時の体制

《令和6年度》

発報時期	初動体制
平日 (8:30~17:15)	発報を確認した酒田観光物産協会職員が初動対応
	を行い、その後担当部署へ連絡
土日祝(夢の倶楽営業時	発報を確認した酒田観光物産協会職員が初動対応
間内)	を行い、その後緊急連絡網により、担当部署職員個
	人携帯電話へ直接連絡
上記以外の時間帯	火災報知設備から機械警備に自動転送され、現場急
	行した警備会社が初動対応を行う。その後、緊急連
	絡網に従い、担当部署職員個人携帯電話へ直接連絡

《令和7年度以降》

発報時期	初動体制
平日 (8:30~17:15)	火災報知設備から機械警備に自動転送され、現場急
	行した警備会社が初動対応を行う。その後、担当部署
	へ連絡
上記以外の時間帯	火災報知設備から機械警備に自動転送され、現場急
	行した警備会社が初動対応を行う。その後、緊急連絡
	網に従い、担当部署職員個人携帯電話へ直接連絡

8 火災報知設備設置スケジュール

令和6年4月 現状変更申請、交付決定

5月 現状変更許可後、入札手続き

6月~12月 契約手続き、設置工事、完成後運用開始

《耐震診断事業概要》

1. 実施場所

本質的価値を構成する諸要素に該当する建造物(倉庫棟、事務所棟、研究室棟、板倉、赤場)のうち、保存・活用に係る検討において優先度の高い、倉庫棟1号棟~12号棟の中から選定した5棟(以下①~⑤)において実施するものとする。

- ①明治26年建築(2号棟~7号棟のいずれか1棟)
- ②明治27年建築(8号棟~10号棟のいずれか1棟)
- ③④明治28年建築(1号棟·11号棟)
- ⑤大正5年建築(12号棟)
- 2. 全棟の部材寸法確認等の実施
- 3. 上記 1.の①②については劣化状況、接合部の状態等を確認し、最も耐震性 が低いと想定される棟を選択、診断を行い、他の棟は当該結果を参照する。
- 4. 上記 1.の③④について、どちらも建築年は同じであるが、11号棟は補強 工事が行われているが、1号棟は補強工事が実施されたことがなく、耐震性の 状況が異なることが想定されるため、両方診断を行う。
- 5. 上記⑤については、11号棟と同様に平成14年の観光物産館整備の際に補強工事を行っているが、耐震診断は実施されていないため、診断を行うこととする。
- 6. 地盤調査においては、敷地内3点の調査とするが、道路拡幅工事が施工された際に調査された敷地隣接地のボーリングデータがあるため、当該データを活用することにより、ボーリング地点を2箇所とすることで、経費の圧縮を図る。
- 7. 活用用途の参考にするため、補強量の目安の提示までを成果品とする。

《耐震診断スケジュール》

令和6年3月 現状変更申請

4月 交付決定後、発注 現状変更許可後、発掘調査

5月 地盤調査着手

6月~1月 耐震診断実施

※2月の第5回委員会で速報値を報告予定

調査

診断

判定補強計画案

概算改修 工事費算出 基本設計 実施設計

※補強の詳細検討

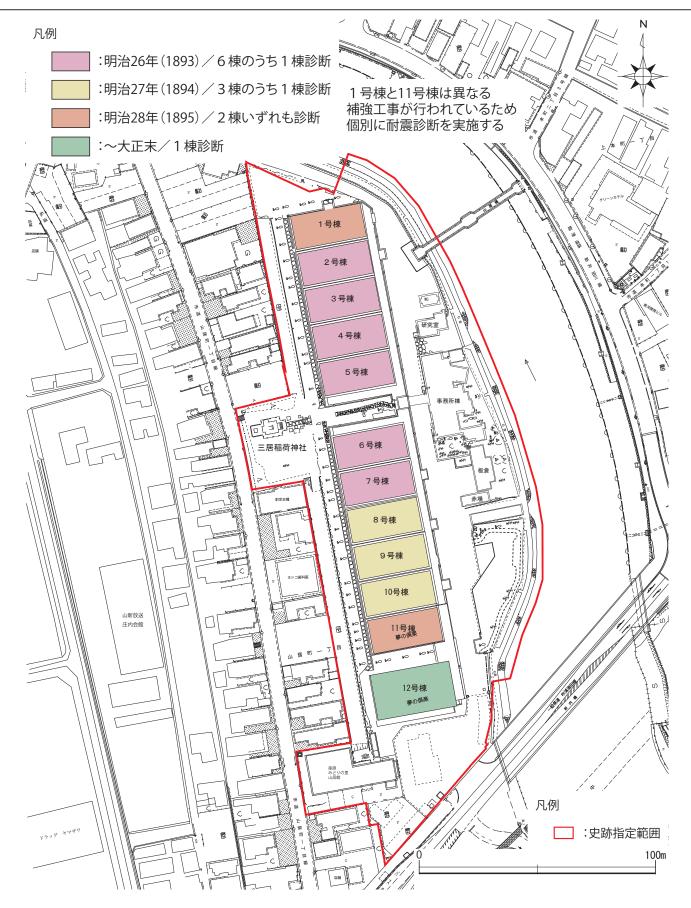
※精密診断法 2 (保有水平耐力計算法)現状の耐震性能(評点)の判定

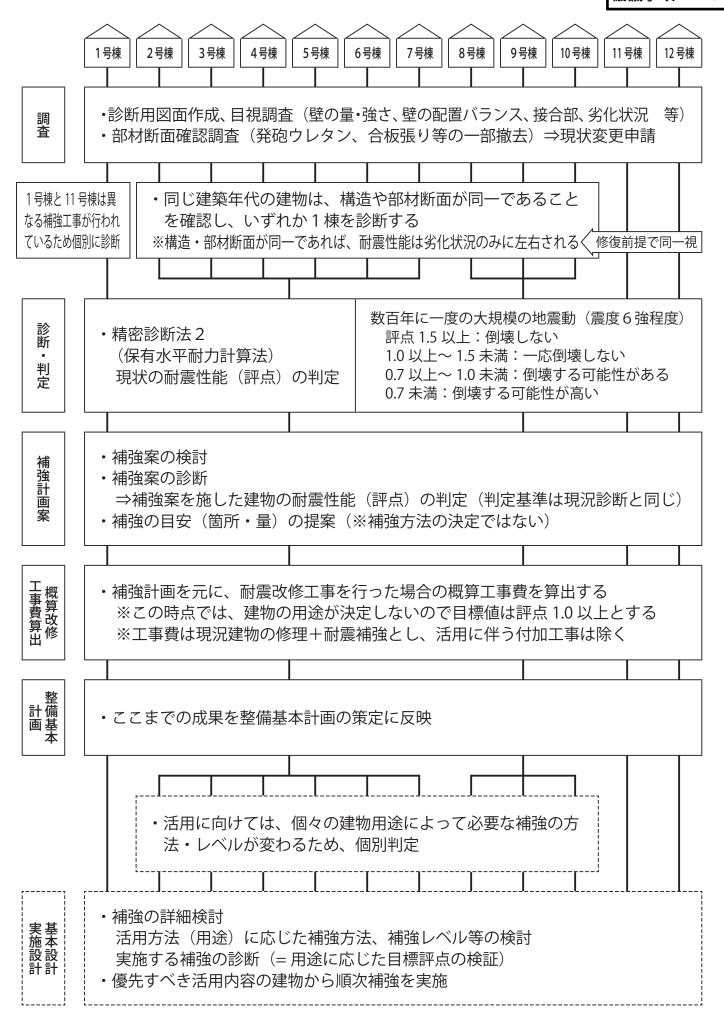
※補強案の診断

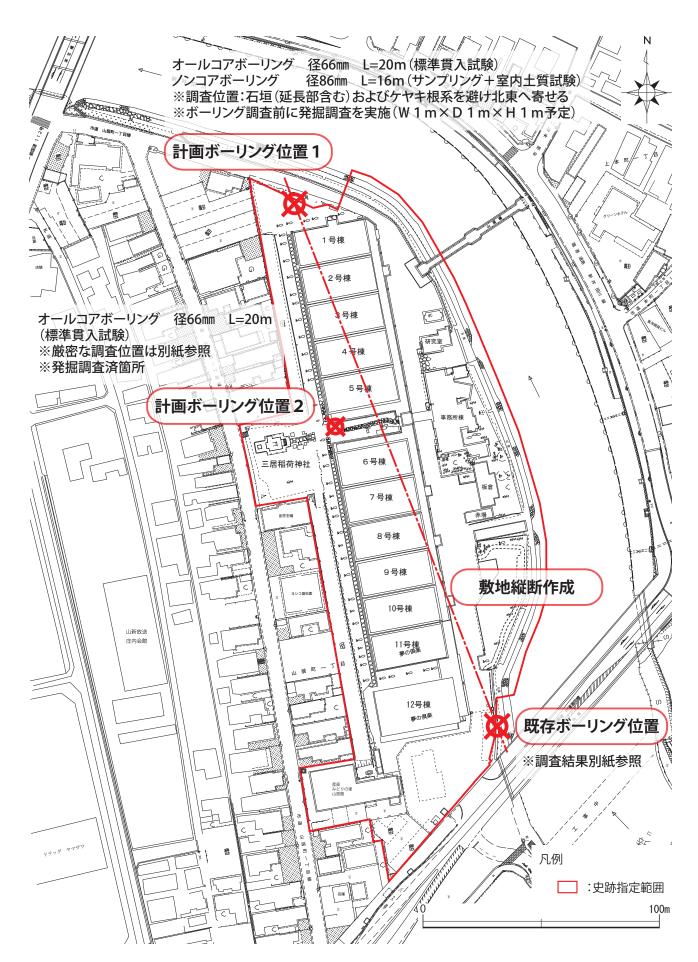
大規模の地震動(震度6強程度)で

一応倒壊しないこと(= 評点 1.0 以上)の検証

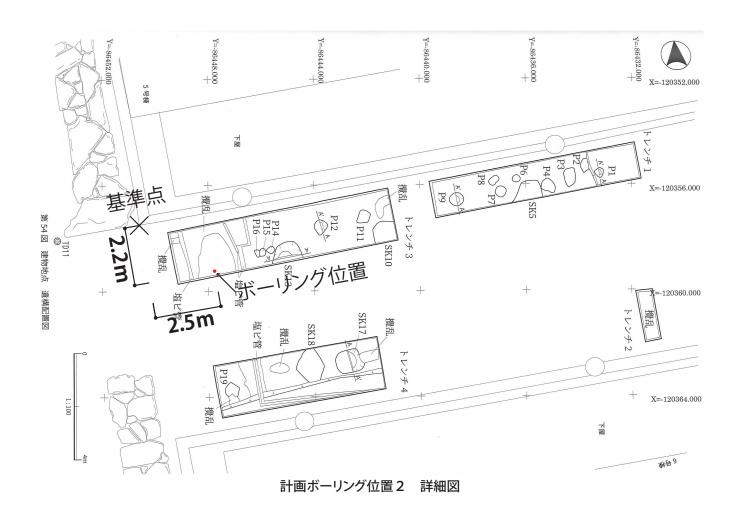
※補強の目安(箇所・量)の提案 (補強方法の決定ではない)

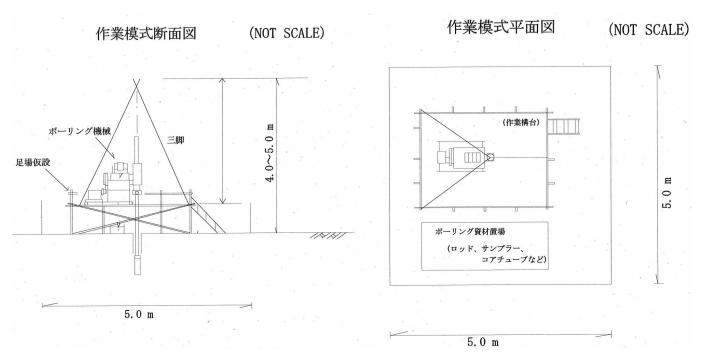






地質調査計画図





ボーリング作業構台仮設概要図(参考図)

進

月

日

19.45 3-7 图 粒度

既存のボーリング調査結果

ボーリング柱状図

									平成名在			3	. 0		3 .			lelet	I tex	14	stra										
					訓刮		 查		名 都市計画	街	路	j (能に	-/4	± 5 ±	也生	在 調	查3	美利	交	モ			ボー!	リングNo.	,]					
									事名							***************************************									シ	ートNo.					
	ーリン		-		В		3		調査位置				ř	西田	市	Ξ	居 町		T	地	内				北	緯					
-	注札		121	4= =	Δ 1 1.			形	県 庄内支庁				調金			P 成	9 £	¥ .	3 月	5 [1~	9年	3 月	日	東	経					
調	查業	者名	127	:	話(0)			さ 2 – !	主任技師 館山	」省			現代	理	場人	煎	山	省 吾	ř	コ鑑力	ア君	遠	藤康	仁		リン任者		岡	崎	豊	秋
孔	<u></u>	票高	3	.173m	角	180° 上	\sum_{i}	90°	方 北 0° 地	大平 0	•	使用機種	試	錐	機			東扌	\$ D	- :	L		ハンマ 落下月			J -	ン	プー	・リ	_	
総	掘i	進 長	6	3.50m	度	下 0°、			270° 90° 盤 鉛 色 色 回 180° 南 配 90°) 		機種	エン	ノジ	ン								ポン								
標	標	層	深	柱	土	台	相	相	記	T	孔	T				標	準	-	1	3-l)	ĦΔ				/l. 19	a a b m	·^	# D also			_
											内水位		10cm	ع"ت			- 	具		試	為 央			深	社 直	計算 験 4	英 名	試料		取	室内試験
尺	高	厚	度	状	質		対	対			位 (m)		10cm 打雪 0	20	数量				N		1	直		休		************************************		深		- 1	殿(
		'			区		密和					度	0	102	20 安全	\$				0				度				度	料		
(m)	(m)	(m)	(m)	図	分	調	må:	度	nebr.		測定月日		10	· 1	では、															方	
(111)	(111)	(111)	(1117)		73	暗	及	及	事 GL-0.15mまではアスファル	-	日	(m)	102	203	(cı	n)		10	20			40	50	(m)		11111111111	, 	(m) -	寻	法	
	L				盛	灰~			ト。 GL-0.15~2.5 m間は礫混り			1.15	3	4	4 11									**************************************							
1 2					土	暗褐			砂質土からなる。 GL-2.0m付近に木片を混入す			1.45	1 1	- 1	4 11 3	11		<i>\$</i>						***							
	0.67	2.50 0.30	2.50		結土混 り砂	1 ,		ļ	る。 粒径不均質な中~粗砂を主体とする			2.15		1	$\frac{2}{15}$ $\frac{4}{3}$	5 3	ø														
1			2,00		り砂砂	暗	非常に緩		粒径不均質な粗砂からなる。	1	3/8 3.40	3.15	1 17	1 13	2 3	<u> </u>															
4	-8: <u>73</u>	<u> </u>	3:38	a::-:0:	砂質枯土	1 11	10		全体に少量のシルト分を含有する。 粘性弱い。			3.45 4.15			3 8		HINGH							4.20				4.15			
- E			1	0.00	砂	黄	中位		磔はφ5~20mm程度の円~亜円 磔を主体とする。 マトリックスは細~粗砂。	1		4.45	+	_		8		Niii							111111	水平載荷	11111	R-	3-2 (P	过度
	-2.23	1.30	5.40	6.0.00	礫	褐	0					5.15 5.45	7	4	4 12	12		À						5.20							
H-111	5				T.h.	暗	中		粒径不均質な中〜粗砂を主体とする 部分的に若干量のシルト分を含有す			6.15	7	4	5 13 30	13)						6.00				6.15 B-	3-3 (P)	 村度
- 7					砂	青灰	位の		る。 GL-6.7~6.9m間に埋木を介				6.45 7.15	1 1	4	4 11	11							7.00	北州	内水平载荷式	ida)	6.45			
F 8	-4.73	2.50	7.90		砂	暗	中		在する。 磔は す 5~30mm程度の円磔を丰			7.45 8.15	1 1	7		111		3/													
Technic C	-5.53	0.80	8.70	Q: ₀ 9:6	礫	暗青灰 暗	中位の中		磔はゆ5~30mm程度の円磔を主体とする。 マトリックスは中〜粗砂。			8.45	\vdash	\dashv		27								8.90							
9		1.00	0.00	် ရ တ	保混りひ	青灰	で位の		粒径不均質な粗砂を主体とする。 礫は45~20mm程度の円礫を混 入する。			9.15		6	6 18	18								0.30	44	水平載荷	PEA	9.15 B-	3-4 (P	泣度
10	-6.73		10.50		砂 シルト 質砂	暗灰	緩い		ハテマ。 粒径やや不均質な細〜中砂を主体と する。		1	10.15	3	3	3 9	9								9.90	1077	******		9.45			
11				o	礫	暗	中		粒径不均質な粗砂を主体とする。			10.45 11.15	1 1	9 1		27			***									11.15			
12				o	混り	青	位					11.45	1 1	10 1		7				Ŷ							ШП	3-3 11.45	3-5	P	立度
	-9,53	2.20	12.70	o	砂	灰	0					12.15 12.45	1	10 1	30	29															
13	-10.33	0.80	13.50	0.00 0.00 0.00	砂礫	昭貴灰_	中位の		磔はφ5~30mm程度の円磔を主体とする。 マトリックスは中~粗砂。			13.15		6	6 17 30	17			ø												
14					有 機	黒			粘性中位。			13.45 14.15	1 1	1 6		5												4.00		Ŀ	七重
15					質粘	灰		,,,	有機物の含有量は上部ほど多く、下 部に従い少なくなる。			14.45 15.15															1	14.30 B-3	3-1	T)	發性
	-12.33 -12.83	- 1	15.50 16.00	11;;;;	土 枝志混	暗灰			粒径均質な細砂を主体とする。			15.15 15.45	1		30	7												5.15		SVICE I	土金元夜里的一
16	12.00	0.30	10.00		שור		中				- 1	16.15 16.45		6	8 19 30	19			V									6.15 B-3	3-6 (P) #	
17					砂	暗灰	位		粒径均質な中砂を主体とする。 上部には若干量のシルト分を含有す。		- 1	16.45 17.15		9 1	1 28	28												6.45			•
1.8	-14.93	2.10	18 10				0		ઢ .			17.45		_	30	_ Z8			برزالا												

	Ē	_	0.37	0.30	2.80		特表混	暗灰	-	 	粒径不均質な中~粗砂を主体とする
	-	3						暗	非常に緩		粒径不均質な粗砂からなる。
	-		-8.73 -8.93	1:18	3.90		砂	灰	に緩		全体に少量のシルト分を含有する。
	<u></u>	4	-0.93	0.20	4.10	000	砂質枯	暗灰			粘性弱い。
	E E					1	(Teb	黄	申	-	磔はφ5~20mm程度の円~亜円
	1	5	-2.23	1.30	E 40	0.000	礫	福	位の		磔を主体とする。 マトリックスは細〜粗砂。
	1.1			1.30	5.40	0,,,,,,			100	-	イトラックへは和りで担切。
	-	6						暗	中		粒径不均質な中~粗砂を主体とする
							砂		l		部分的に若干量のシルト分を含有す
	1	7	i				119	青	位		る。 GL-6.7~6.9m間に埋木を介
	lu l							灰	0		在する。
		8	-4.73	2.50	7.90		T.I.	1132	117		189/1-1 E - 3 O HIPF AITING - 1-
				0.00	0.70	0.80	砂礫	暗青灰	中位		課は
		9	-5,53	0.80	8.70		保	暗暗	の中	-	やインタングでは中で、相砂。 粒径不均質な粗砂を主体とする。
		9					浪り	青	位		機はか5~20mm程度の円礫を混
			-6.73	1.20	9.90	00	砂	灰	0)		入する。
	- 1	٥	-7.33	0.60	10.50	17.7	シルト 質砂	暗青 灰	緩い		粒径やや不均質な細~中砂を主体とする。
			7.00	0.00	10.30	2.7	礫		٧.	-	98.
	- 1	1					1	暗	中		粒径不均質な粗砂を主体とする。
	-					on	混	青	位		礫はφ5~20mm程度の円礫を混
	- 1	2					り	灰	0		入する。
	-		-9.53	2.20	12.70		砂				
	- 1	3					砂	暗貴灰	中位の		磔はφ5~30mm程度の円磔を主体とする。 マトリックスは中~粗砂。
	_		-10.33	0.80	13.50	0:000	礫		め		マトリックスは中〜粗砂。
	1.	4					有				W-1.1W. 1.14.
						,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	機質	黒		中	粘性中位。 有機物の含有量は上部ほど多く、下
	- 1	_		1		! !	粘	灰		位	部に従い少なくなる。
		- 1	-12.33	2.00	15.50	11111	+				4.000
			-12.83	0.50	16.00	::::://.	粘土混 り砂	暗灰			粒径均質な細砂を主体とする。
	- 1	6	12.00	0.00	10.00	*******	7119				
	-							暗	中		粒径均質な中砂を主体とする。
	- 1 '	7		ŀ			砂		位		上部には若干量のシルト分を含有す
	-							灰	0		る。
	- 1 8	8	-14.93	2.10	18.10				387		
	•	1					粘土	暗	検い		粒径均質な細砂を主体とする。
	- 19	9				/	土混		4		GL-18.1~18.2m間に粘土
			-16.53	1.60	19.70	/	り	灰	中位の		の薄層を挟在する。
	-2(г	10.00	1.00	13.70	*********	- 17		市		型径均質な細砂を主体とする。
Ē				1				暗	位	- 1	全体にシルト分を含有し、互層状を
	2			İ			砂		0	- 1	呈する。
	- 2 :	1						灰	密		GL-19.8~20.0m間に粘土
É	_		-18.63	2.10	21.80				な		の海層を挟在する。
E	- 22	2					有機物	暗	緩		粒径均質な細砂を主体とする。
Ē	-		l				混り砂	灰	63	- 1	所々に未分解の木片を混入する。
E	- 23	3	-19.93	1.30	23.10						
	-						l	暗	密な		粒径均質な中砂を主体とする。
E	- 24	1		1			砂	灰	常に	- 1	下部には若干量のシルト分を含有す
E		Ŀ	-21.33	1.40	24.50				密な		3.
		1	'	,	1.		1	ı	,	1	1

		1		30	140	\$4-44-44-44-44-44-44-44-44-44-44-44-44-4
17.45					7	
1	l	1		1	1	<u> </u>
10 15	3	5	5	13	1	
18.15	J	ر ا	U	13	1	
		1	1	30	112	
L	L		L	30	13	
18.45					1	<u> </u>
10.10		l	1	1	1	
40 40	2	-		۱ ۵	1	[
19.15	3	3	3	9 30		
		i	1	20	-	[T111111111111111111111111111111111111
1 1		1	1	1 30	9	
19.45			-			
13.43		l	l	1	1	<u> </u>
	_	1			ì	
20.15	7	14	17	38	1	<u> </u>
20.10		* *	1	00	1	
1 1		i	1	30	38	[7:5:5:1:1:5:1:5:1:5:1:5:1:5:1:5:1:5:1:5:
××				00	100	
20.45			1	ĺ	1	
			1		1	
04 45	8	9	10	07	1	
21.15	0	3	10	27	1	
				20	1	[****
		1		30	27	}*************************************
21.45					1	hibidat bid pada pada a a a a a a a a a a a a a a
21.40					1	[] [] [] [] [] [] [] [] [] []
				١ ـ	1	
22.15	$\frac{1}{7}$	2 13	2	5 30	1	
22,10			- 1		_	
	7	1.3	1	30	5	
88 45		10		00	1 "	
22.45			1 1	-	i .	
			1 1	ĺ	ı	
23.15	11	14	17	42 30	1	
43.13	11	14	11	44	1	
			l i	20	40	
1			1 1	1 30	42	**************************************
23.45					1	
P. 1. 1. 1. 1.			t l		l	<u> </u>
	10	4.77		=0	ŀ	}
24.15	19	17	14	50 27	ı	<u> </u>
7. I. I					l	<u> </u>
			71	97	56	
' 1						